史跡盛岡城跡保存活用計画(案)

盛岡市

目 次

Ι	計画の目的と背景		1
1	保存活用計画策定の目的	りと必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(]	し)保存活用計画策定の日	目的	
(2	2) 保存活用計画の必要性	生	
(;	3) 計画対象範囲		
(4	1)計画期間		
2	委員会の設置		2
(]	1)委員会の設置		
(2	2)委員会組織		
(;	3)審議経過		
3	盛岡城跡保存整備事業の	か沿革 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(]	1)遺構の保全と公園の第	安全確保を目的とした石垣修復の契機	
(2	2) 石垣修復事業の実績		
Π	盛岡城跡の概要・・・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	9
1	盛岡城跡とその周辺の野	景境 ······	9
(]	l) 盛岡城跡の位置と地界	B	
(2	2) 地質		
2	南部氏の歴史 ・・・・・・・		12
3	盛岡城の基本構造 ・・・		21
(]	1)城郭の構造		
(2	2) 遺構の変遷		
(;	3) 石垣石材及び瓦の産均	也と関連遺跡	
(4	1) 城下町の変遷		
4	現存する資料 ・・・・・・・		39
(]	し)写真・絵図・文献		
(2	2) 現存移築建築物(部村	才)等	
5	明治維新後の盛岡城跡		49
(]	し)明治維新と盛岡城		
(2	2) 櫻山神社の遷座		
	3) 岩手公園の開園		
(4	1)戦前の公園整備		
6			59
	1)保存整備事業に伴う		
(2	2) 施設整備工事等に伴う	う発掘調査	

Ш	5	史跡指定	70
1	史	ぬ指定に至る経過 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	70
2	史	¹ 跡指定 ······	72
3	史	² 跡指定後の経過 ·····	74
(1)	太平洋戦争と盛岡城	
(2	(;)	都市計画道路と商店街	
(3	(;	戦後の整備・活用	
4	史	· ・ ・ ・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	82
IV	5	史跡の価値と構成要素 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	84
1	史	² 跡の本質的価値の明示 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	84
(1)	史跡盛岡城跡の本質的価値	
(2	(;)	本質的価値に準ずる価値	
2	地	1区区分の設定	86
(1)	基本方針	
(2	2)	各曲輪の機能と地区区分	
3	各	地区を構成する諸要素 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	90
(1)	各地区の本質的価値を構成する要素の特定	
4	史	·跡指定地周辺 ·····	94
(1)	史跡の本質的価値に関わりの深い要素	
(2	?)	史跡指定地周辺を構成する諸要素	
7.7	т.	見状と課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	07
V	-		97
1	保	R存管理の現状 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	97
(1)	石垣の現状と挙動観察	
(2	?)	地形及び遺構の改変	
(3	;)	移築及び新設された建築物・主な工作物等	
,		史跡周辺の社会基盤	
(5		景観	
2		5用の現状 ······ 1	
3			111
		整備基本計画の策定と実施状況	
		保存のための整備(石垣修復等工事)	
		活用のための整備	
		発掘調査及び史・資料調査	
		景観・環境整備	
			116
(1)	運営等の体制	

(2	2) 市民協働による維持管理	
5	課題	8
(1)保存に関する課題	
(2	2)活用に関する課題	
(3	3)整備に関する課題	
(4	1) 運営・体制に関する課題	
6	関連法令・諸計画	0
(1)各種法的規制	
(2	2) 関連する諸計画等	
VI	計画の大綱と基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・13	31
1	計画の大綱	1
2	基本方針 ······ 13	
(1)保存・管理の基本方針	
(2	2)活用の基本方針	
(3	3)整備の基本方針	
(4	1)保存・活用・整備の推進及びその体制の基本方針	
VII	保存管理 ····· 13	33
1		
1 (1	基本的な方向性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13	
(1	基本的な方向性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(1	基本的な方向性 ・・・・・・・・・・・・・・・・13 .)保存・管理の方向性 2)現状変更等に関する方向性	3
(1 (2 2	基本的な方向性 13)保存・管理の方向性 2)現状変更等に関する方向性	3
(1 (2 2 (1	基本的な方向性 13)保存・管理の方向性 り現状変更等に関する方向性 保存管理の方法 13	3
(1 (2 2 (1 (2	基本的な方向性13)保存・管理の方向性)現状変更等に関する方向性保存管理の方法13)地区ごとの保存管理方法	3
(1 (2 2 (1 (2	基本的な方向性 13)保存・管理の方向性 ②)現状変更等に関する方向性 保存管理の方法 13)地区ごとの保存管理方法 ②)遺構・植生の保存管理方法	3
(1 (2 2 (1 (2 (3 3	基本的な方向性 13)保存・管理の方向性 2) 現状変更等に関する方向性 保存管理の方法 13)地区ごとの保存管理方法 2) 遺構・植生の保存管理方法 3) 史跡盛岡城跡周辺における諸要素の保存方針	3
(1) (2) 2 (1) (2) (3) 3 (1)	基本的な方向性 13)保存・管理の方向性 2) 現状変更等に関する方向性 保存管理の方法 13)地区ごとの保存管理方法 13 ②)遺構・植生の保存管理方法 3) 史跡盛岡城跡周辺における諸要素の保存方針 現状変更等の取扱基準 13	3
(1 (2 2 (1 (2 (3 3 (1 (2	基本的な方向性 13)保存・管理の方向性 2) 現状変更等に関する方向性 保存管理の方法 13)地区ごとの保存管理方法 13 ②)遺構・植生の保存管理方法 2) 遺構・植生の保存管理方法 B) 史跡盛岡城跡周辺における諸要素の保存方針 13 現状変更等の取扱基準 13)基本的事項	3
(1 (2 2 (1 (2 (3 3 (1 (2	基本的な方向性 13)保存・管理の方向性 2) 現状変更等に関する方向性 保存管理の方法 13)地区ごとの保存管理方法 13 ②)遺構・植生の保存管理方法 3) 史跡盛岡城跡周辺における諸要素の保存方針 現状変更等の取扱基準 13 ① 基本的事項 13 ②)現状変更等の取扱基準 13	3 3 9
(1) (2) 2 (1) (2) (3) 3 (1) (2) (3) 4	基本的な方向性 13)保存・管理の方向性 2) 現状変更等に関する方向性 保存管理の方法 13)地区ごとの保存管理方法 13 ②)遺構・植生の保存管理方法 3) 史跡盛岡城跡周辺における諸要素の保存方針 現状変更等の取扱基準 13 ②)現状変更等の取扱基準 13 ②)現状変更等の取扱基準 13 ②)地区ごとの保存管理・現状変更等許可基準	3 3 9
(1) (2) 2 (1) (2) (3) 3 (1) (2) (3) 4	基本的な方向性 13 .) 保存・管理の方向性 2) 現状変更等に関する方向性 保存管理の方法 13 .) 地区ごとの保存管理方法 13 .) 遺構・植生の保存管理方法 3) 史跡盛岡城跡周辺における諸要素の保存方針 現状変更等の取扱基準 13 .) 基本的事項 13 .) 現状変更等の取扱基準 13 .) 地区ごとの保存管理・現状変更等許可基準 14	3 3 9
(1) (2) 2 (1) (2) (3) 3 (1) (2) (3) 4	基本的な方向性 13 .) 保存・管理の方向性 2) 現状変更等に関する方向性 保存管理の方法 13 .) 地区ごとの保存管理方法 13 .) 遺構・植生の保存管理方法 3) 史跡盛岡城跡周辺における諸要素の保存方針 現状変更等の取扱基準 13 .) 基本的事項 13 .) 現状変更等の取扱基準 13 .) 地区ごとの保存管理・現状変更等許可基準 14	3 3 9
(1) (2) (2) (3) (3) (1) (2) (3) 4 5	基本的な方向性13)保存・管理の方向性2)現状変更等に関する方向性保存管理の方法13)地区ごとの保存管理方法3) 地区ごとの保存管理方法②)遺構・植生の保存管理方法3) 史跡盛岡城跡周辺における諸要素の保存方針現状変更等の取扱基準13②)現状変更等の取扱基準13②)現状変更等の取扱基準14追加指定の方針14土地公有化の方針14	3 3 9 6 6
(1 (2 2 (1 (2 (3 3 (1 (2 (3 4 5 VIII 1	基本的な方向性 13)保存・管理の方向性 2) 現状変更等に関する方向性 保存管理の方法 13)地区ごとの保存管理方法 13 2) 遺構・植生の保存管理方法 3) 史跡盛岡城跡周辺における諸要素の保存方針 現状変更等の取扱基準 13 2) 現状変更等の取扱基準 13 3) 地区ごとの保存管理・現状変更等許可基準 追加指定の方針 14 土地公有化の方針 14 活用の方向性と方法 14	3 3 9 6 6
(1 (2 2 (1 (2 (3 3 (1 (2 (3 4 5	基本的な方向性13)保存・管理の方向性13② 現状変更等に関する方向性13保存管理の方法13③ 地区ごとの保存管理方法13② 遺構・植生の保存管理方法13③ 史跡盛岡城跡周辺における諸要素の保存方針現状変更等の取扱基準② 財状変更等の取扱基準13② り現状変更等の取扱基準13③ 地区ごとの保存管理・現状変更等許可基準追加指定の方針追加指定の方針14土地公有化の方針14活用の方向性と方法14方向性14	3 3 9 6 6

(4)地域振興・文化的観光資源としての活用	
2	活用の方法	47
(1)調査・研究成果の公開	
(2)学校教育・社会教育・生涯学習の場としての活用	
(3)都市公園としての活用	
(4)地域振興・文化的観光資源としての活用	
IX	整備の方向性と方法・・・・・・・・・・・1	150
1	方向性	50
(1)保存のための整備	
(2)活用のための整備	
(3)第Ⅱ期整備計画の概要と整備計画	
2	整備の方法	52
(1)保存のための整備	
(2)活用のための整備方法	
(3)地区別の整備の方向性と整備内容	
X	運営・体制整備 ・・・・・・・・・・・・・・1	159
1	運営・体制整備の方向性 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	59
(1)保存管理における運営・体制の現状	
(2)方向性	
2	運営・体制整備の方法	59
(1)運営方法	
(2)協力体制	
(3)市民等の参加	
XI	施策の実施計画の策定・実施 ・・・・・・・・・・・・・・1	161
1	施策の実施計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	61
XII	経過観察	163
1	経過観察の方向性 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	63
2	経過観察の方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	63

I 計画の目的と背景

1 保存活用計画策定の目的と必要性

(1) 保存活用計画策定の目的

盛岡城跡は、国指定史跡としてこれまで着実に保存の措置が取られてきたが、今後も盛岡城跡を適切に保存し、次世代へと良好な状態で着実に継承していくため、史跡の有する本質的価値とその構成要素とともに、本質的価値以外の周辺の環境を含む構成要素を明確化し、これにより史跡とその周辺を適切に保存・活用していくことが求められている。

このため、本計画は史跡及び史跡を有する都市公園として調和のとれた保存・活用を進めるための方向性、方法、現状変更の取扱基準などを定めることを目的とする。

(2) 保存活用計画の必要性

盛岡城跡は、近世から現代に至る都市形成の要であり、現在の中心市街地の形成・発展の原点である。また、洗練された縄張りと、雄大かつ優美な石垣が残る近世史上重要な歴史遺産であるとともに、市街地の中心部にある緑豊かな公園として、多くの市民に親しまれている。

盛岡市では、平成24年3月に「史跡盛岡城跡保存管理計画」、翌年3月には「史跡盛岡城跡整備基本計画」を策定し、近世城郭としての歴史的価値の保全と、来園者の安全確保を図る観点から、石垣の解体修復工事を進めるとともに、歴史的・文化的景観の維持・向上を図るため、電線の地中化や樹木の伐採・剪定等に取り組みつつ、史跡への理解を深め、利活用を推進させるための保存整備に伴う遺構の確認調査や文献資料をはじめとする史・資料調査を行うなど、計画に位置付けられた事業の推進に取り組んできた。

この間、各種整備事業や調査の進捗が図られた一方、事業により得られた成果や課題に基づいた、確実で計画的な各種事業の推進や、史跡の理解を深め、より一層の利活用を推進させるための施策の実施が求められているほか、史跡周辺のまちづくりにおいて、盛岡城内及び城下町としての歴史性を考慮する必要が生じている。こうした動向を踏まえ、改めて史跡の本質的価値を再検証し、現状と課題を整理し、史跡の保存管理や活用、整備、運営体制等の方向性と方法を記載するとともに、段階的に事業を推進するための実施計画と、史跡とその周辺における各種計画との調整を図りながら、都市整備に対する方向性を示す保存活用計画として作成するものとする。

(3)計画対象範囲

当保存活用計画の対象範囲は、昭和12年(1937) 4月17日に指定された、史跡盛岡城跡の範囲内とする。ただし、指定範囲の外側には、外堀や土塁、御新丸御殿跡や重臣屋敷など、盛岡城に関連する要素が存在していることから、史跡周辺に存在する城郭の価値をあらわす諸要素に対しても、保存や活用の方向性に関する検討も行うものとする。

(4)計画期間

令和5年度(2023)から令和14年度(2032)までの10年間とする。

I 計画の目的と背景

2 委員会の設置

(1)委員会の設置

史跡盛岡城跡の調査研究、保存管理、整備、活用等について、その方向性を検討し、歴史的遺産 としての価値を検証、高揚し、より一層の活用を図るため「史跡盛岡城跡保存活用計画検討委員 会」を令和4年10月25日付けで組織した。

委員会は、原則として『史跡盛岡城跡保存管理計画』策定時の委員構成を継承することとし、日本近世史、考古学、都市計画、法律、建築、文化・芸術等の分野における有識者の方々から選定し、令和4年11月10日付けで委嘱した。

(2)委員会組織

委員 (五十音順)

役 職	氏 名	現 職 名 等	分 野 等
委員長	倉 原 宗 孝	岩手県立大学総合政策学部 教授	都市計画
副委員長	北野博司	東北芸術工科大学 歴史遺産学科 教授	考古学
委 員	兼平賢治	東海大学 文学部 歴史学科 准教授	日本近世史
IJ	熊 谷 友 子	元岩手県建築士会女性委員会 委員長	建築
IJ	斎 藤 千加子	岩手県立大学総合政策学部 教授	法 律
IJ	坂 本 広 行	櫻山神社 宮司	櫻山神社
"	田中哲雄	元東北芸術工科大学教授	史跡整備
IJ	西 村 幸 夫	國學院大學 観光まちづくり学部 教授	都市計画
IJ	山 本 玲 子	啄木ソムリエ	文化・芸術

指導·助言

氏 名	現 職 名
浅 野 啓 介	文化庁文化財第二課 文化財調査官(史跡部門)
高 橋 祐	岩手県教育委員会生涯学習文化課 文化財専門員

助言 (庁内関係課)

部 名 等	課名等	部 名 等	課名等
市長公室	企画調整課 盛岡城復元調査推進室	都市整備部	都市計画課 景観政策課
総務部	管財課		公園みどり課 市街地整備課
交流推進部	観光課		まちなか未来創生室

事務局

部 名 等	課名等
教育委員会事務局	歴史文化課 (主管課)

(3)審議経過

ア 史跡盛岡城跡保存活用計画検討委員会

	日程	內 容 等
第 1 回	令和5年1月17日	
第 2 回	令和5年3月24日	【議題】・計画(案)について。・策定スケジュールについて。

3 盛岡城跡保存整備事業の沿革

盛岡城跡では史跡の本質的価値を構成する主要な要素である石垣は、築かれてから長年の年月を経て孕みや緩みによる傷みが著しいことから、文化財としての石垣の保全とともに公園利用者の安全と快適性を確保する必要性から昭和59年度以降、現在に至るまで石垣修復事業を継続してきた。

この間には、『史跡盛岡城跡保存管理計画』、『史跡盛岡城跡整備基本計画』、『史跡盛岡城跡植栽管理基本計画』のマスタープランを順次策定して、現在は『史跡盛岡城跡保存活用計画』の策定に取り組んでいる。

また、『史跡盛岡城跡整備基本計画』に基づいて、石垣の修復に併行して史跡の理解を促進するために三ノ丸北西部の本新蔵地区、三ノ丸南東部・北西部の石垣、鶴ケ池・台所地区において、遺構表示を主とする整備計画の基本設計の策定を進めてきた。

さらに、盛岡市や盛岡城跡のシンボル性を高めながら、さらなる史跡の理解を深めるため、かつ て本丸に存在した建物について、復元の根拠となる史・資料の収集と調査に取り組んでいる。

以上のように史跡盛岡城跡では昭和59年以降、石垣修復にみるように史跡の保全や都市公園の安全確保の観点から事業を進めてきたが、『史跡盛岡城跡整備基本計画』策定以降は、史跡の活用に重点を置いて計画を策定してきた。しかしながら現状では各種イベントの開催に見るように公園としての多くの利活用が行われているものの、文化財としての活用が不足していることから、様々な取組を進めている。

なお、盛岡城跡の歴史経過、整備事業等の経過、計画等の策定経過について、それぞれ表 $1\sim3$ にまとめた。

(1) 遺構の保全と公園の安全確保を目的とした石垣修復の契機

昭和57年9月の文化庁と盛岡市との協議において、①淡路丸南東部・南部、②本丸東部、③二ノ丸南東部、④三ノ丸北西部の石垣の変位が大きい順で修復を行うことになり、昭和59年度から国庫補助事業を受けて実施する方針とした。

修復範囲は石垣総面積約1万平方メートルのうち、約5千平方メートルを対象とした。

なお、実施に当たり石垣修復技術の一全国的な一般化に向けて、「石垣修復マニュアル」の作成と「石垣崩壊メカニズム」の把握が必要とされた。調査は、文化庁及び奈良国立文化財研究所の指導により行い、全国の石垣修復のモデルケースとなった。盛岡城跡の石垣変位の進行状況は次の段階を踏まえて修復場所を選定している。

ア 第1段階: 孕みが若干みられ、寺勾配は崩れかかっている状態

イ 第2段階: 孕みが進行し、石垣が直立に近い状態

ウ 第3段階: 孕みが著しく、石垣面が直立または迫り出す状態

エ 第4段階:石垣面が内側に陥没している状態

オ 第5段階:原位置をとどめず、崩壊している状態

(2) 石垣修復事業の実績

ア 第1期保存整備事業

(ア) 修復場所及び修復年度

淡路丸南東部東面 (昭和 59·60 年度)、淡路丸南部南面 (昭和 61~63 年度)、淡路丸南西部 (平成元~2年度)

(イ) 事業内容

石垣修復 2,719.10 ㎡、測量調査 6,768.50 ㎡、発掘調査 4,356.0 ㎡、その他(樹木伐採・移植、園路舗装等)

(ウ) 施工体制

指導:文化庁、奈良国立文化財研究所、岩手県教育委員会

事業主体:盛岡市

設計·監理:盛岡市都市整備部 発掘調查:盛岡市教育委員会

各種調查:施工業者

イ 第2期保存整備事業

(7) 修復場所及び修復年度

二ノ丸南東部 (平成4年度)、本丸北東部 (平成5~7年度)、本丸北西部 (平成8~10年度)、 本丸南西部 (平成10~16年度)、吹上門坂 (平成13年度)

(1) 事業内容

石垣修復 1,028.1 ㎡ (I期との計 3,742.2 ㎡)、測量調査 5,334.0 ㎡ (I期との計 12,102.5 ㎡)、発掘調査 2,101.0 ㎡ (I期との計 6,457.0 ㎡)、その他 (樹木伐採・移植、園路舗装等)

ウ 第 I 期整備計画

(ア) 修復場所及び修復予定年度

三ノ丸南東部東面・南面(平成28年度)、三ノ丸北西部北面(令和3~6年度)

(4) 修復方針

変位調査、地質調査、測量調査、発掘調査成果を踏まえた基本設計と実施設計とし、修復範囲は当初は北西部西面も含んでいたが、北面だけの修復とした。

I 計画の目的と背景

表 1 盛岡城・盛岡城跡の歴史経過

年 号	主な事項
天正 10 年	南部信直、三戸城主となる
天正 18 年	信直、秀吉から南部七郡を本領安堵される
天正 19 年	九戸合戦。浅野長政、信直に不来方への居城移転を勧める
慶長2年(1597)	盛岡城の鋤初め(慶長3年築城開始の説もあり)
慶長3年(1598)	南部信直、醍醐の花見において築城許可を得たとされる
慶長 14 年(1609)	中津川に上ノ橋を架ける(同 16 年中ノ橋、同 17 年下ノ橋)
元和3年(1617)	盛岡城大修築開始。築城は、前田利家家臣の内堀伊豆頼式が奉行頭として指揮
元和5年(1619)	盛岡城修復成り、利直福岡城から移る
寛永 10 年(1633)	南部重直、盛岡城完成。南部重直入城
寛永 13 年(1636)	本丸に落雷あり。三重櫓ほか消失
寛文7年(1667)	石垣石材、志和郡長岡から舟で運搬
延宝元年(1673)	北上川の切回しの許可を受ける
貞享3年(1686)	二ノ丸西垣の石垣完成
宝永元年(1704)	大地震により本丸の壁及び石垣が崩れ破損する
宝永2年(1705)	三ノ丸北西部北面の石垣修復
天保 13 年(1842)	本丸三階櫓を天守とよび改める
安政2年(1855)	本丸冠木門番所脇の石垣修復、大手門わきの石垣修復(江戸時代での石垣修復最終記事)
明治元年(1868)12月	戊辰戦争で盛岡藩降伏。兵部省の所管となり、松本藩・松代藩の取締となる(10 月に政府 軍入城)
明治2年(1869)7月	盛岡に復帰、再び13万石の居城となり、中ノ丸に藩庁が置かれる
明治3年(1870)	廃藩置県により盛岡県となる。中ノ丸に県庁を置かれ、10月には遠曲輪・外曲輪の外堀・ 土塁が払い下げられ埋め立てられる
明治4年(1871)1月	全国的に廃藩置県が命じられる
明治5年(1872)1月	岩手県となり、6月には陸軍省(兵部省明治5年(1872)2月に廃止)、東北(仙台)鎮台の 所管となる
明治7年(1874)3月	本丸建物 1,276 坪 (三階櫓・二階櫓・土蔵・板蔵・小屋・末門・百足橋・稲荷堂・休憩所等)、二ノ丸建物 620 坪 (櫓・門・鵜住居門・不明門・瓦門・番所・堂・小屋等)、三ノ丸建物 94 坪 (鳩門・綱門・土蔵・番所等)、その他 (榊山稲荷社・鳩森八幡社のほか、城内の松 864 本、欅 45 本、栗 6 本、雑木 58 本) が一般入札で払い下げられた後は陸軍省が管轄するが荒廃する
明治 22 年(1889) 5月	払い下げ依頼状 (明治7年以降は荒廃地)
明治 23 年(1890) 3月	南部氏が国(陸軍省)から有償で縁故払い下げを受ける 陸軍省所管旧盛岡城趾、面積 弐万六千八百四拾壱坪 但木石現在ノ通、土蔵弐棟(敷地 26,841 坪、建物蔵 2 棟 82 坪、石垣 4,200 坪、立木 1,304 本) ※土蔵二棟=本蔵、彦蔵(移築し現存)

表2 盛岡城・盛岡城跡における整備事業等の経過

年度	主な事項
明治 24 年	枚(杉)833本、松74本、御用ノ松74本、栗15本、胡桃44本、桜46本、雑木2本、槻 (欅)46本、合計1,304本(86本は朽木)を売却
明治 36 年 12 月	北条元利知事が盛岡(内丸)公園は規模が狭小で、さらに人家に介在するために公共の娯楽の目的を達成できないので、これを売却して盛岡城跡を借用して公園整備する案を提出
明治 39 年 3 月	南部利淳と押川則吉知事との間で「土地使用貸借契約書」締結(46,077 ㎡)。契約書中、第 3条「盛岡城跡の保存と改変箇所の通知」
明治 39 年 4 月	凶作による窮民救済事業 (労役扶助) で、運動場や花壇を兼ね備えた公園として整備に着 手
明治 39 年 7 月	「土地使用貸借契約変更書」を締結し、亀ケ池・鶴ケ池と現在の県道下ノ橋・更ノ沢線の 西側追加 (20,757 ㎡)
明治 39 年 9 月	岩手県告示第 382 号「盛岡城趾ニ造営シタル縣公園ハ巌手公園ト称シ本月十五日開園ス」
明治 41 年 9 月	南部利祥伯爵銅像除幕式
昭和9年12月	県から移管を受けた盛岡市が南部氏から敷地を買収して管理を行う
昭和12年4月	国の史跡指定(文部省告示第 212 号)を受ける
昭和 41 年度	地質調査(地中探査)、樹木調査
昭和 60 年度	地形部本 (4/)
平成 25・27 年度	地質調査(鉛直・水平ボーリング)
昭和 59 年度	淡路丸南東部から南部の発掘調査を実施~平成 28 年度第 36 次
昭和 60 年度	本丸、三ノ丸、淡路丸地質調査
昭和 60~平成 10 年度	地盤沈下観測
昭和 61~平成 10 年度	三ノ丸北西部石垣移動量調査 (石垣定点観測、石垣自動計測)
平成4~11年度	三ノ丸北西部孔内傾斜計観測、地中温度測定、沈下盤測定
平成 11 年度~継続中	石垣変位調査(8箇所 49 点)、石垣修復範囲は中止
平成 23~平成 30 年度	石垣基礎調査支援業務(本丸・二ノ丸・三ノ丸石垣の三次元測量・データ処理・図化)
平成 25 年度	第1期整備事業開始、三ノ丸北西部地質調査
平成 26 年度	三ノ丸南東部、北西部発掘調査
平成 27 年度	三ノ丸石垣修復基本設計、三ノ丸北西部地質調査
平成 28 年度	三ノ丸南東部石垣修復実施設計、三ノ丸南東部石垣修復工事
平成 29 年度	三ノ丸北西部実施設計
令和3~6年度	三ノ丸北西部石垣修復工事
平成30~令和4年度	三ノ丸北西部石垣修復工事

I 計画の目的と背景

表3 盛岡城跡保存整備事業における計画等策定経過

年・月	内 容	計画の概要			
平成 24 年 3 月	史跡盛岡城跡保存管理計画(補助)	盛岡城跡の価値及び構成要素について明確にし、歴史的環境を保存・管理していくための適切な判断基準を目的に策定、将来的な保存整備事業に向けた基本方針と指針を定めた			
平成 25 年 3 月	史跡盛岡城跡整備基本計画(市費)	「お城を中心とした街づくり計画」「保存管理計画」の策定を受け、盛岡城跡の具体的な整備方針について、第Ⅰ期、第Ⅱ期、長期計画ごとに内容・期間を定めた			
平成 26 年 3 月	史跡盛岡城跡新御蔵地区整備基本設 計(市費)	三ノ丸北西部(本)新蔵地区の平面整備に伴う基本設計と して、環境整備(石垣修復、石垣眺望、景観構成)、施設整 備(ガイダンス、トイレ改修、サイン整備、電線等整理、 園路)			
平成 28 年 3 月	史跡盛岡城跡三ノ丸石垣修復基本設 計 (補助)	三ノ丸地区の石垣について、基本的な修復の方針と修復範囲を整理し、過去や新規のボーリング調査によるデータを 分析して整理した			
平成 29 年 3 月	史跡盛岡城跡三ノ丸南東部石垣修復 実施設計(補助)	三ノ丸南東部の石垣について、修復の実施設計図書を作成 した			
平成 29 年 3 月	史跡盛岡城跡植栽管理基本計画(補助)	盛岡城跡の本質的価値を構成する要素である石垣を史跡 内外からの眺望・景観・修景を確保するために石垣の顕在 化を図りながら、石垣・地下遺構を保護することを目的と した			
平成 29 年 3 月	史跡盛岡城跡鶴ケ池・台所整備基本設計(補助)	二ノ丸・三ノ丸・淡路丸に囲まれた台所屋敷などの台所地 区と鶴ケ池について、整備基本計画を踏まえた基本設計を 作成した			
平成 30 年 3 月	史跡盛岡城跡三ノ丸北西部石垣修復 実施設計(補助)	三ノ丸北西部の石垣について、修復の実施設計図書を作成した			
令和4年8月	史跡盛岡城跡歴史的建造物等復元検討調査報告(市費)	復元を計画している本丸天守と二階櫓について、発掘成果・確認している史資料の内容を整理・分析して建造物復元の可能性について検討。また、全国の類例も検討した			
令和5年2月	史跡盛岡城跡本丸二階櫓等復元基本 図作成等(市費)	復元検討調査において、古写真及び絵図面等の調査・分析 結果に基づいて検討された本丸二階櫓等について、平面 図、立面図及び断面図を作成した			

1 盛岡城跡とその周辺の環境

(1)盛岡城跡の位置と地形

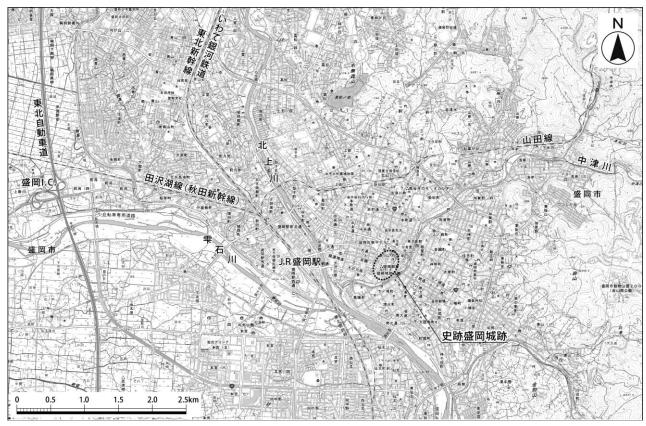
本市は、北上盆地を貫流する東北地方最大の河川である北上川と、奥羽山脈を水源とする雫石川、北上高地を水源とする中津川や簗川等が交わり、岩手山や姫神山等の象徴的な山並みを中心市街地から見ることのできるという水と緑に囲まれた都市である。

地形は概ね、北部と東西が山地及び丘陵地となっているほか、平地が南に開け、北上川、雫石川、中津川等の河川が流れる「蔵風得水」の地形となっており、風水思想によると都や城などの立地に適した地であるとされている。

盛岡城跡は盛岡市市街地の中心部である内丸に所在し、東日本旅客鉄道株式会社(JR東日本) 盛岡駅から東に約 1.2キロメートル、徒歩で約15分の場所にある。

盛岡城が築かれる前の地形は、藩政時代に星川正甫により編纂された地誌「盛岡砂子」に収録されている「盛岡舊図」(10頁第2図)によると、北上川の流れは現在と異なっており、現在の旭橋付近から大通り・菜園方向に大きく蛇行して淡路館・日戸館が立地する丘陵に突き当たり、丘陵の南側で中津川と合流していた様子が描かれている。また、雫石川が現在よりも南側を流れており、北上川との合流点も現在よりも南に位置していたことがうかがえる。

現在の北上川はJR盛岡駅付近を南流して雫石川と合流しており、盛岡城築城当初よりも流路



第1図 史跡盛岡城跡の位置

が西に移っている。これは寛文13年(延宝元年1673)にはじまる河川改修によるもので、この工事の後に大沢川原や川原町といった新しい町がつくられている。

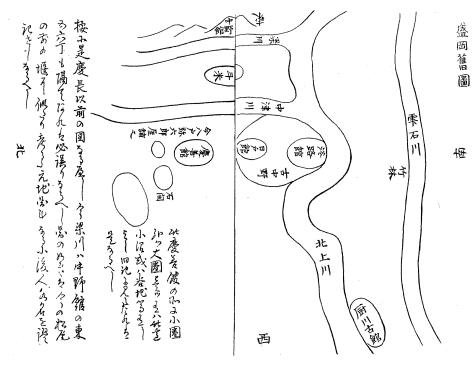
また、北上川と中津川との合流点の北側に、「古中野」と書かれた囲みが描かれ、その中に「淡路館」・「日戸館」と記されている部分が見られる。この部分が現在の内曲輪(御城内)に相当する範囲で、「淡路館」は本丸・淡路丸に相当し、「日戸館」が三ノ丸に相当する範囲と想定されている。

さらに、古中野と書かれた範囲の北側には、「慶善館」と書かれた囲みと、「今ハ八戸弥六郎屋舗也」と記されている部分がみられるが、これは現在の岩手医科大学附属内丸メディカルセンター付近と想定している。この付近では、平成11年度に実施された発掘調査において、外曲輪周辺の土塁と堀跡が確認されたほか、土塁の下層からは慶善館の一部または周辺の屋敷跡と思われる16世紀の掘立柱建物跡が確認されている。

さらにこの「盛岡舊図」には、慶善館の北側に石間という地名のほかに、大小の楕円が3箇所記され、「此慶善館の北に小圏弐ツ、大圏壱ツ有ハ、此辺小沼或ハ谷地等有しよし、旧記に見へたれは是なるへし 按に是慶長以前の図なるへし」と記されている。これと現況を比較すると、現在の本町や名須川町付近には、沼または湿地が存在したことがうかがえる。(5頁第2図参照)

この付近については、元文年間(1736~1741)や寛延年間(1748~1751)の盛岡城下図(38頁に掲載)によれば、上田堤(現在の高松の池)や北山方面から湧水が流れ込み、三戸町付近を通り、遠曲輪の堀を通って旧北上川に流れ込む様子が描かれている。よって、これらの沼沢地を埋め立てて市街地を拡大するとともに、湧水や小河川を活用したまちづくりが行われたものと考えられる。

なお、これらの小河川・水路等については、近世以降から生活雑排水の排水路として使われていたが、戦後そのほとんどが衛生上の理由から暗渠化されるなど、大部分が改変を受けており、 旧状を知ることが難しくなっている。



第2図 盛岡舊図(星川正甫「盛岡砂子」『南部叢書第1冊』より転載)

(2)地質

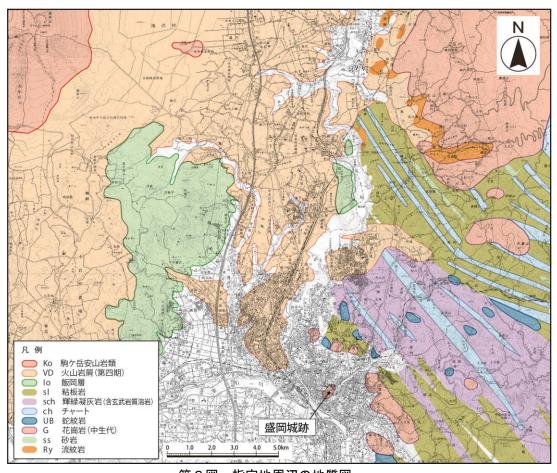
本市の市街地の大半は、北上川・雫石川・中津川等の河川が運んできた砂礫によって形成された扇状地上及び段丘上に立地し、地盤は概ね良好である。

市の山地地盤を構成する地質は東西で異なっており、東側の北上山地は、古生代・中生代に形成された堆積岩を中心とし、一部の地域には貫入による花崗岩が分布する。一方、西側の奥羽山脈は活火山の岩手山を除くと新第三紀の堆積岩及び火山岩が中心となる。

史跡周辺及び史跡指定地は、貫入による花崗岩が分布する地域となっており、周辺では花崗岩の転石が多くみられ、石割桜の石や三ツ石神社の伝説、東顕寺開基にまつわる斗米石などの奇岩・巨石が存在していたことや、現在の岩手医科大学附属内丸メディカルセンター付近が石間と呼ばれていたことなど、古くから花崗岩が露出していた地区であったことがうかがえる。

史跡地内では、昭和60年(1985)、平成25年(2013)、平成27年(2015)に石垣修復工事等に伴う地質調査が行われ、ボーリング調査により深さ $7 \sim 16$ mまでの範囲について、地層構成と地質、地下水位の有無を確認している。

地質調査は、三ノ丸北西部とその周辺、二ノ丸西部石垣下・本丸北東部・淡路丸南側石垣下(彦蔵北側)の3箇所で実施され、地盤は表層より砂質粘土又は礫混り砂及び礫混りシルト層、続いて一部で花崗岩の転石が見られる真砂土(花崗岩風化残積土)、花崗岩で構成されていることが確認された。なお、地下水位については確認されなかった。



第3図 指定地周辺の地質図

※本図は、㈱長谷地質調査事務所 (1980) 発行の「北上川流域地質図」をもとに再構成しており、正確な地質境界を示すものではない。また、すべての要素を網羅しているわけではない。

2 南部氏の歴史

南部氏は、清和源氏の流れをくむ甲斐源氏の一族であり、武田氏、小笠原氏などと同族であり、 平安時代の末期に加賀美遠光の第3子光行が、甲斐国巨摩郡南部郷(山梨県南巨摩郡南部町)を 領したことにより南部氏として発祥した。

加賀美遠光と南部光行は源頼朝に仕え、文治5年(1189)の奥州合戦に従軍し、軍功により奥州 州糠部に所領を得たとされるがその事実は確認されていない。

なお、糠部は現在の岩手県北部から青森県東部に至る広大な地域で、鎌倉時代には北条得宗家の所領となっていたところであった。

建武元年(1334)、陸奥国司北畠顕家は、南部帥行を糠部郡奉行として派遣した。帥行とその弟政長は、糠部の八戸を拠点に活動し、南北朝の動乱期には奥州における南朝方の要として重きをなした。南北朝合一から室町中期にかけて、帥行、政長の子孫である八戸の根城南部氏(後の遠野南部氏)は糠部の代表的領主であり続けた。

この頃の糠部には、一戸、三戸、七戸などにも南部氏の一族が存在し、ほかに浄法寺氏、九戸 氏、久慈氏、四戸氏などの有力領主が存在していたが、戦国時代に入るとそれら南部氏一族の中 から三戸南部氏が台頭し、南部晴政のころまでには根城南部氏を凌ぐ勢力となった。

晴政は足利義晴(室町幕府第12代将軍)から晴の一字を賜ったほか、岩手郡にも積極的に進出するなど、三戸南部氏の勢力拡大を図っていた。その一方、九戸氏は戦国時代に九戸から二戸に進出し、岩手郡の領主や、志和郡の斯波氏と深いつながりを持つなど、糠部では三戸南部氏と並び立つ存在となっていた。

天正10年(1582)、三戸南部家の当主晴政と晴継が相次いで死去すると、一族の田子九郎信直が 三戸南部家当主となった。しかし、九戸氏や久慈氏、櫛引氏、七戸氏などは、信直の相続につい て不満を持ち、以後、三戸の南部信直と対立を深めていった。

天正14年(1586)から同16年(1588)にかけ、南部信直は岩手郡から志和郡に侵攻し、鎌倉時代以来の志和郡領主斯波氏を滅ぼした。この間、天正15年(1587)には、加賀の前田利家を介して豊臣秀吉に臣下の礼をとり、天正18年(1590)には秀吉の小田原攻めに参陣し、南部七郡の領有を認められた。一方、津軽では大浦為信が独立を図り、津軽、外ヶ浜、糠部の一部を占拠。為信の所領は、豊臣秀吉から認められることとなり、信直は津軽地方の領地を失うことになった。

天正19年(1591) 九戸政実が南部信直に対し反乱を起こすと、秀吉の援軍を得て鎮圧し、失った津軽の代償として、稗貫・和賀郡にも領土を広げた。

天正20年(1592)6月、諸城破却令に基づく「南部大膳大夫分国之内諸城破却共書上之事」目録によると、領内の36ヶ城は破却し、存置した城館は居城の三戸城以下12城館とされた。このうち岩手郡に属するものとしては唯一「不来方 平城 福士彦三郎持分」が認められたとされている。この不来方平城が後の盛岡城となるのである。

信直はその後、居城として北上川流域の要衝に盛岡城の築城を図り、城下町の建設にも着手。 慶長4年(1599)3月、ほぼ完成した盛岡城に入城したが、病気が悪化し同年10月5日54歳の生涯を終えた。

築城工事は、嫡子利直に引き継がれ、信直卒去に伴う中断の後、慶長8年(1603)から再び普請が行われた。しかし、冬季には作業ができず、度重なる水害にみまわれるなど遅々として工事

は進捗しなかったが、寛永10年(1633)、盛岡藩第3代藩主南部重直の治世に一応の完成をみることとなり、以来盛岡藩10万石の居城となった。

寛文4年(1664)、重直は跡継を定めないまま江戸で死去した。幕府は裁定として、2万石減封 した上で盛岡8万石を弟の重信に与えて継がせ、同じく弟の直房に新規に2万石を与えて八戸藩 を興す形で分割相続が行われ、盛岡藩は存続することとなった。

文化5年(1808)には、幕府によって領地加増を伴わない(収入の増加が全く伴わない)20万石への高直し(文化の高直り)が行われ藩の格式は高くなった。しかし、 蝦夷地(現在の北海道)警衛など、より多くの兵力準備と動員が義務付けられ、盛岡藩の財政は慢性的な赤字体質となり破綻寸前まで追い詰められた。藩財政の破綻はそのまま領民への重い負担へと変わり、度重なる凶作も追い討ちをかけ、多くの一揆として現れた。

慶応4年(1868) 7月、盛岡藩は奥羽越列藩同盟を支持するため、同盟を脱退した秋田藩領内へ侵攻した。戦況は当初こそ盛岡藩側に優位であったが、佐賀藩を中心とした新政府軍の加勢のために敗戦を重ね、9月には終戦を決意し10月3日に降伏した。

明治元年(1868)12月、南部利恭は盛岡藩第16代藩主となり、盛岡から白石13万石への転封を命じられるが、翌年には70万両献金を条件に盛岡に復帰した。しかし、藩の財政状況はもはやどうにもならず、自ら版籍を奉還した諸藩のひとつとなった。

表 4 歴代盛岡藩主一覧

	ı	l	ı	ı			ı	l		1	ı	1	1	ı	1		
16	15	14	13	1	.2	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	藩主
41	40	39	38	3	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	南部氏 代世
利恭を	利剛	利義も	利済だ	利用(後)	利用 (先)	利能数	利正さ	利雄な	利 と 視 み	利幹	信恩のある。	行信が	重信	重直	利産なお	信直を	実名
甲斐守納斎	節斎・万春堂 中和・致道	松堂楽堂	静勝軒·舞鶴亭	華陽・字厚	駒五郎・吉次郎	大膳大夫	玉集庵・沾蘭	万里・鶴霑智江	徳洲・壺雲斎	自適斎・楽養軒	備後守時修斎	南英・信真 信濃守	西卒・信行	山城守	信濃守	信徳大明神 大膳大夫	職称別号
候爵浅野悉照女	水戸中納言慶篤卿妹松姫君	女法雲院 井伊掃部頭真亮養女実利用	女のち利用養妹雅姫君松平右京大夫輝延女利敬養	松平加賀守斎広卿女のち離縁	I	松平安藝守重晟女光樹院	南部彦九郎信起女観光院	松平加賀守吉徳女玉台院	榊原式部大輔政那女本性院	蜂須賀飛騨守守氏女仙桂院	毛利甲斐守綱元女真寿院	毛利刑部少輔元知女清浄院	玉山氏秀久女	加藤式部大輔明成女のち離縁	蒲生氏郷義妹	彦三郎晴政長女	廉中
利剛 長男	利済三男	利済長男	利謹長男	三戸左近信丞	子三戸主計信丞	利正二男	利視八男	利幹長男	信恩三男	行信 十一男	行信 五男	重信 三男	利直 五男	利直三男	信直長男	高信長男石川左衛門尉	実父
10月9日 安政2年 (1855)	12月28日 文政9年(1826)	12月12日 文政6年 (1823)	8月29日 寛政9年 (1797)	享和3年 (1803)	文化4年(1807)	9月29日 天明2年(1782)	3月9日 3月9日	6月11日 (1725)	4月26日 宝永5年 (1708)	冠禄2年 (1689)	9月22日 延宝6年 (1678)	8月17日 (1642)	5月15日 元和2年(1616)	3月9日 慶長11年 (1606)	3月15日 天正4年(1576)	天文 15年 (1546)	誕生
12月17日 明治元年(1868)	30 月 25 日 10 月 25 日	6月27日 (1848)	9月23日 (1825)	10月 文政4年 (1821)	文政3.年(1820)	7月17日 7月17日	12月 安永9年(1780)	5月25日 宝暦2年(1752)	7月211年 (1725)	宝永5年 (1708)	11月27日 元禄15年(1702)	6月27日 元禄5年(1692)	12 月 6 日 寛文 4 年(1664)	10 月1日 (1632)	12月 慶長4年(1599)	天正 10年 (1582)	家督
2	20	1	23	4	1	37	5	27	36	18	5	10	28	32	35	15	治国 (年)
49	71	66	59	23	15	39	33	55	45	37	30	61	87	59	57	55	薨年
10月19日 明治36年(1903)	11月2日 明治29年 (1896)	8 月 21 日 (1888)	4月14日 安政2年 (1855)	7月18日 (1825)	8月21日 文政4年 (1821)	6月15日 文政3年 (1820)	5月5日 5月5日	12月5日 安永8年 (1779)	3月28日 (1752)	享保10年 (1725)	12月8日 宝永4年 (1707)	10月11日 元禄15年(1702)	6月181年 (1702)	9月12日 (1664)	8月18日 (1632)	10月5日 10月5日	薨
	ı	I	霊承院殿	養徳院殿	常孝院殿	神鼎院殿	義徳院殿	養源院殿	天量院殿	霊徳院殿	霊巌院殿	徳雲院殿	大源院殿	即性院殿	南宗院殿	江山 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	法号
士 東 見 富	士 東 見 京 邸 富	盛岡	麻江布 戸	桜江田邸戸	江戸	御城奥	桜江 田 邸戸	御城奥	御城奥	御 新 丸	御 新 丸	御新丸	麻江 布 戸	桜江田邸戸	三戸城	三戸城	薨 所
護東国寺京	護国 寺 京	東禅寺	聖寿寺	東禅寺	聖寿寺	聖寿寺	東禅寺	聖寿寺	聖寿寺	聖寿寺	東禅寺	聖寿寺	聖寿寺	聖寿寺	東禅寺	聖寿声	墓所

表 5 盛岡城関連年表

変遷 区分	年号	西曆	藩主	記事	出典等
	文治 5	1189		奥州合戦、源頼朝が平泉藤原氏を滅ぼす。工藤行光岩手郡地頭となる	1
	元弘 3	1333		鎌倉幕府滅ぶ	
	建武元	1334		北畠顕家陸奥国司となる、南部師行糠部に入る	
不 1来	元中 9 (明徳 3)	1392		南北朝合一 南部薩摩守政光、八戸の根城に入る	2
期方	応永11	1404		南部大膳(義政)、福士親行・秀行に不来方を任せる	3
城	永享7	1435		和賀・稗貫の大乱、南部遠州等北奥勢が不来方より出陣 (翌年まで)	4
	天文8	1539		南部晴政、足利義晴より「晴」の一字を拝領。聖壽寺館大火	56
	天正10	1582		田子信直、三戸南部を継ぐ	⑦ほか
人 安	天正16	1588		南部信直、斯波氏を滅ぼす	U10070
不来方城2期	天正18	1590		信直、前田利家軍に属し、小田原に参陣 豊臣秀吉、信直に本領安堵の朱印状を交付	78
2	天正19	1591	信直	九戸合戦、浅野長政らから「不来方」の地へ築城の勧奨を得る	69
期	天正20 (文禄元)	1592		南部信直、肥前名護屋に出陣 南部氏領内の城割、不来方ほか12城を存置し、厨川・乙部ほか破却	10
	文禄 2	1593		福士氏、鵜飼(滝沢市)に移転	3
	慶長 2	1597		3月6日、南部利直を総奉行に築城開始(鋤初)	6
	慶長3	1598		3月、南部信直が、豊臣秀吉の京都醍醐の観桜会に参加	(1)
	慶長 4	1599		築城ほぼ成り、信直入城	
				10月5日、信直、福岡城にて死去	
	慶長 4	1599	利直	12月、利直、家督相続	
盛	慶長 5	1600		関ヶ原の合戦 南部利直、徳川家康の命により、最上で上杉勢と対陣	
岡				盛岡城普請一応の完成	
	慶長8	1603		盛岡城修理	
城	慶長13	1608		城下町並の整備一応成る	
1	慶長14	1609		10月中津川に上ノ橋をかけ、青銅擬宝珠20個を取り付ける 造営大奉行七戸隼人正直時	
期	慶長16	1611		中津川に中ノ橋をかけ、青銅擬宝珠20個を取り付ける 普請奉行田代治兵衛	12
	慶長17	1612		9月中津川に下ノ橋をかける 普請奉行波岡八左衛門	
	元和元	1615		大坂夏の陣、豊臣家滅ぶ 利直、徳川家よりカンボジア産の虎を拝領	
				6月盛岡侍屋敷町割始まる	
				利直、紫波の郡山城に移る	
	元和3	1617		野田掃部を森ヶ岡城代として大修築 (2期工事開始)	1314
				諸士町整備成る	
				三戸より庶民を盛岡に移し、三戸町とする	
	元和 5	1619		盛岡城修築成り、南部利直が福岡城より移る	(14)
盛	寛永元	1624		処刑した切支丹を城内の虎の檻に入れる	じほか
岡	寛永 3	1626		利直、紫波の郡山城を居城とする	
城	寛永 4	1627		新御蔵を城内から内丸に引移す	
	寛永 9	1632	·	8月18日、利直死去	
2	寛永 9	1632	重直	10月、重直、家督相続	
期	寛永10	1633		南部重直盛岡城に入城以後、藩主居城となる	
	寛永11	1634		この年、盛岡城炎上(寛永10、13年の説あり)	
	寛永13	1636		夏、本丸仮普請中に落雷し炎上する(寛永10年、11年の説あり) 福岡城の古材で外曲輪に御新丸を普請し、仮御殿とする	16
				盛岡城再造営	

-				記事	出典等
	寛永18	1641	重直	御新丸普請出来	
	慶安元	1648		7月21日、時鐘こわれる	
				9月25日、時鐘出来上がる	
	承応 2	1653		閏6月29日、城内八幡神社を築立したところ烏帽子岩出る	
	明暦 2	1656		夕顔瀬橋架設	
	万治2	1659		本丸三重櫓鯱鋳造のため、京都の釜師小泉仁佐衛門を召抱える	
盛				広小路できる	
岡	寛文2	1662		9月盛岡近在大洪水で中津川3橋落ちる	
	寛文3	1663		中ノ丸、太鼓堂もともに焼亡	
城	寛文4	1664		9月12日、重直死去	
2	寛文4	1664	重信	12月6日、重信、家督相続	
期	寛文5	1665		3月1日、山口三右衛門を瓦焼奉行に仰付	
六				郡山城をこわす	
				3月26日、御新丸の居間前の石垣構築	17)
	寛文7	1667		6月6日、三ノ丸冠木門石垣、二ノ丸石垣の普請が許可される	18
				8月15日、城普請入用の石垣石材を志和郡長岡より船で召上げる	17)
				11月15日、この年の石垣普請を終了する	
	寛文8	1668		1月21日、石垣普請着工(再開)	(17)
	<i>3</i> 0,70	1000		6月14日、石垣普請完成	
				4月26日、御本丸普請成就	
				6月14日、御成石垣普請なる	
				6月26日、御田屋清水御堀の橋普請出来る	
ŀ	寛文 9	1669		7月5日、鳩御門の建直し及び外石垣普請実施	(17)(19)
	<i>3</i> 0,70	1000		11月5日、重信が建直しの完了した鳩御門を通る	
ŀ	寛文10	1670		6月3日、大洪水中津川3橋及び夕顔瀬橋流失	
ŀ	寛文12	1672		淡路丸御蔵普請	
-	寛文13 (延宝元)	1673		5月21日、舟入場の石垣修復、先年の本丸三重矢倉1箇所、二重矢倉箇所焼 失に伴う再建許可	20
				北上古川舟付木戸新規に建立	
盛				7月1日、北上川新川の開削普請始まる	
岡	延宝2	1674		3月21日、盛岡城三階櫓工事着手 奉行、野田弥右エ門・松尾安左エ門	
城				4月20日、本丸三重櫓、二階櫓再建にあたり、「瀬戸瓦」を発注	(17)
				4月、中津川三橋普請出来る	
3				中津川北上川新十手できる	
期				7月17日、本丸二階櫓工事着手	
				8月28日、新山橋できる	
ŀ	延宝3	1675		本丸二階櫓再建、北上川の開削工事完成	
ŀ	延宝4	1676		6月29日、本丸三階櫓棟上	19
				9月1日、城廻りの堀端に桜垣建直し仰付	
ļ	延宝5	1677		10月17日、中津川普請出来る	
Ì	延宝6	1678		御勘定場新築(二ノ丸)	
				10月15日、郡山御殿取毀の材木にて盛岡城内御末方普請	
	延宝7	1679		三戸土手裏に時鐘を設ける 城内の時太鼓停止	
				7月10日、二ノ丸西方の土手長さ 100間余、新規に石垣を築くこと、淡路丸、 三ノ丸に二階蔵を建てること、三ノ丸石垣の修復等が許可される	17
				11月24日、石垣破損修す	17

変遷区分	年号	西曆	藩主	記事	出典等
	延宝8	1680	重信	2月1日、石垣石材を外曲輪(現在の内丸)石間、八戸屋敷、斗米(とっこ	_
				(ベ) 石を(中ノ橋通) から切り出す 3月8日、本丸石垣築仰出	17)
				5月8日、徳川家綱死去により普請中断	
				9月4日、二階蔵三箇所建替え及び石垣補修完成	
				10月21日、再び城内石垣普請方幕府より許可	(17)
	延宝 9	1681		2月9日、本丸石垣築縣	
	天和元	1681		6月27日、斗米鐘楼十三日町裏へ移す	
	天和 2	1682		2月29日、普請中の本丸二階下、吹上門北側の石垣20間余が崩れる	
				4月29日、同上石垣普請許可	17)
				上ノ橋の架け替え	
				8月25日、本丸西側の石垣補修仰付	
=+>				8月29日、本丸石垣の修理着手	17
盛				11月22日、二ノ丸北側の石垣修理完了	
岡	天和3	1683		6月22日、新山舟渡土橋被仰渡	
+ c1;	貞享2	1685		大手より東方川端の土手崩れる	
城	貞享3	1686		3月、二ノ丸西側の石垣完成(7年間かかる)	二ノ丸
3	貝子 0	1000		石垣奉行 奥寺八左衛門・野田弥右衛門	西面
期				8月12日、大手門筋土手崩れの築直し幕府より許可	
光刀	元禄 3	1690		8月9日、新山土橋渡初め	
	元禄 4	1691		7月24日、三ノ丸側惣堀繕う	
	元禄 5	1692	行信	7月27日、行信、家督相続	
	元禄13	1700		城内の焔硝蔵を愛宕山に移す	
	元禄15	1702		6月18日、重信死去	
				10月11日、行信死去	
	元禄15	1702	信恩	11月27日、信恩、家督相続	
	元禄16	1703		幕府に対し、本丸・二ノ丸・三ノ丸等の石垣11箇所の補修を願い出る	17)
				9月29日、普請願が許可される	
	元禄17	1704		1月2日、大地震により本丸の壁と石垣が崩れ、破損したため、 藩主・諸役人共々御新丸に移る	
				4月5日、孕んでいる箇所の石垣普請を野田弥右衛門・川守田弥五兵衛に指示	19
	宝永元	1704		4月21日、鶴姫死去により石垣普請取り止め	19
				7月25日、石垣根石設置をするよう指示	17)
				12月10日、石垣普請完了	
	宝永 2	1705		3月13日、石垣修理を雪が消えるまでの間休止とする	17(19)
				5月1日、二階櫓・車門・石垣修復について、幕府に願い出る	
				三ノ丸瓦門北石垣修復	(17)(19)
盛				7月1日、幕府に対し、二階櫓・鳩御門ほか修理願い出る	1019
				9月2日、三ノ丸北側石垣修復工事完成	21)
岡				11月22日、車門の石垣修理一部完成	
城				残りは来春に着工するよう指示 パープレス・パープレス・ロール	
	宝永 3	1706		3月3日、本丸石垣の修繕のため、御廊下、御二階取り壊し	1719
4				3月22日、廊下橋・三ノ丸たたみ立て直し指示	
期	⇔ 3. ₄	1505		8月12日、幕府に対し、絵図を持って石垣普請の説明を行う	
	宝永 4	1707		2月12日、本町裏の堀の中にある石を石垣に使用するよう指示	400
				2月19日、石垣及び御二階普請に着手	19
				3月、本丸二階櫓石垣修復の石材を、本町裏の堀から採取	
				3月19日、石垣並びに二階櫓の普請取り付け 9月13日、城内の柵建直しの普請を仰付けたが、当年不作のため、石垣普請	17(19)
				を停止	
				12月8日、信恩死去	

変遷区分	年号	西暦	藩主	記事	出典等
	宝永 5	1708	利幹	閏正月5日、利幹、家督相続	
				1月24日、大風、北御櫓鯱吹き落ちて所々損す	
	宝永 6	1709		御新丸に能舞台造立	
				7月4日、三階櫓鯱棟上	
	享保元	1716		内丸屋敷萱葺の処柾葺被仰出	
	享保4	1719		1月10日、本丸御末より出火	
				1月12日、馬屋普請出来	
	享保10	1725		6月4日、利幹死去	
	享保10	1725	利視	7月21日、利視、家督相続	
	享保15	1730		榊山曲輪に榊山正一位稲荷大明神を崇め、藩内の総鎮守とする	
	享保18	1733		11月10日、御城内 (三ノ丸) 太鼓堂に太鼓を釣り上げ、 寛文以降停止のものを再建	
	元文2	1737		10月16日、紙丁橋普請出来	
	元文5	1740		1月11日、幕府に対し石垣修復を申し出る	17)
				本丸西北石垣・二ノ丸乾之方石垣修補許可される	
				3月20日、城内石垣普請奉行御者頭石川助左衛門を仰付ける	17
				淡路丸石垣にハバキ石垣を取り付け、崩落を防ぐ 石材は日蔭山より採取(二ノ丸東側を含めて延享年間まで施工)	19
				6月15日、石垣普請を仰付	(17)
				7月23日、新御蔵完成	
盛				本丸三階櫓の瓦葺修理の普請に取り掛かる	
				9月1日、御中丸から大沢川原方の石垣修理着手	17)
岡	寛保 2	1742		9月19日、中ノ橋架け替え出来渡り初め	
城				11月21日、淡路丸の石垣普請で使用する石材を雪のあるうちに運搬しておく よう指示	(17)
4	寛保3	1743		本丸御三階修復、6月29日に完成	0
期	寛保4	1744		淡路丸南面石垣補修工事中断	
六刀	延享元	1744		2月10日、石合御蔵完成	
				5月、本御蔵普請	
				この年、惣御門惣柵建替	
	延享4	1747		12月18日、淡路丸南面の石垣補修、ハバキ石垣設置完了	17)
	寛延 2	1749		7月5日、彦蔵が完成する	
				9月22日、城内淡路丸に信直の神位を勧請・淡路大明神造立	
	宝暦 2	1752		3月28日、利視死去	
	宝暦 2	1752	利雄	5月22日、利雄、家督相続	
	宝暦 3	1753		6月18日、御本丸百足橋下菜園入口の柳木に落雷す	
				9月5日、城内に雷堂を造立鎮座	
	宝暦12	1762		7月19日、綱門修復仰付	
				中丸御門内の番所、大工小屋前門を建て、瓦葺とする	
				8月11日、下ノ橋普請出来る	
				9月、夕顔瀬橋の下流土手を新築	
	宝暦13	1763		8月22日、御鷹部屋前の塀側大腰掛新規普請	
	明和元	1764		5月16日、城内外の惣塀並びに木御繕普請 10月4日、城内淡路丸櫻山御宮修復	
	IH ≠n o	1766			
	明和3	1766		10月29日、中丸玄関前から車御門まで切石普請	
				この年、下ノ橋御門新規建直し	
Ft.	DD 45 7	1770		11月10日、綱御門建替普請	
留田	明和7	1770		7月7日、紙丁橋架け替え	
盛岡城5	明和8	1771		三階櫓を改修	
5	安永元	1772		5月3日、地震により石垣孕み2箇所	
期	安永 2	1773		百足橋下に二間・三間の土蔵を造る	

変遷区分	年号	西曆	藩主	記事	出典等
	安永 6	1777	利雄	6月21日、綱御門脇から大納戸所後の柵を修理	
				9月、御新丸御門・塀・屋根大破につき修理	
	安永 7	1778		4月22日、城内石垣の普請修補許可	
	安永 8	1779		7月22日、城内石垣所々孕み出て、その修理許可となる	
				10月、中ノ橋架け替え。下ノ橋普請	
				12月5日、利雄死去	
	安永 9	1780	利正	2月7日、利正、家督相続	
	天明 2	1782		3月、御新丸建物の塀を修理	
				6月20日、上ノ橋新規架け替え	
	天明 3	1783		盛岡城下仁王厩を城内の桜馬場に移す	
	天明4	1784		5月5日、利正死去	
	天明4	1784	利敬	7月17日、利敬、家督相続	
	天明 5	1785		8月24日、大雨風のため綱御門倒壊	
	天明 6	1786		御勘定所を建て替え	
	天明 7	1787		9月、御新丸普請成就	
	天明8	1788		10月29日、綱御門普請出来て上棟する	
	寛政 6	1794		5月15日、勘定所新規建替	
				6月16日、中ノ橋普請(10月17日出来)	
	寛政 7	1795		明神曲輪の石垣普請ができる	
	寛政11	1799		5月14日、下ノ橋普請	
				7月6日、車門屋根瓦損じ普請	
F₩				三階並びに石垣普請	
盛	寛政12	1800		3月6日、二ノ丸諸役所の住居替仰出 御目付所前に土蔵建て「御留蔵」とする	
				10月、大手先の外堀二箇所埋まり、復旧を老中より許可される	22
城				10月15日、城外の外塀修補	
5	享和 2	1802	_	御新丸新規に普請できる	
#0	享和 4	1804	_	8月12日、上ノ橋架け替え完成	
期	文化 5	1808	1	2月25日、御末御門のことを御本丸御門と改称する	
	文化7	1810	_	9月29日、盛岡城本御蔵二番三番新規建替え	
	文化 9	1812		淡路丸大明神を櫻山神社と改める 淡路丸に桜馬場を設ける	
	文化13	1816		6月、城内諸役所の名改める	
	文政 2	1819		5月、城内榊山御本社棟上	
	文政 3	1820		6月15日利敬死去	
	文政 4	1821	利用	7月9日、鳩森曲輪土塀大雨で崩れる	
				8月21日利用(先)死去	
				10月、利用(後)、家督相続	
	文政 6	1823		9月7日、曉御台所前御蔵一箇所焼失	
	文政 8	1825		7月18日、利用(後)死去	
	文政 8	1825	利済	9月23日、利済、家督相続	
	文政12	1829		5月、広小路屋敷普請始まる	
	文政13	1830		広小路御殿を新たに造営 御菜園も造営し、泉水庭園に曲水の茶屋、万歳橋などを建てる 稲荷堂・雷神社も再建	
				八幡社を建てて、三武社と号する	
	天保元	1830		5月、中ノ橋架け替え	
			1	9月27日、広小路御殿棟上	
	天保 5	1834	1	10月20日、本丸庭に式舞台普請仰出	
	天保7	1836	-	11月1日、寅刻城内御小納戸預かりの彦蔵焼失	
	天保13	1842		3月20日、本丸「御三階」を「御天守」と唱えることとする。	23
				4月24日、下御殿を以後清水御殿と唱えるよう仰出	

変遷 区分	年号	西曆	藩主	記事	出典等
	天保14	1843	利済	8月30日、清水御殿の大工小屋焼失	
	弘化元	1844		5月3日、外三御門に見張番所建つ	
				11月、城内毘沙門渕朝日渓に湧泉あり御茶水とする	
				11月4日、城内鳩森曲輪鹿島篭堂焼失	
	弘化2	1845		3月24日、城内上り口普請仰出	
	弘化3	1846		6月20日、車御門普請完成	
	弘化4	1847		本丸の表居間を改築 本丸中庭に舞台が設けられる	
	嘉永元	1848	利義	6月27日、利義、家督相続	
	嘉永 2	1849	利剛	10月25日、利剛、家督相続	
	嘉永 3	1850		中ノ橋普請	
盛	嘉永 4	1851		御菜園の普請すべて成就	
	嘉永 5	1852		三ノ丸鳩森下石垣普請	
城	安政元	1854		本丸御殿の不要な部分を整理し始める 鳩森下曲輪石垣の修復が行われる 聖長楼三階・孔雀之間・海老之間・中二階廊下・杜若之間・蔦之間・車寄な どを取り壊す	
5	安政 2	1855		冠木御門番所の脇並びに大手門脇の石垣普請	
期				4月14日、利済死去	
	文久 2	1862		本丸天守の普請できる	
	明治元	1868		9月25日、戊辰戦争で盛岡藩降伏する	
	明治元	1868	利恭	12月17日、利恭、家督相続	
	明治2	1869		7月、盛岡藩庁を城内に置く	
				10月15日、城内惣神社他所に移す	
	明治3	1870		7月、廃藩置県により盛岡県となる	
				8月、盛岡県庁を城内に置く	
	明治4	1871		県庁を仁王村広小路の藩主別邸に移す	·
	明治5	1872		城域が陸軍省の所管となる	
	明治7	1874		城内建物を入札により払い下げ、取り壊し	

※出典等一覧

- 『吾妻鏡』
- ②『八戸家伝記』
- ③「福士系図」
- ④『稗貫状』
- ⑤『大館日記』
- ⑥『祐清私記』
- ⑦『南部根源記』
- ⑧「豊臣秀吉朱印状」
- ⑨『旧記』
- ⑪「信直書状」
- ⑩「青銅擬宝珠銘」

- ⑬『藩史草稿』
- ⑭『郷村古実見聞記』
- ⑮「バジェスの582章」
- 16「盛岡城図(金沢)御新丸図」
- ①『御城廻御修補』
- ⑧『老中奉書返書』
- ⑩盛岡藩家老席日記『雑書』
- 20『幕府老中奉書』
- ②「石垣普請奉行刻銘」
- ⑩「南部諸城破却書上」 ②「盛岡城大手先御堀浚御願」
 - ② 盛岡藩家老席日記『覚書』

3 盛岡城の基本構造

(1) 城郭の構造

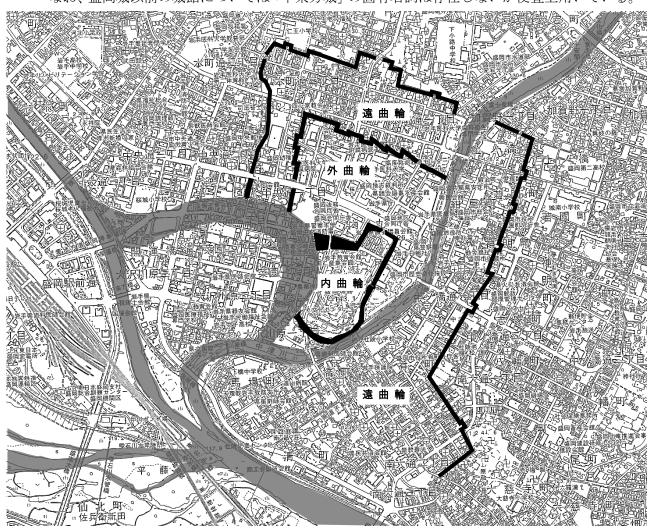
盛岡城の基本構造は、内曲輪(御城内)を旧北上川と中津川の合流点に突出した小丘陵に配置し、内曲輪の全体に水堀と河川を巡らせ、南部氏一族や盛岡藩の重臣たちの屋敷が存在した外曲輪を設けるとともに、さらに外側に一条の塁濠を巡らせ、外曲輪を囲むように東側の中津川対岸を含んだ地域に遠曲輪(総構え)が配置される内曲輪を要とする梯郭式の縄張りとなっている。

なお、遠曲輪の内外は町人や諸氏の屋敷地となっており、曲輪の縁辺には惣門が設けられていた。また、城下から諸街道への出口には枡形が設けられ、その内側には組丁と呼ばれる足軽(同心)の屋敷地が配置され、城下町へ出入りを管理していた。

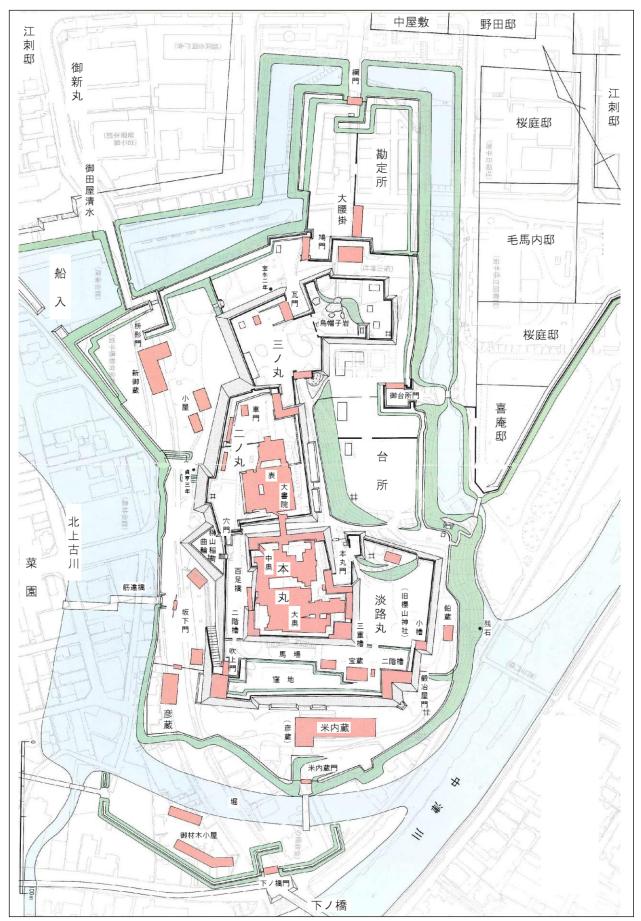
内曲輪に関しては、本丸・二ノ丸・三ノ丸・淡路丸・榊山稲荷曲輪から構成され、丘陵南側の頂部に配置された本丸から、二ノ丸・三ノ丸と段下がりに連なる連郭式の縄張りとなっている。

これまでに行われた発掘調査の結果、内曲輪の本丸・二ノ丸・淡路丸において、中世から近世までの遺構面が確認されており、福士氏の不来方城から、南部氏の盛岡城とその終末までの大まかな変遷が判明している。

なお、盛岡城以前の城館については「不来方城」の固有名詞は存在しないが便宜上用いている。



第4図 盛岡城の縄張り



第5図 城内(内曲輪)の建物配置復元図(江戸時代後期) ※盛岡市・盛岡市教育委員会「盛岡城」(1998)を編集

(2)遺構の変遷(25頁第6図)

不来方城期(14世紀末~16世紀)

室町時代(14世紀末~15世紀)から戦国時代(16世紀)にかけて、福士氏の居城(日戸館・淡路館)が存在した時期である。

曲輪は、丘陵の頂部から裾に至る自然地形に合わせた形で縄張りされており、後の盛岡城の本丸を主郭とし、二ノ丸・三ノ丸の前身となる曲輪が丘陵頂部に連なり、それぞれが堀切で区画されていた。また、淡路丸は狭長な曲輪が雛段状に造成され、主郭を囲んでいた。

不来方城 1 期は丘陵の上部中心に曲輪が構築され、 2 a ~ 2 b 期に規模を拡大、丘陵裾部まで 堀や土塁が構えられていた。

盛岡城1期(16世紀末~17世紀前葉)

南部氏により築城が行われた慶長年間(16世紀末~17世紀初頭)に相当し、本丸と二ノ丸の西面を除く範囲と主要な城門のある虎口にのみ石垣が構築され、石垣様式は野面石を多用した乱積(乱積A)である。

淡路丸については大規模な盛土造成が行われ、曲輪を広く大きなものにまとめている。曲輪の 縁辺には木柵を巡らせ、屈曲した横矢掛けの構造をとっており、地形に合わせた縄張りの中にも、 近世的な築城意識が読み取れる。

盛岡城2期(17世紀前葉~17世紀後葉)

元和3年(1617)に行われた大改修に伴うもので、本丸においては規模が拡張され、二ノ丸では石垣の修復が行われ、三ノ丸と淡路丸に石垣が構築されるなど、内曲輪の総石垣を志向した整備がすすめられ、近世城郭として一応の完成を見た時期といえる。

石垣様式は不定形な割石が使用された乱積(乱積B)である。

盛岡城3期(17世紀後葉~18世紀前葉)

寛文8年(1668)から延宝4年(1676)にかけ、三階(後の天守)櫓・二階櫓を含めた本丸再建が進められたほか、内曲輪西面に直面していた北上川の川筋が切り替えられた。

その後、延宝8年(1680)から貞享3年(1686)の7年間の歳月をかけ、淡路丸西面から二ノ 丸西面までの石垣が構築され、内曲輪の総石垣化が完成した時期である。

なお、淡路丸西面から二ノ丸西面に構築された石垣は、控えの長い規格材を使用した布積(布積A)である。

盛岡城4期(18世紀前葉~18世紀中葉)

宝永元年(1704)からの震災復旧から始まるもので、本丸西側・二ノ丸北東部・淡路丸西側の 石垣が積み直されている。

また、元文5年(1740)から延享5年(1748)にかけ、淡路丸南側石垣や二ノ丸東石垣の孕み出しの応急処置として、補修石垣(ハバキ石垣)が構築された。

盛岡城5期(18世紀後葉~19世紀中葉)

18世紀後葉から明治7年(1874)の破却までの期間である。

淡路丸の窪地は埋め立てられ、南西隅櫓が廃止されて吹上三社の神域となったほか、城内の排水施設が整備され、本丸御殿の一部(聖長楼)が本丸の西側に張り出すように構築されていた。

表6 遺構と石垣様式の変遷

		時期	年 代	概 要
	1	不来方城1期	14世紀末頃~	・丘陵の頂部から中腹にかけて城郭が築かれる。
不来方城期	0	不来方城 2 a 期	15世紀末 ~16世紀前半	・丘陵裾部まで拡大される。後の本丸・二ノ丸・三 ノ丸・淡路丸の前身的曲輪が存在した。
期	2	不来方城 2 b 期	16世紀後半	・本丸付近の堀改修・淡路丸の嵩上げ
	3	盛岡城1期	16世紀終末 (慶長2年:1597) ~	・不来方城(福士氏の居館)を大改修。本丸、二ノ丸、城内主要虎口に石垣が築かれる(乱積A)。石垣は、角石に割石、築石に野面石を用いた乱積。 淡路丸の法面は土手のままで木柵が廻る。
盛	4	盛岡城2期	17世紀前葉 (元和3年:1617)~	・本丸、二ノ丸石垣の改修(本丸の拡張)。城の西側を除き、淡路丸・三ノ丸に石垣が構築(乱積B)される。 ・石垣は築石に至るまで割石で乱積。建物に双鶴(向鶴)紋の瓦が葺かれる。寛永13年(1636)本丸の大半を焼失
城	5	盛岡城 3 期	17世紀後葉 (寛文8年:1668) ~	・淡路丸西側・二ノ丸西側・榊山稲荷曲輪の石垣が 構築される(布積A)。本丸再建本丸と淡路丸な どの主な櫓等に赤瓦が葺かれる。
期	⑥ 盛岡城4期		18世紀前葉~中葉 (宝永元年:1704) ~	 ・本丸西側、二ノ丸北東部、淡路丸西側などの石垣積直し(布積A´・B) ・淡路丸南と二ノ丸東にハバキ石垣構築(布積C・D、元文5:1737~) ・淡路丸窪地の縮小
	7	盛岡城 5 期	18世紀後葉 ~19世紀中葉 (~明治7年:1874)	・淡路丸窪地の埋立て・淡路丸南西隅櫓を廃止して吹上三社勧請・城内排水設備の整備・明治7年建物払い下げ、取り壊し



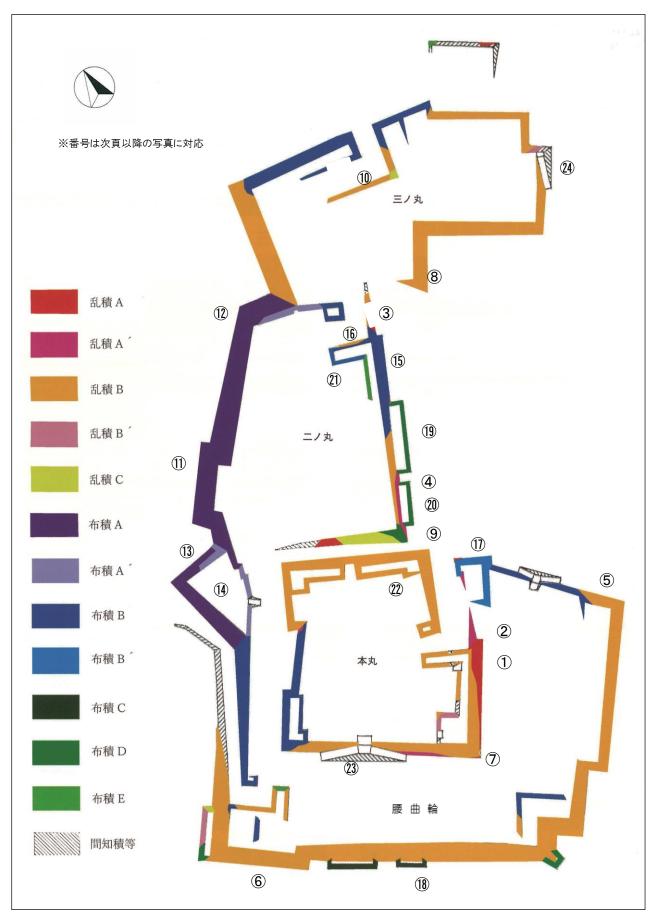






第6図 盛岡城縄張りの変遷

※盛岡市遺跡の学び館第18回企画展 図録「不来方之城新築之有可候-南部氏の盛岡築城-」(2020) より転載



第7図 石垣の分類と範囲

※盛岡市遺跡の学び館第18回企画展 図録「不来方之城新築之有可候-南部氏の盛岡築城-」(2020) を編集



①乱積A 本丸北東部御国産所下側



②乱積A 本丸門南東出隅



③乱積A 三ノ丸不明門西側



④乱積A ´ 二ノ丸東面石垣



⑤乱積B 淡路丸北東隅



⑥乱積B 淡路丸南西部 (修復後)



⑦乱積B 本丸天守台



⑧乱積B 三ノ丸不明門東石垣

写真 石垣の積み方(1)

⑨乱積 C 二ノ丸南東部 (隅部分)



⑩乱積 C 三ノ丸瓦門南東部 (入隅)



①布積A 二ノ丸西側



⑫布積A 二ノ丸北西部



③布積A 榊山稲荷曲輪北面



⑭布積A ´ 榊山稲荷曲輪東側



⑤布積B 二ノ丸北東隅



⑩布積B 二ノ丸車門

写真 石垣の積み方(2)



①布積B´ 乗物部屋



⑱布積 C 淡路丸ハバキ石垣(撤去前)



⑲布積 D 二ノ丸東側ハバキ石垣



②布積 D 二ノ丸東側ハバキ石垣



② 布積 Ε 二ノ丸北東部石土居



②布積E 本丸小納戸櫓台 (修復前)



②間知積 本丸南側



24間知積 三ノ丸東側

写真 石垣の積み方(3)

(3) 石垣石材及び瓦の産地と関連遺跡

ア 石垣石材の産地 (30頁表7、32頁第8図)

盛岡周辺の北上川以東は古生代に形成された付加体である根田茂帯に属し、その中に前期白 亜紀深成岩類である花崗岩の貫入が見られる。個々の貫入範囲は小規模で、数百m前後から数 km程度である。盛岡城の立地する独立丘陵にも花崗岩風化土(マサ土)の中に大小の花崗岩転 石があり、中津川河川敷にも花崗岩をみることができる。

盛岡城の石材は、内曲輪が構築されている丘陵から産出した石材も使用されており、城内には矢穴を開けながらも切り出されていない転石も残されている。しかし、城内全域の石垣として使用するには足る量ではなく、周辺域から切り出しを行っている。その産地を関連遺跡及び伝承地も含め表7及び第8図にまとめた。

石材は、石切丁場である程度加工し、規格材にしてから運ばれたものと考えられ、「御城廻御修補」には「八木橋茂兵衛其外石切共相尋候処前々御普請之節面弐尺四方扣四尺ニ切立申由得共此度者五寸相増遂吟味候処石壱ツニ付六百三十文宛ニテ割出可申旨書付差出候間右之通申付・・・」と書かれている。運搬方法については、盛岡藩家老席日記「雑書」の寛保2年(1742)11月21日の条に、「只今雪之内御城内へ引入申度旨申出候付、伺之通被仰付、御目付へ申渡之」とあり、日蔭山石切丁場から切り出された石材は、冬季間に橇で運搬されたことがうかがえる。また、紫波郡紫波町長岡からの運搬については、盛岡藩家老日記「雑書」の寛文7年(1667)8月15日の条に「盛岡城御城御普請入用之石、志和郡之内長岡より船ニて御賦候」とあり、北上川を船で遡上する方法で運搬されたようである。

石材の産地のうち、盛岡城外曲輪に相当する範囲については、盛岡藩家老席日記「雑書」の 宝永3年(1706)8月30日の条に、「御在所御城御修覆(復)之儀、先達て御伺被成候付、即刻及奉 書候、段々御修覆(復)被成候処、石不足付外側之堀ニ有之石御遣被成度之由、委細以絵図被仰 聞致承知候・・・」とあり、宝永4年(1707)2月12日の条には「御城石垣御普請御用本町裏 御堀之内之石為取申度旨、野田半左衛門申出候付、石引出候通、本町御町之馬屋破為賦候様ニ・・・」 との記事がみられる。この付近では、平成11年度に岩手医科大学の関連施設建設に伴う発掘調 査が行われており、堀の底部から盛岡城3期の矢穴列が残る花崗岩が多く確認されている。

表7 石切丁場(伝承地)及び関連遺跡

名 称	所 在 地	城までの 直線距離	時 期	産状ほか
日蔭山石切丁場 (金勢遺跡)	東中野字金勢ほか	約2.2km	18世紀中頃	・転石が斜面に露出しており、一部の石には矢穴が見られる ・南側には近代以降の採掘坑あり
盛岡城跡 (内曲輪)	内丸57-1ほか	城内	16世紀末~ 17世紀	・毘沙門橋際等に矢穴のある残石が見られる
盛岡城外曲輪	中央通一丁目ほか	約400m	16世紀末~ 17世紀後葉	・発掘調査により堀底から矢穴のある石が確認されている
白 石	上米内字 白石地内	約10km	~19世紀	・築城の際に石垣を採取したという伝承あり ・山の斜面に転石がみられる
長岡	紫波郡紫波町 長岡地内	約15km	17世紀	・長岡地区よりもさらに3~4km東側の山屋地区より石材を 採取し、長岡より舟で石材を搬出 ・長岡八坂神社の北西と南東には、矢穴のある石が散見され る
岩清水館跡	紫波郡矢巾町 字岩清水地内	約14km	16世紀末~ 17世紀	・遺跡内にある大石に、矢穴列の見られるものあり・供給先は不明



城内の転石 (淡路丸下南東側))





日蔭山の転石



日蔭山の転石 (矢穴あり)

イ 瓦の産地(32頁第8図)

盛岡城で使用された瓦の生産関連遺跡として発掘調査が行われたのは、紫波郡紫波町二日町 字川原毛所在の川原毛窯跡である。

この窯跡で生産された瓦については、本丸三階櫓屋根総替えに伴う赤瓦調達のため、瓦土の 採取地として「陣ケ岡長岩寺之下通」を吟味したが、既にほとんど取り尽くしていたため、周 辺の田畑から採取することになったとの記録がある(「御城廻御修補」寛保2年9月13日条)こ とから、寛保年間以前に瓦生産が開始されていたことが文献資料で確認されている。

このほか、瓦の生産地としては、盛岡市本町通周辺(寺町窯跡)、仙北町下川原、東中野字見石などが伝えられているが、このうち本町通周辺において実施された発掘調査では、南部家の家紋である粒羽双鶴文・骨羽双鶴文・角羽双鶴文を施した燻瓦や赤瓦、窯道具や陶器の未製品等が出土したことから、盛岡藩の御用窯である寺町窯が付近に存在する可能性が示唆された。



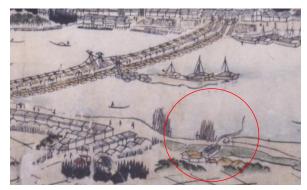
瓦焼御用地 (「城下及近在図」 慶応年間) もりおか歴史文化館 所蔵



寺町窯跡から出土した瓦等 (平成18年度調査)

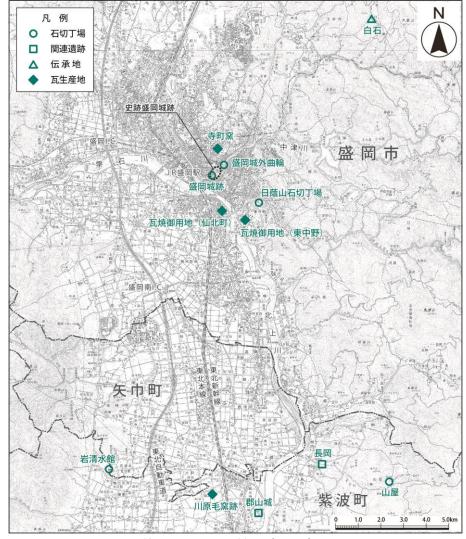
なお、出土した瓦類については、17世紀末から19世紀中頃に生産されたものと考えられ、川原毛窯の閉鎖後に生産されたものと位置付けられるが、当該調査において窯跡本体が発見されていないことから、窯跡の特定には至っていない。

また、東中野字見石地内や仙北町下川原地内においては、今のところ瓦が生産された痕跡は発見されていないが、川井鶴亭の「盛岡城下古絵図」(鳥観図)には、仙北町下川原と寺町窯に相当する場所において煙が上る様子が描かれており、城下において瓦を生産した窯の存在を示したものとして注目される。





盛岡城下古絵図(もりおか歴史文化館 収蔵)に描かれた煙(左:仙北町周辺・右:寺町周辺)



第8図 石垣石材及び瓦の産地

(4) 城下町の変遷 (34~36頁第9~11図)

盛岡城下のまちづくりの基本は「互の字形」といわれている。第2代藩主南部利直が町づくりについて家臣に意見を求めたところ、重臣の北信愛が「一の字形は街道沿いの交通量の多い地に適し、盛岡のように往来の少ない地では、城を取り囲むように侍町を連ね、また見通しのききにくい五の字形にすべき」と答えたと伝えられている。

城下町の形成は慶長2年(1597)から始まる盛岡城築城を契機とするもので、慶長4年(1599)から本格的な城下町整備が進められ、現在の中心市街地の基礎が構築された。

城下町は既存の河川を利用し、内曲輪を北側に囲むように水堀と土塁を三重に巡らせ、内曲輪の外側には南部氏一族や盛岡藩の重臣たちの屋敷が存在した外曲輪を配し、大手・中ノ橋・日影の三門を設け出入りを管理した。

また、外曲輪を囲むように東側の中津川対岸を含んだ地域に遠曲輪(総構え)を配置。遠曲輪には各街道の出入口である仁王・四ツ家・寺町(花屋丁)・下小路・加賀野・八幡丁・新山(穀丁)に惣門を設けるとともに、その内側には組丁と呼ばれる足軽(同心)の屋敷地を配置し、出入りを管理していた。

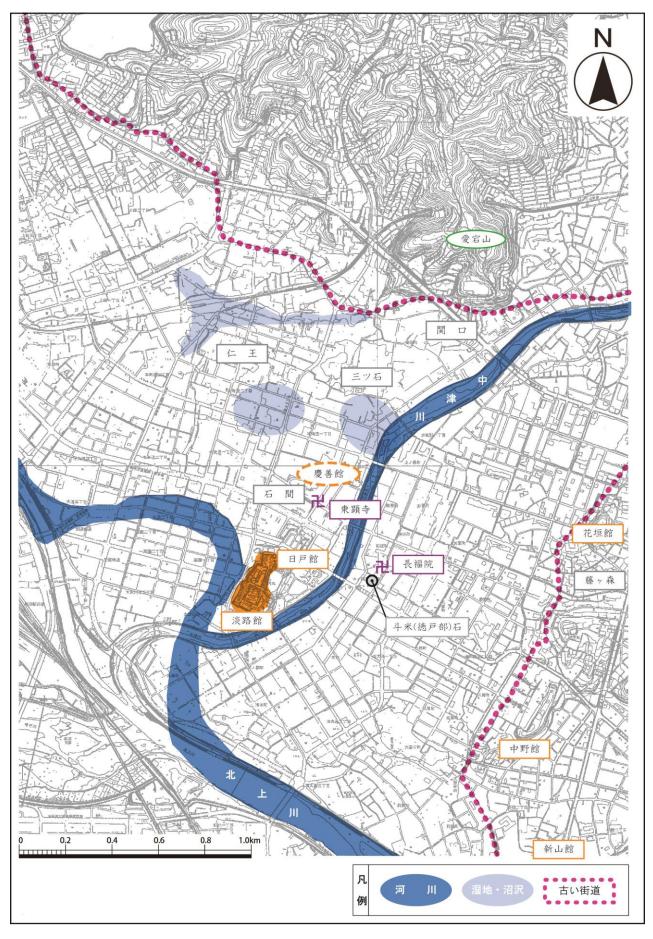
さらに南部氏ゆかりの寺院も領内から順次移されることとなり、三戸からは南部氏の墓所がある聖壽寺(臨済宗)、鬼門鎮護の祈祷寺として永福寺(真言宗)が移築されたほか、教浄寺(時宗)、報恩寺(曹洞宗)が、遠野からは東禅寺(臨済宗)が移されている。なお、これらの寺院は「盛岡五箇寺」といわれている。また、城下町の東側には南部家の氏神として尊崇されていた八幡宮などが配置された。さらに、他の地域から移転・招聘した寺院や神社等を遠曲輪北側の寺町惣門から北山にかけて各宗派の本寺を、また、城下の南口にあたる穀町惣門の内側に末寺を集中して配置した。

城下町には、重臣(高知)屋敷が配された内丸のほか、武家屋敷の侍丁・同心丁が設けられた。町家は、三戸丁・津軽丁・仙北丁など出身地にちなんだ町名、油丁・大工丁・鍛冶丁など職業にちなんだ町名、六日丁・八日丁の市日にちなんだ町名等がつけられた。さらに慶長14年(1609)には、中津川に上ノ橋が架けられたほか、中ノ橋が慶長16年(1611)、翌年の慶長17年(1612)には下ノ橋が相次いで架けられ、新しいまちづくりの基礎が固められている。

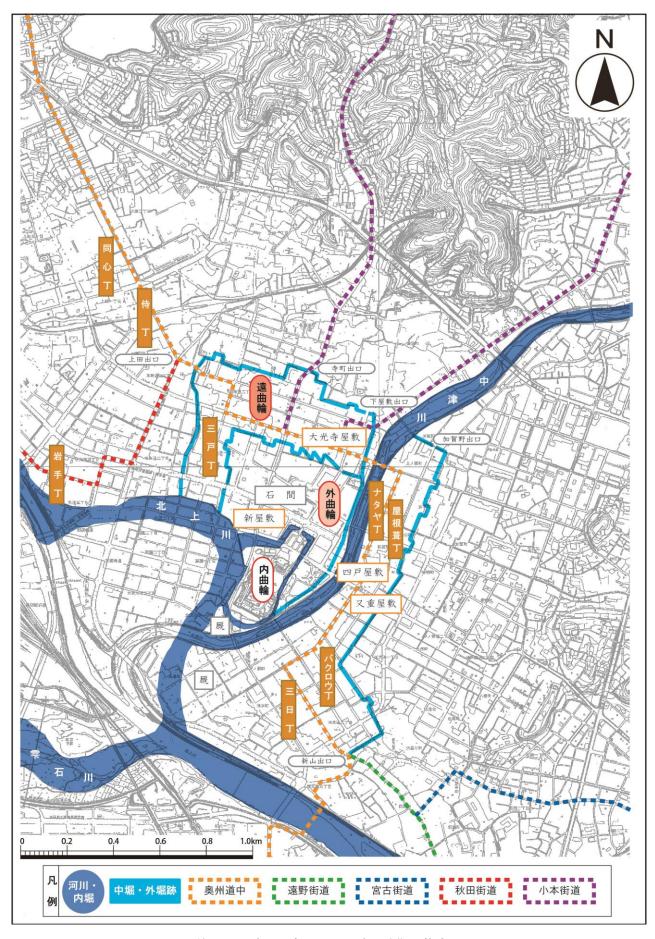
城下町の建設と並行して、度重なる洪水等のため難航していた築城工事も約40年間を費やして 寛永10年(1633)に一応の完成をみることとなった。それに伴い南部氏は盛岡城を藩主の居城と 定め、盛岡は名実ともに藩の中心都市としての城下町となった。

城下はその後も拡大を続け、江戸時代中期の延宝3年(1675)には北上川の流路が付け替えられたほか、明暦2年(1656)には北上川に夕顔瀬橋が架けられ、延宝8年(1680)には仙北丁と新山河岸を結ぶ新山舟橋が完成している。また、流路の変更に伴い、大沢川原や帷子丁・長丁などの新しい町が設けられたほか、夕顔瀬橋の架橋に伴って同心丁(新田町)が設けられたことにより、北上川の西側にも城下町が拡大するなど、17世紀末以降に描かれた絵図をみると、城下の整備・拡大は概ねこの時期に完成しているようである。

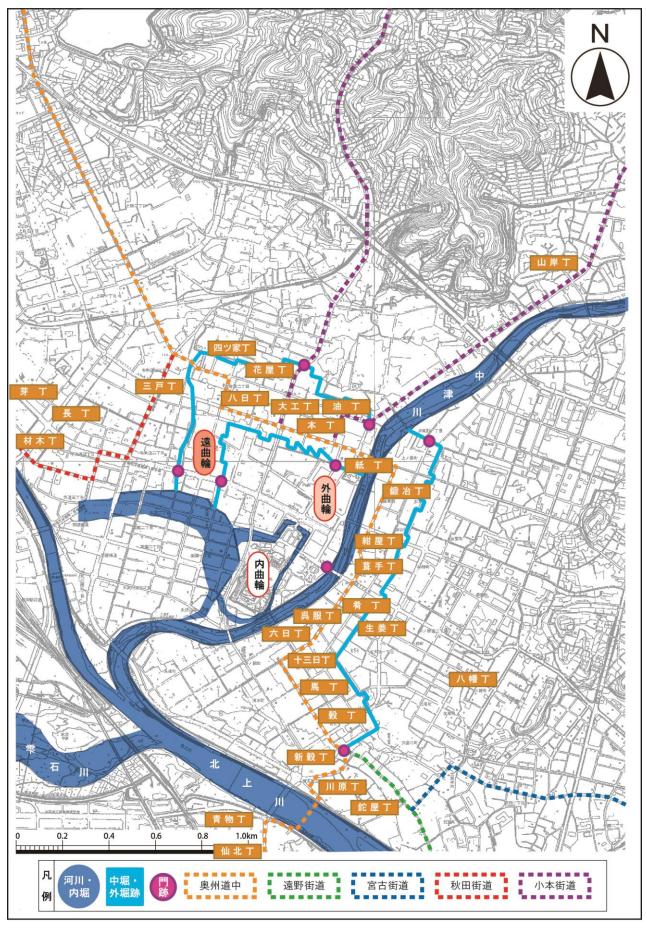
幕末における城下町の範囲は、江戸中期と大きく変化していないが、諸氏屋敷の上田新小路や 加賀野新小路が新たにつくられている。



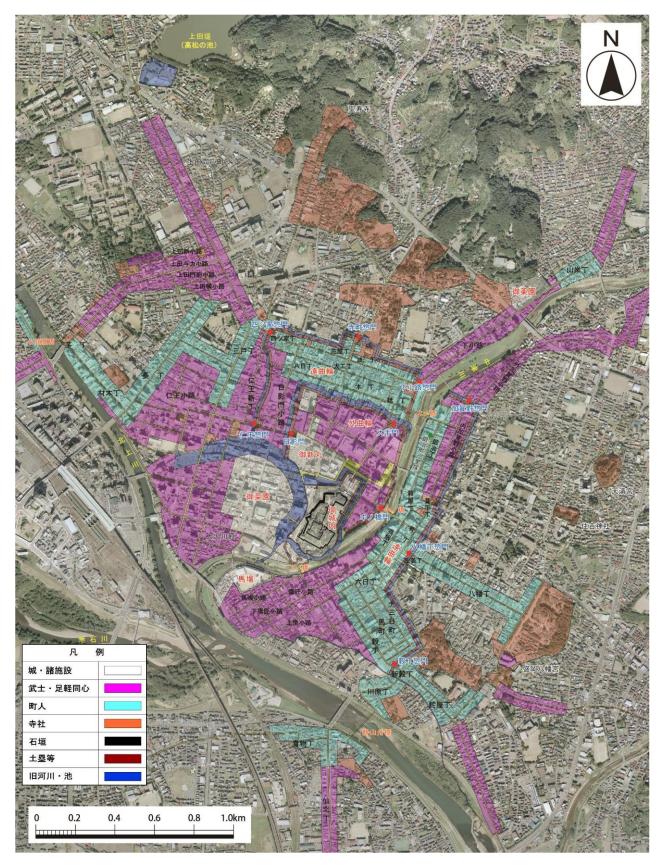
第9図 城下の変遷(中世の不来方周辺)推定図



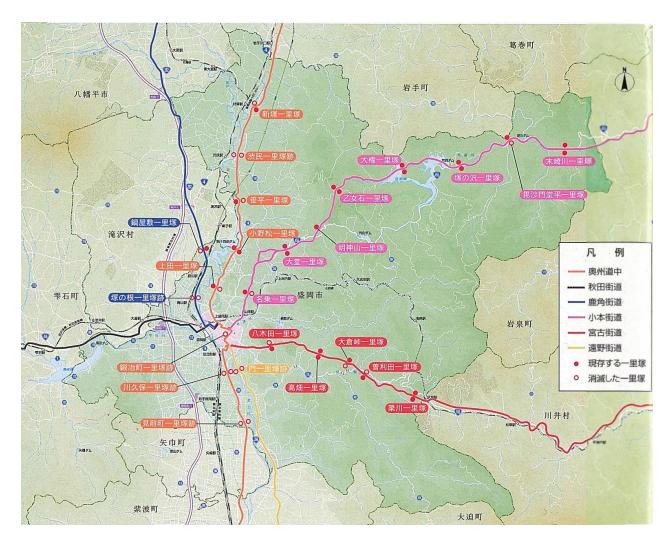
第10図 城下の変遷 (江戸時代前期) 推定図



第11図 城下の変遷 (江戸時代中期~後期) 推定図



第12図 城下町の町割と旧町名の分布



第13図 現在の交通網と主要な旧街道の分布

※『もりおかの文化財』(2008) より引用

4 現存する資料

(1)写真・絵図・文献

藩政時代の歴史や盛岡城の普請に関する記録については、大半がもりおか歴史文化館に収蔵されており、盛岡藩家老席日記「雑書」(寛永21年(1644)~天保11年(1840)の 197年間の記録のほか、「御城廻御修補」や「老中連署奉書」などの史料により、石垣普請や城内建物の建築等の傍証を得ることができる。

城絵図や城下図等の多くについてももりおか歴史文化館に所蔵されており、おおまかな城郭・城下の構造を知る傍証となるが、建物の構造や寸法がわかる指図等については確認されていない。 写真については明治初期に城の西側(菜園側)から、本丸隅櫓(天守・二階櫓)、本丸御殿の一部、 淡路丸の吹上門や塀、坂下門(川口門)が写っているものが1枚確認されているのみである。

その他、現在までに確認できた史料の所蔵先としては、以下の箇所が挙げられる。

- ①岩手県立図書館
- ②国立公文書館(内閣文庫)
- ③国立国会図書館(稲垣家旧蔵)
- ④東北大学附属図書館(狩野文庫)
- ⑤八戸市立図書館(宗(糠塚)家文書)
- ⑥八戸市立図書館(接待(妙)家文書)
- ⑦十和田市郷土館
- ⑧金沢市立玉川図書館近世史料館(加越能文庫)
- ⑨永福寺
- ⑩臼杵市教育委員会
- ※番号は43~45頁 表8の所蔵欄に対応

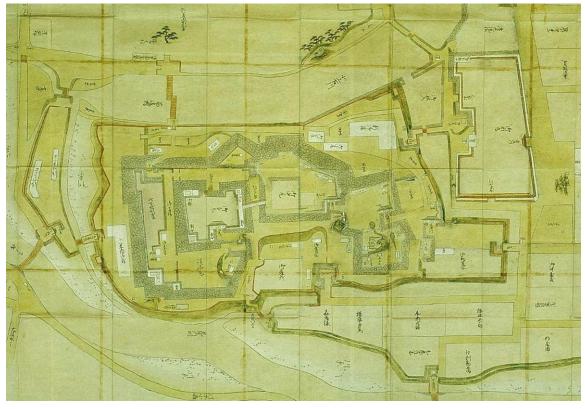


盛岡城古写真(明治初期 盛岡市先人記念館 所蔵)

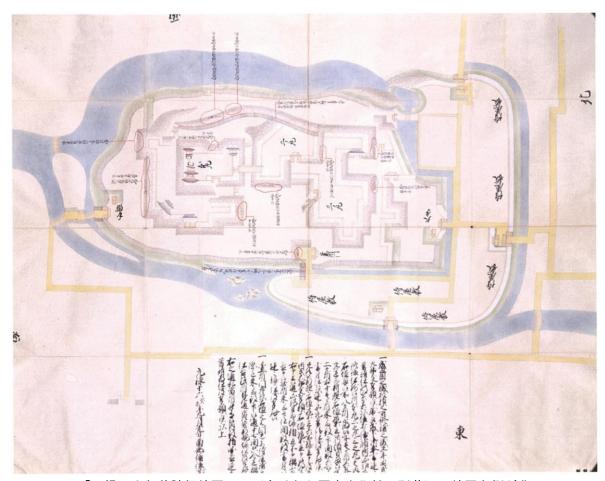
絵図(城絵図・城下絵図)



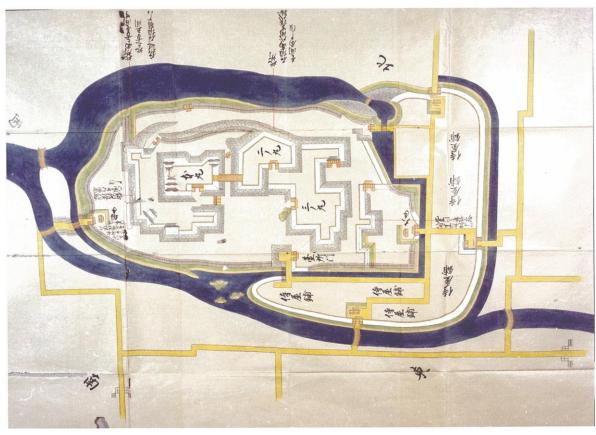
「寛永盛岡城図」 (もりおか歴史文化館 所蔵) ※絵図右側が北



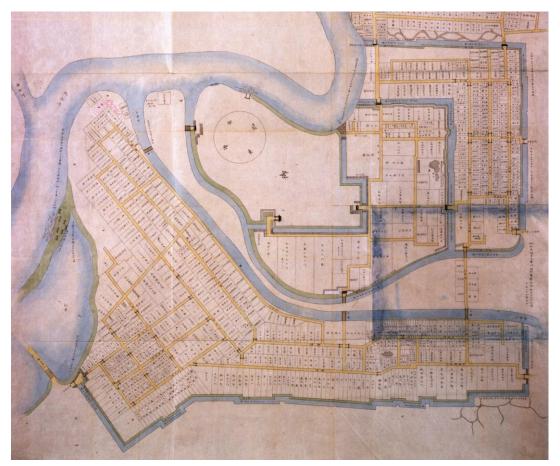
「明和三年書上盛岡城図」〔部分〕 (もりおか歴史文化館 所蔵)※絵図右側が北



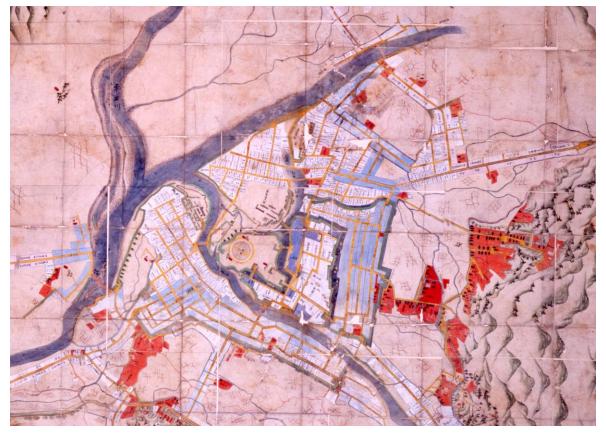
「元禄一六年普請伺絵図」 (もりおか歴史文化館 所蔵) ※絵図右側が北



「元文五年普請伺絵図」 (もりおか歴史文化館 所蔵)※絵図右側が北



「伝寛永盛岡城下図」〔部分 正保年間〕(もりおか歴史文化館 所蔵) ※絵図右側が北



「寛延盛岡城下図」(もりおか歴史文化館 所蔵)※絵図右側が北

表8 盛岡城関係の絵図一覧

所蔵	資 料 名	年 代	概要等
	盛岡城図 (修補願図)	江戸時代前期	元図は江戸時代前期、城修理願に添付する図面の未使用残、修理予定箇所 5 箇所表示、蔵書印なし
	盛岡城図 (修補願元図)	江戸時代前期	元図は江戸時代前期、城修理願に添付する図面の未使用残、修理予定箇所5箇所表示、蔵書印なし(上記資料と同一名称・内容であるが、絵図の大きさが異なる)
	盛岡城内図 (本丸二ノ丸平面図)	江戸時代後期 安政元年(1845)以降	本丸二ノ丸の1階部分に限定して部屋の間取と名称を詳細に記載。中奥を黄色、大 奥を茶色で着色。舞台が建てられた弘化2年以降で、聖長い楼が撤去された安政元 (1854)年以降。南部家蔵書印。確認している3葉の最終
	盛岡城内図 (大奥平面図)	江戸時代後期 天保13年以前	本丸大奥間取図。部屋名等詳細に記載あり、朱書き部分は増改築予定か?南部家蔵書印。天守は描かれず。
	盛岡城本丸図 (大奥平面図)	江戸時代後期 天保13年以前	本丸大奥間取図。部屋名等詳細に記載あり、朱書き部分は増改築予定か?蔵書印な し。(上記資料と同一名称・内容であるが、絵図の大きさが異なる)
	盛岡城本丸図 (本丸平面図)	江戸時代後期 弘化2年~安政元年	部屋名等詳細に記載あり、朱書き部分は増改築予定か?南部家蔵書印あり。霊承院 様御台大奥御住居図と同年代
	盛岡城本丸図 (本丸平面図)	江戸時代後期 天保13年以前	部屋名のみでなく形状、素材など詳細に記載あり、部屋の模様を表示した貼札2箇 所あり。御三階の表示あり。南部家蔵書印
	盛岡城内図 (盛岡御城大絵図)	江戸時代中期 宝永年間(1704~1711)	本丸・二ノ丸・三ノ丸の建物配置及び間取りが記載。西側石垣上端に柵が表現されている。
ŧ	盛岡城本丸図 (本丸平面図)	江戸時代後期 天保13年以前	部屋名のみでなく形状、素材など詳細に記載あり、部屋の模様を表示した貼札2箇 所あり。御三階の表示あり。南部家蔵書なし。
	盛岡城図 (伝寛永盛岡城図)	江戸時代前期 正保 2 年 (1645)	石垣の高さ・長さ、本丸・二ノ丸・三ノ丸の広さ、堀の深さ・幅などの表示あり。色 彩鮮やか、南部家蔵書印あり。本丸には三階櫓なし、二階櫓のみあり。
りお	盛岡城下図 (伝寛永盛岡絵図)	江戸時代前期 正保 2 年 (1645)	石垣の高さ・長さ、本丸・二ノ丸・三ノ丸の広さ、堀の深さ・幅などの表示あり。 色彩きれい、南部家蔵書印あり、「寛永盛岡図之内御城之図」とあり。本丸には三 階櫓なし、二階隅櫓あり。
か	盛岡城図 (元禄盛岡城下図)	江戸時代中期 元禄16年(1703)	幕府に提出した石垣修理願に添付した絵図面の控、修理願箇所11箇所、南部家の蔵 書印。「元禄十六年癸未年九月十九日 南部備後守 御印判 御居判」とあり。
	盛岡城内図 (宝永本丸二ノ丸図)	江戸時代中期 宝永 2 年 (1705)	幕府に提出した石垣修理願に添付した絵図面の控え、修理願箇所2箇所、南部家の 蔵書印。「宝永二年癸酉年五月朔日 南部備後守 印判 花押」とあり。
歴	盛岡城下図 (元文盛岡城下図)	江戸時代中期 元文年間(1736~1741)	盛岡藩の事業で元文元年(1736)に作成着手、元文3年(1738)段階の様子を表現 個人蔵と2点あり、城内に三階櫓・二階櫓あり。
史文	盛岡城図 (元文盛岡城図)	江戸時代中期 元文5年(1740)か	作成年代不明、幕府に提出する城修理願に添付する図面控の未使用分。修理予定箇所5箇所、南部家の蔵書印。修復予定箇所とその内容から元文5年(1740)の普請伺絵図の控図と考えられる。
化	盛岡城下図 (寛延盛岡城下図)	江戸時代中期 寛延 2 年 (1749)	寛延2年時の城下の様子を表現、城内詳細表現なし。
	増補行程記	江戸時代中期 宝暦元年(1751)	江戸日本橋から盛岡日影門までの道中が描かれる。門・枡形や城下町の様子が描かれている。城内では下曲輪の一部が描かれている。
館	盛岡城図 (明和盛岡城図)	江戸時代中期 明和3年(1766)	本丸二ノ丸三ノ丸の他に御新丸・家老席屋敷・御菜園場・桜御馬場などを描写 「明和三年戌三月下斗米小四郎認指上之」とあり、南部家蔵書印あり。
	勘定所図	江戸時代中期 寛政 6 年 (1794)	寛政6年(1794)に下曲輪の勘定所建替えの際に書かれた建物平面図。部屋名や間数が記入されている、南部家蔵書印あり。
	盛岡城内図 (本丸二ノ丸平面図)	江戸時代後期 弘化2年(1845)~安政元年 (1845)	中奥は黄色、大奥は茶色で表示、御居間に1箇所、大奥に6箇所、二ノ丸に2箇所付箋あり。貼札は増改築予定箇所か?聖長楼の貼札あり。
	盛岡城御規式儀礼図	江戸時代後期 天保13年(1842)	盛岡城内の儀礼作法を図にしたもの。中ノ丸玄関・広間・大書院等における用法が 記され、部屋の配置と規模を知ることができる資料
	盛岡城下図 (天保盛岡城下図)	江戸時代後期 弘化3年(1846)	内容的には元文図を基本に描かれたもの 屋敷の名前は内丸の重臣のみ、寺社名が詳細に表現される、城内詳細表現なし
	盛岡城下古絵図	江戸時代後期 元図は安政年間(1854~60)	川井鶴亭画、城下を南側上空から俯瞰。本丸建物のほか、遠曲輪の堀や中津川三橋 等、盛岡の特色や城下町の構成が表現されている。明治期に天守加筆
	菜園図	江戸時代後期 安政 3 年 (1856)	盛岡城西側の菜園の図
	御新丸図	江戸時代後期 文久3年(1863)	部屋名・間数などが詳細に記載されている、星川正甫の絵図説明が右上段に書き込まれる、南部家蔵書印
	城下及近在図	江戸時代後期 慶応年間(1865~68)	慶応元年(1865)に測量されたとされていた絵図、城下と周辺の村とを表現した盛岡 全図、城内詳細表現なし。慶応3年か。
		1	1

所蔵	資 料 名	年 代	概要等
3	盛岡城・馬場小路・下 小路御薬園図	明治期	狩野存信画。中津川を挟んで南側からの構図、天守と二階櫓が描かれている。
もりお	明治内丸地図	明治期	櫻山神社が遷座されていないことから明治32年以前のもの。門・土塁・枡形が表現 されている。
か歴史文	旧盛岡城ノ内拝借願絵 図面	明治期	作人館中学校建設に伴う図面、縮尺 1/600で彩色。明治23年頃のものと想定
文化館	盛岡城図 本丸二ノ丸平面図	江戸時代後期 天保13年(1842)	本丸二ノ丸三ノ丸の平面図に特徴が書き込まれている。北東部を欠いているが、門 などの名称がわかる。
祖	奥州街道駅程図巻	江戸時代中期 宝暦11年(1761)	煙山秀盈の写、盛岡から江戸までの奥州街道等が描かれる。盛岡城下の部分は東方 向から俯瞰し、城内には建物や石垣、門、土塀等が描かれる。
	盛岡城下内丸屋敷図	江戸時代中期 元文年間(1736~1741)	題せんには「元文年間 盛岡内丸大手先附近屋敷図」とあり
	盛岡城内図(霊承院様 御代大奥御住居図)	江戸時代後期 弘化2年(1845)以降	本丸部分の殿舎を描く、「聖長楼」とそれに接続する百足橋の位置に三階建ての懸 造りが見られる、霊承院は南部利済の法号で死後に描かれた。
1	盛岡城下図 (伝寛永盛岡城下図)	江戸時代前期	江戸前期絵図、正保2年段階の図の写本
	盛岡城下図 (盛岡古図)	江戸時代後期	「正保図」と称し、元図は江戸前期絵図 江戸後期写本
	盛岡城下図 (慶長盛岡図)	幕末 安政 5 年(1858)	「慶長年間之御城下絵図面 安政 5 年(1858) 午 5 月町会所用ニ写置之」とあり。盛岡古図の下図か。
2	南部領盛岡平城絵図	江戸時代前期 正保年間 (1644~48)	国重要文化財。正保元年(1644)に幕府が諸藩に命じて作成させた城下町の地図 本丸の三階・二階櫓の表現なし
	奥州盛岡城図	江戸時代中期~幕末	二ノ丸西側に石垣が表現されていない。内曲輪にはそれぞれ門が表現され、周囲の 屋敷の配置なども表現されている。
3	奥州盛岡城図	江戸時代中期~幕末	宝永2年(1705)作成の盛岡城普請伺絵図と同様の構図。二ノ丸西側に石垣が表現されているほか、本丸の二階櫓・三階櫓・塀・門が表現されている
	南部盛岡城図	江戸時代	坂口某の写し、彩色本
4	南部城内沿革図	江戸時代後期 文化13年(1816)写	外曲輪の重臣屋敷の配置を描いたもの
	盛岡城下図	江戸時代	盛岡城の内曲輪及び外曲輪を表現している。内曲輪は、櫓・門及び蔵が描かれ、外 曲輪については、御新丸と重臣屋敷の配置が描かれる
	盛岡城下図	江戸時代	盛岡城の内曲輪及び外曲輪を表現している。内曲輪については、櫓・門及び蔵が描かれ、外曲輪については、御新丸と重臣屋敷の配置が描かれる。彩色無、城郭の構造は、元文年間の普請伺絵図と類似
(5)	盛岡城下図	江戸時代	盛岡城下の通りや道路網を描いている。寺院等の配置のほか、城内を出入りする門 のほか街道筋の枡形が描かれている。
	陸奥州森岡城図	明治期以降	加治縫殿助写とあり、国立国会図書館蔵の「奥州盛岡城図」と同様の構図。盛岡城 の内曲輪及び外曲輪を表現している。二ノ丸西側に石垣が描かれていない、内曲輪 の西側に北上川が表現されていることから、江戸時代中期以前の盛岡城の図を元に えがいたもの。「陸奥」の表題は明治期以降
	盛岡御城御絵図	江戸時代後期 弘化元年	八戸藩主南部信順公が、参勤交代の途中で盛岡城内に立ち寄った際の行程について 記したもの。城内の各門のほか、乗物(駕籠)を降りる位置や同行者の待機場所等の 指示がある。
	盛岡城勘定所図	江戸時代後期 天保11年(1840)	寛政6年(1794)に建替えられた勘定所の間取り図。部屋名が記入されている
6	盛岡城下図	江戸時代幕末か	盛岡城の内曲輪及び外曲輪を表現。内曲輪は、櫓・門及び蔵が描かれ、外曲輪については、御新丸と重臣屋敷の配置が描かれる。描かれている城郭の構造は、元文年間の普請伺絵図と類似している。宗家文書にも同じ内容の絵図が存在し、この絵図は彩色。
	盛岡城下図	江戸時代幕末か	表現されている事項は上記絵図面と同様。外曲輪の屋敷地については、全ての建物 屋根に鯱が表現されているほか、本来は石垣が存在しない箇所にも石垣が構築され ているように表現されている
	盛岡城下図 (寛延盛岡城下図)	江戸時代後期 弘化2年(1845)	寛延2年(1749)段階の城下の様子を表現したもの。城内詳細表現なし。
7	御領内鬼柳より田名部 迄道中図	幕末 安政3年(1856)	盛岡領の南から北端まで描かれているもの。城下のみ折込図により大きく描かれ、 天守と二階の隅櫓が描かれている
8	盛岡城図 (寛永盛岡城図)	江戸時代前期 寛永13年(1636)以降	本丸に「寛永13年9月29日火事にて家なし」の注記あり

所蔵	資 料 名	年 代	概 要 等	
9	盛岡城下図 (寛延盛岡城下図)	江戸時代中期	寛延2年(1749)段階の城下の様子を表現。城内詳細表現なし	
40	奥州南部盛岡城図	江戸時代	城下絵図、注記に「大沢川原町水ニテ流」「同年之水ニテ崩申候」等、洪水関係の 記述があるもの	
10	奥州南部盛岡	江戸時代	城下絵図、注記に「大沢川原町水ニテ流」「同年之水ニテ崩申候」等、洪水関係の 記述がある(上記資料と同じ内容のものであるが、絵図の大きさが異なる)。	
	盛岡城下図 (寛延盛岡城下図)	江戸時代後期 寛延2年(1749)	表題は盛岡御絵図分間。盛岡市及び十和田市郷土館所蔵の城下図の下書き。寛延2年(1749)清水秋全による。絵図の表題は「盛岡御絵図分間」	
	盛岡城本丸天守屋根葺 替瓦葺図	江戸時代 寛保2年(1742)	三階櫓の外観見取図と瓦葺き墨引図、「天守屋根瓦図」とセット	
	盛岡城下図 (伝寛永盛岡城下図)	江戸時代前期 正保2年(1645)	屋敷名から正保2年の調査、幕府提出の正保城絵図とは別本 本丸天守、二階櫓なし	
	盛岡城下図 (元文盛岡城下図)	江戸時代中期 元文年間(1736~41)	元文図は盛岡藩の事業で元文元年(1736)に作成着手、元文3年(1738)段階の様子を表現。ほかにもりおか歴史文化館収蔵がある。	
	盛岡城下図 (寛延盛岡城下図)	江戸時代中期 寛延2年(1749)	寛延図の写しか。	
	六曲一双盛岡城下絵屏 風	江戸時代後期 文化年間(1804~18)	本丸天守のほか御殿の一部、淡路丸の一部が描かれている。	
	盛岡城下町割図 (慶応盛岡城下図)	幕末 慶応3年(1867)	安政図の写本、町名や寺社名を記載。元治2年(1865)の大火被災地表現。城内詳細表現なし。	
個	盛岡城古写真	幕末~明治初期	菜園方面より本丸・淡路丸の西側を撮影	
人蔵	城下及近在図	江戸時代後期 慶応 3 年 (1867)	慶応3年(1867)、漆戸茂樹が測量した絵図、城下と周辺の村とを表現した盛岡全図、 城内詳細表現なし。	
	松前ヨリ盛岡絵図	享保18年(1733)	太田嘉八郎秀典の画。松前から盛岡に至る道中絵巻で、盛岡城下の部分は東方向から俯瞰し、城内には建物や石垣、門、土塀、烏帽子岩等が描かれる。	
	六曲一双三本柳古屋迄 風景絵屏風	江戸時代後期	絵図部分が取り外されたもので、津志田町から城下までを東から見た構図で描いている。盛岡城本丸三階櫓が描かれる。その右側には別の櫓が御殿が描かれていたと推測されるが、欠損している。	
	盛岡城本丸二階櫓東側 改築平面図	幕末	本丸南西隅に位置する二階櫓東側の物置建築にかかる平面図	
	森岡城之図	明治期	本丸を菜園方面から見た構図で、「盛岡城古写真」に似る。本丸には南西隅の二階櫓、三階櫓、狭間が切られた土塀、淡路丸の西側には同じく狭間が切られた土塀が描かれる。本丸御殿は描かれない。玉風謹写とある。	
	台所門桝形付近から八 幡宮方面の写真	明治20年代	手前に台所門の石垣、勧業場の建物、さらに奥に向かって中津川を越えて肴町・八幡町と続き、盛岡八幡宮が写る。また、肴町火の見櫓も写る。	
	盛岡城古写真ガラス乾 板	明治期	周知の古写真と同一で菜園方面からの構図。複製されたガラス乾板であるが、周知のものと比較して、天地左右が広い。	

表 9 盛岡城関連文献一覧

所蔵	資 料 名	著者	年 代	概 要 等
	旧記		江戸時代	加々美遠光から南部行信までの歴史を記述したもの
£	盛岡城石垣普請願書		江戸時代	幕府に対し石垣や建物の作事について届出をした文書
Ŋ	おうなんせいふうき 奥南盛風記		江戸時代	紀伝体の南部家歴代の記録
おか	信直書状	南部信直	近世 慶長 3 年 (1598)	八戸千代子あて、豊臣秀吉より築城許可を得る見込みである ことが記述されている手紙
歴	盛岡藩家老席日記 雑書		江戸時代前~後期 寛永21年(1644)~天保11年 (1840)	家老席の書記にあたる藩士が家老の政務日記として記したもの の 盛岡藩の代表的な公的記録文書
史文	おしろまわりおんしゅうほ 御城廻御修補		江戸時代前~中期 寛文5年(1665)~寛保3年 (1743)	盛岡城石垣普請、建物作事記録
館	老中連署奉書		江戸時代前期 元文5年、寛文7年、寛文13 年、延宝7年、延宝八年、天 和2年、貞享3年、元禄16年	石垣や建物の修復等について、盛岡藩より幕府へ申請のあったものについて、幕府が許可する内容について回答している 文書

所蔵	資 料 名	著者	年 代	概要等
	盛岡城間数並道改帳		江戸時代前期 正保4年(1647)	国絵図・城絵図を解説するための文書 盛岡城の規模等のほか、領内の地理の概要等が記されている
	南部中道規記	藤根吉当	江戸時代前期 元禄15年(1702)	絵図を解説するための文書、「盛岡城間数並道改帳」の類書 盛岡城の規模等のほか、領内の地理の概要等が記されている 内題「陸奥国南部領盛岡城絵図并陸地海上道規記」
‡)	おうなんきゅうしろく 奥南旧指録		江戸時代中期	南部家歴代の記録
ŋ	ゅうせいしき 祐清私記	伊藤祐清	江戸時代中期 寛保年間(1741~44)	収集した古記録を基にして南部信直・利直父子の事蹟を中心 に前後の歴史を記録
おか	盛岡城大手先御堀浚御願		江戸時代中期 寛政12年(1800)	大手先の外堀2箇所が埋まったため、幕府に対し城(下)絵図を添えて修復の許可を願い出、許可を得るまでの顛末が書かれている
歴	ごうそんこじつけんぶんき 郷村古実見聞記	阿部知義	江戸時代中期 文化元年(1804)	検地、開墾、番所、土地境論など、筆者が在任中に見聞した 経済史料
史	ぶんろういじ 聞老遺事	梅内祐訓	江戸時代中期 文政5年(1822)	南部家の事跡について記録
化	盛岡藩家老席日記 覚書		江戸時代後期~明治期 天保元年(1830)~明治3年 (1870)	「盛岡藩家老席日記雑書」と同様に、家老席の書記にあたる 藩士が家老の政務日記として記したもの 盛岡藩の公的記録文書
館	書抜(藩史草稿)		明治期	藩政時代の歴史を記録
	国統大年譜	四戸武虎	明治期	南部家が所蔵していた多種の古文書・記録を元に明治期に編 纂された年表
	きゅうじょうきすうあらためひかえ 旧城木数改扣		明治24年(1891)	旧城地払い下げに関する記録
	旧城地関係記録		明治23年(1890)	旧城地払い下げに関する記録
	南部根元記	獅子内杢	江戸時代前期 寛永18年(1641)	南部家始祖から天正19年(1591)までの歴史書
	奥州ノ内南部領盛岡城絵図の 帳	一ノ倉某	江戸時代前期 慶安2年(1649)	盛岡城の規模等を記録、城絵図の説明書きと思われる
	ほうふでんまんけい 宝 譜 伝 万 莖		江戸時代中期	歴代の事績、公儀への献上物控、初代信直ほか各藩主・一門 の花押、盛岡藩領内郷村帳
	ほうかんるいしゅう 宝翰類聚	伊藤祐清 · 円子記	江戸時代中期 寛保年間(1741~44)	藩士所伝の古記録をまとめたもの
岩	奥州盛岡城并領內道規御書 上写	本堂親岡	江戸時代中期 明和9年(1772)	正保国絵図・城絵図の解説書 盛岡城の規模のほか、領内の地理等に概要が記載されている 同様の資料がもりおか歴史文化館に所蔵されている
手	たけだからくり 竹田加良久里	持仏堂主人	江戸時代中期 文政 6 年 (1823)	天明 4年(1784)~文政 3年(1820)までの盛岡藩の変遷史、風 俗史
県立	邦内郷村志	大巻秀詮	江戸時代中期 明和~寛政年間(1764~1801)	藩内の地誌、郡町村の石高・戸数・人口・社寺などを記録
図	とくえんかくん 篤 焉 家 訓	市原篤焉	江戸時代中~後期 文化~天保年間(1804~44)	中世から近世に至る藩内の諸記録を編集
書	見聞随筆	横川良助	江戸時代後期	盛岡新山船橋記、岩手山の噴火、盛岡の大火など、盛岡藩関 係の記録
館	奥々風土記	江刺恒久	幕末 嘉永~安政年間(1848~1860)	藩内の風土記をまとめたもの
	参考諸家系図	星川正甫	幕末 文久年間(1861~1864)	南部氏一門をはじめ、藩士 2,700余名にも及ぶ所伝の家系図 集
	石垣組立秘伝写		江戸時代後期 寛政4年(1792)	盛岡藩御用職人平栗家に伝わる石垣技術解説書の写し。江戸 の石垣師上田三郎右衛門より伝授された石垣技術を文章や図 を交えて解説している。 現存するのは明治以降の写本
	ないしりゃく 内 史 畧	横川良助	幕末 安政年間(1854~60)	前編は、『奥南旧指録』『盛岡砂子』『登曽草紙』等からの収録 後編は、藩の財政事情、百姓一揆、凶作など、後世に伝える べき事柄を採録
地民俗資料館	門馬別当御材木証文		江戸時代	旧川井村教育委員会「門馬別当御材木証文 早池峰乃ひのき」 (川井村郷土史追録(1)) に、門馬別当檜文書として承応2年 (1653)から元禄15年(1702)まで掲載。「二階三階御矢蔵御材木 之事」(延宝2年6月2日)の記事あり。

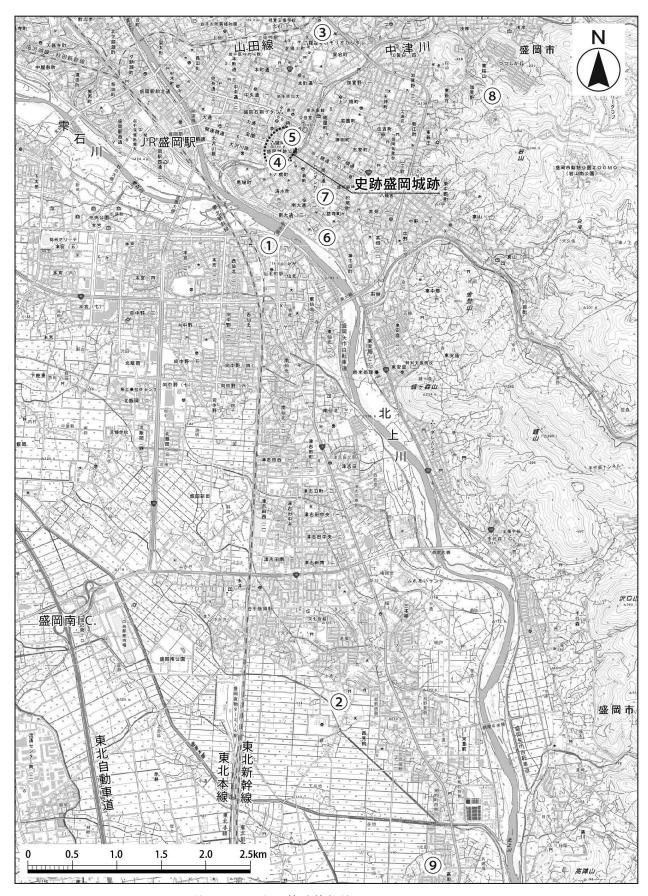
(2) 現存移築建築物(部材)等(48頁第14図)

藩政時代より盛岡城内に残っていた建物、または城内から移築されたという伝承をもつ建築物は以下のとおり。

このうち④の意識(市指定文化財)については、城内に残る唯一の建築物であったが、都市計画道路下ノ橋更ノ沢線拡幅工事に伴い、史跡指定地外から移設されたものである。

表10 現存移築または部材を使用した建築物等一覧(口伝・伝承を含む)

	旧建物名称・旧位置	現在の名称(移築場所)	備考
1	勘定所建物・下曲輪勘定所 【部材】	徳清商店佐藤家住宅母屋 (盛岡市仙北一丁目)	中ノ丸の勘定所との説あり。 盛岡市景観重要建造物
2	城門(薬医門・台所屋敷内) 【移築】	*************************************	棟札「上棟」「御門」「明治十 三年九月七日」記載 御台所の門との伝承
3	城門(薬医門・旧位置不明) 【移築】	報恩寺中門(盛岡市名須川町)	
4	彦蔵(淡路丸南西下) 【移築】	彦蔵・城内(公園内)に移設保存	旧米内蔵の位置に移設
5	綱御門 【部材】	櫻山神社神門	部材を使用したとの伝承
6	土蔵(旧位置不明) 【部材】	はまとう 浜藤ホール(盛岡市鉈屋町)	部材を使用したとの伝承
7	土蔵(旧位置不明) 【部材】	*	払下げ建物との伝承
8	土蔵(旧位置不明) 【部材】	旧岩山漆芸美術館D棟 (盛岡市加賀野字才ノ神)	払下げ建物、移築された後、 再移築したとの伝承
9	城門(棟門・旧位置不明) 【移築】	昆家住宅門(紫波郡矢巾町高田)	払下げ建物との伝承



第14図 現存移築建築物等(伝承地)位置図

5 明治維新後の盛岡城跡

(1) 明治維新と盛岡城

盛岡藩が戊辰戦争に敗北した結果、盛岡城は明治政府の直轄地となり、兵部省(明治5年から陸軍省)が管轄した。盛岡藩第16代藩主南部利恭は、明治元年(1868)に領地を没収され白石に転封されたが、翌明治2年(1869)には盛岡藩の藩知事となり、盛岡城は13万石の居城となった。しかし明治3年(1870)、利恭は藩知事を辞任、鳥取藩、名古屋藩、熊本藩とともに全国に先駆けて政府に廃藩を願い出て、明治政府により盛岡県が設置された。

当初の盛岡県庁は盛岡城の中ノ丸に置かれたが、翌明治4年(1871)には旧藩主別邸であった 広小路御殿(現在の岩手県庁敷地)に移転、城内は明治5年(1872)に兵部省から変わった陸軍 省東北鎮台の所管となった。盛岡城は、明治6年1月太政官布達「全国城郭存廃ノ処分並兵営地 等撰定方」において、存城の一つに選定されたが、本丸及び二ノ丸、三ノ丸等の建物の維持が困 難であると判断されたことから、数棟の土蔵のほか石垣や土塁を残して払い下げられることとな った。明治7年(1874)3月、城内の建物に一般入札の広告が出され、翌月に十三日町の小道具 屋善五郎に約2,700貫文で払い下げられ、城内建物や樹木の大半が撤去された。

なお、払い下げられた一部の部材については明治12年(1879)頃まで城内等に保管された後、 周辺の商人や寺社等に引き取られ、建築部材として再利用されており、盛岡市内やその近郊にお いて、部材を活用したと伝えられる建物が存在している。

(2) 櫻山神社の遷座

櫻山神社は、寛延2年(1749)第8代藩主南部利視が、初代南部信直の功績を称え社殿を城内 の淡路丸に建立したのが始まりとされる。

当初は淡路丸大明神と称されたが、文化9年(1812)に神社付近にあった桜の木にちなみ櫻山大明神と改名した。盛岡城の廃城に伴い、明治4年(1871)に加賀野妙泉寺に、さらに明治10年(1877)には南部家菩提所の麓に遷座、明治33年(1900)3度目の遷座により現在地に鎮座した。

表11 櫻山神社の遷座に関する経過

寛延2年(1749)	盛岡城内の淡路丸に「櫻山御宮」創建(初代藩主南部信直を祀る)され、淡路 丸大明神と称される
文化9年(1812)	櫻山大明神と改称
明治4年(1871)	明治維新により南部家の庇護を離れ加賀野妙泉寺山へ仮遷座
明治5年(1872)	村社櫻山神社創建
明治10年(1877)	南部家菩提寺聖寿寺跡地に再遷座
明治14年(1881)	県社に格上げ、例大祭開始
明治33年(1900)	盛岡城跡地の現在地(下曲輪)に三度目の遷座

(3) 岩手公園の開園

城跡地(内曲輪の大部分)は、明治23年(1890)に南部家が国から縁故払い下げを受け、明治36年(1903)から岩手県が公園整備計画に着手、明治39年(1896)に南部家と岩手県知事の間で、「土地使用貸借契約書」を締結し、日比谷公園の設計案の策定など、東京府の公園整備に携わった長岡安平の設計原案により整備工事に着手、同年9月15日に岩手公園として開園した。

公園の開園を機に、盛岡城跡は広く県民・市民の憩いの場として開放され、以来、盛岡市・岩手県のシンボルとして愛されている。設計原案の作成に当たった長岡安平は、地域の自然や特色を生かすことを公園設計の要諦としており、特に岩手公園においては、整備に当たり南部家と岩手県と交わされた貸借契約書に「城域の保存」を重んじることが明記されていたことなど、城郭の遺構を生かしながら近代的な公園としての機能を備えたものとすることに配慮が払われ、各曲輪の形状や石垣を大きく改変することなく、四季を楽しめる花木や草花を植栽し、曲輪の平場を芝生広場として、内堀を生かしながら鶴ケ池を整備するなどの手法がとられた。

なお、当時の工事規模や概要については、次のように記録されている。

【設計・施工の概要】

職工・人夫26,059人(失業対策事業)、坪数約14,000坪、総工費約21,400円(県費14,000円・寄付金等7,400円)、運動場約1,200坪、花壇約300坪、設計主任:長岡安平・田中眞次郎(設計段階では「巌手縣公園」)工事監督:一戸三矢(後の盛岡市長)

【整備の概要】

全体を第壱区(本丸・二ノ丸・三ノ丸)、第弐区(淡路丸)、第参区(台所など周囲)に分けて 整備

本丸・二ノ丸:松・紅葉植栽、吹上馬場:桜林植栽、中津川畔淡路丸:梅林植栽、吹上の坂: 桃林植栽、鶴ヶ池・亀ヶ池:浚渫、堀を花崗岩で堤状に区分け、護岸石は小さめの花崗岩・藤棚 設置、台所:運動場の整地、鍛冶蔵跡:花壇の設置、四阿8棟(凌虚亭、夕日亭、望岳亭、拾翠 亭、観月亭、枕流亭、双龍亭、聚芳亭)・側溝・道路・階段・橋・電灯・標識を整備

①盛岡城建物解体と城跡地の払い下げ

明治元年(1868)	9月、戊辰戦争で盛岡藩降伏 10月、城内が新政府の直轄地となる 12月、盛岡藩16代藩主南部利恭が白石に転封される
明治2年(1869)	7月、南部利恭が盛岡に復帰、13万石の居城となる
明治3年(1870)	10月、盛岡藩を盛岡県とし、県庁を二ノ丸に設置する(明治4年には城外に移転) 県により、遠曲輪・外曲輪の堀、土塁が民間に払い下げられる
明治5年(1872)	城域の全てが陸軍省東北鎮台の所管となる
明治6年(1873)	1月14日付け、「全国城郭存廃ノ処分並兵営地等撰定方」が明治政府から布達され、 盛岡城は存城とされる
明治7年(1874)	3月、県により一般入札が行われ、城内建物や樹木が払い下げられ、解体撤去される。なお、部材の一部は城内に保管される

	(払い下げ物件) ・本丸建物 1,493坪(三重櫓、二階櫓、土蔵、板蔵、小屋、本丸門、百足橋、稲
	 ・本丸建物 1,493坪 (三里僧、二階僧、工廠、板廠、小屋、本丸門、日足僧、相荷堂、稲荷鳥居、磨銅鯱、休息所等) ・二ノ丸建物 456坪 (櫓、車門、鵜住居門、不明門、瓦門、番所、堂、小屋等) ・三ノ丸等建物94坪 (鳩門、土蔵、番所等) ・その他 (榊山稲荷社、鳩森八幡社、城内の松 864本、欅45本、栗6本、雑木58本)「布達文書」
明治12年(1879)	解体された城内建物の部材が建築部材として再利用される
明治22年(1889)	5月17日付け、南部利恭から国に対し城跡地の払い下げ依頼提出 陸軍大臣秘書官 福家安定 南部伯爵家扶 南部晴景殿 一 盛岡城 地積 弐万六千八百四拾壱坪 建物八拾弐坪 二 伸御代償之儀ハ豫定ノモノニ付、他ニ相漏レ以テハ差支候間、御注意有之度 申渡候也 (7,500円) 8月9日付、岩手県知事宛に払い下げ願いが提出される 陸中国盛岡旧城趾御払下願 岩手県知事 石井省一郎 殿 東京府神田区西小川町二丁目九番地 従四位伯爵御名代理 岩手県盛岡市八幡町百四十三番戸 尾崎懋
明治23年(1890)	3月15日、城地が国から南部家に縁故払い下げを受ける (前払金 4,000円上納) 「指令甲 13309号」 南部伯爵宛 岩手県知事 石井省一郎 一 陸軍省所管旧盛岡城趾 面積 弐万六千八百四拾壱坪 但木石現在ノ通 土 蔵弐棟(敷地26,841坪、建物蔵2棟82坪、石垣 4,200坪、立木 1,304本) 9月18日、残金(3,500円)については月割納付とする旨の通知を受ける「指令 甲 12815号」南部伯爵宛 岩手県知事 石井省一郎
明治24年(1891)	南部家が杦(杉) 833本、松74本、御用ノ松74本、栗15本、胡桃44本、桜46本、雑木2本、槻(欅) 46本、合計 1,304本(ほか86本は朽木)を売却 御払代償金7円50銭(明治24年5月15・18・19・20日調査による)

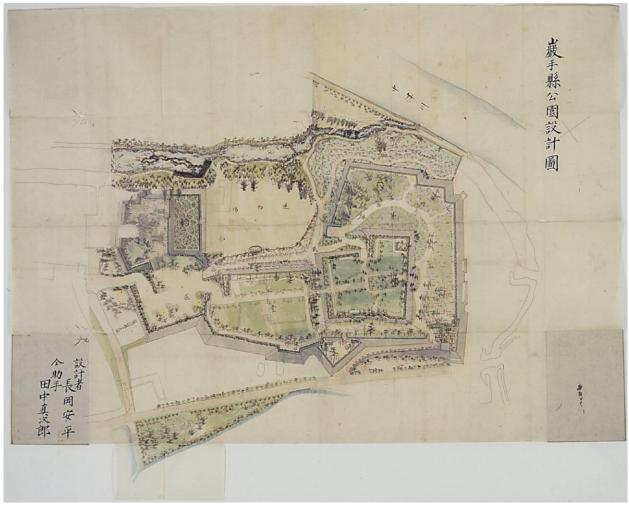
②公園整備計画

明治36年(1903)	12月21日、北条元利知事が、盛岡(内丸)公園は規模が狭小で、さらに人家に介在するために公共の娯楽の目的を達成できないので、これを売却して盛岡城跡を借用して公園整備する案を提出(12月24日 県議会可決)
明治39年(1906)	3月24日、南部利淳と押川則吉知事の間で、9条からなる「土地使用貸借契約書」を締結(46,077㎡) 4月14日、凶作による窮民救済事業(労役扶助)として、運動場や花壇を兼ね備えた公園として整備に着手 7月17日、土地使用貸借契約変更書」を締結、亀ヶ池・鶴ヶ池と現在の都市計画道路下ノ橋更ノ沢線の西側(現:教育会館・産業会館・民家)も追加(20,757㎡)

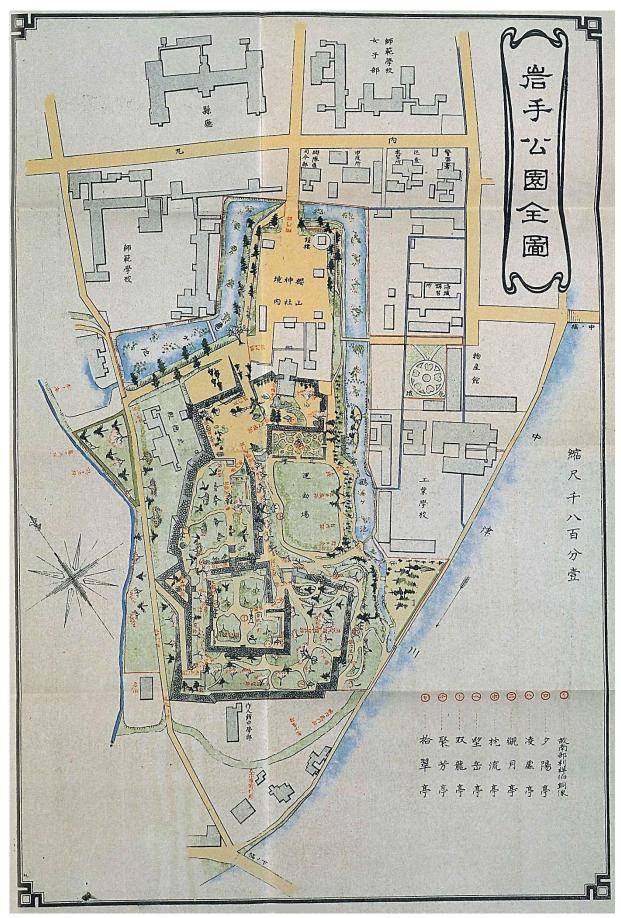
③岩手公園の開園

明治39年(1906)	9月11日、押川則吉知事 岩手県告示第 382号「盛岡城趾ニ造営シタル縣公園ハ 巌手公園ト称シ本月十五日開園ス」
明治39年(1906)	9月15日、式典内容:午前10時砲、工事報告、知事式辞(押川知事)、来賓祝辞(南

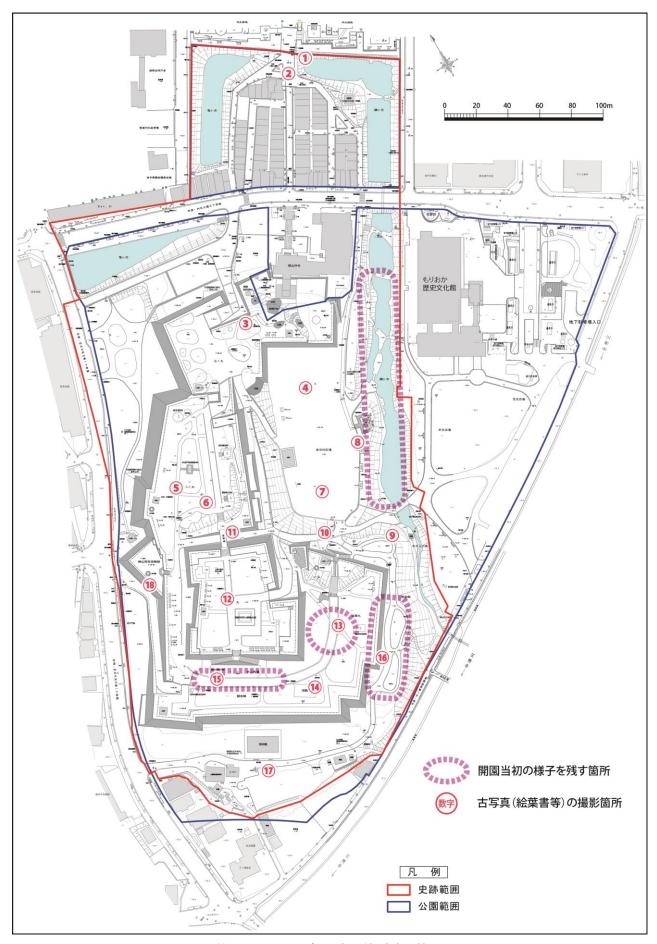
	部利淳、阿部豊年、長谷川郡長、北田市長) ○余興:楽隊、煙花、写声器、軽気球、手踊、太神楽、参差舞、はやし舞、獅子 踊、電気煙花 ○出店:そばや、すしや、豚肉店、酒店、田楽ビール枝豆店、酒屋、煎餅ビール 店、あべ川餅店
明治41年(1908)	9月15日、南部利祥伯爵銅像除幕式(鋳造:久野留之助、台座:田山傳次郎) 武徳殿の建築



第15図 「巖手縣公園設計図」(財) 東京都公園協会 所蔵(図面左が北)



第16図 「岩手公園全図」大正期(図説盛岡四百年下巻 I)



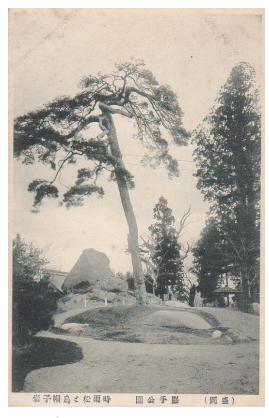
第17図 開園当初の意匠等が残る範囲



①櫻山神社二ノ鳥居(下曲輪)



②櫻山神社二ノ鳥居(下曲輪)



③時雨の松と烏帽子岩(三ノ丸)



④花壇より三ノ丸(台所)



⑤望岳亭と岩手山(二ノ丸)



⑥中ノ丸南側(二ノ丸)



⑦三ノ丸から広場(台所)

絵葉書にみる明治期~昭和初期の岩手公園(1)



⑧鶴ケ池と藤棚(内堀)



⑩淡路丸北東側の石段(淡路丸)



⑪渡雲橋 (二ノ丸から本丸)



③旧櫻山大明神(淡路丸東側)



9鶴ヶ池と桟橋(内堀)

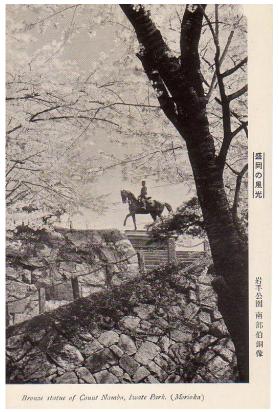


⑫南部中尉銅像(本丸)



⑭桜林 (淡路丸中央)

絵葉書にみる明治期~昭和初期の岩手公園(2)



①本丸と石段(淡路丸)



16梅林(鉛蔵)



⑪淡路丸から望んだ中津川方面 (淡路丸)



⑱吹上門の坂下 (孫蔵)

絵葉書にみる明治期~昭和初期の岩手公園 (3) (絵葉書①~⑨、⑪~⑱もりおか歴史文化館収蔵 ⑩個人蔵)

(4)戦前の公園整備

昭和9年(1934)、公園の管理が岩手県から盛岡市に移管されることに伴い、市は南部家からの寄付と岩手県の補助を受ける形で土地の買収を行い、維持管理を行うこととなった。

取得する土地は岩手公園として開設されていた範囲と、岩手女学校(現岩手女子高等学校)へ貸付中の敷地(現在の公園管理事務所付近)を含むものとされた。併せて、公園看守人詰所、物置、人夫詰所、四阿7棟、便所6棟、花籠堂1棟、猿小屋、熊小屋については、岩手県から無償で譲渡された。

昭和9年(1934)	6月6日、岩手公園の管理が県から市に移管されることに伴い、南部家との間で敷地買収交渉が行われ、買収の条件(金額・範囲等)についての覚書が盛岡市と南部家との間で交わされる。 12月1日、県より移管を受けた盛岡市が南部家より土地を購入、管理を行う。(内丸57番1、2、3、7を購入)買収は公園の範囲とし、城下道路の西側一帯(現 教育会館・産業会館)を除き、岩手女学校(現 岩手女子高等学校)へ貸付中の敷地(現在の公園管理事務所付近)を含む。(昭和9年6月6日付覚書による)なお、施設は岩手県から無償交付される。(昭和9年12月3日付 岩手県指令庶第288号による。)水道開通を記念して鶴ケ池に噴水を設置(噴水等は戦時中に供出)
	噴水の周囲に銅製の鶴が置かれる。
昭和11年(1936)	5月、中津川からポンプにより鶴ケ池へ給水していたものを、水道からの給水に切り替える。(同年11月まで)

6 発掘調査

史跡指定地内では、昭和59年度から石垣修復工事等に伴う発掘調査を実施している。

ここでは、石垣修復工事や整備計画立案のために、淡路丸及び本丸・二ノ丸・三ノ丸で行われた発掘調査を中心に、公園施設整備や道路拡幅等に伴い、史跡地内及び隣接地で行われた調査成果の概要について略述する。

調査成果の詳細については、発掘調査報告書が未刊行のものもあるが、盛岡市・盛岡市教育委員会 (1991) 『盛岡城跡 I -第1期保存整備事業報告書』、盛岡市教育委員会 (2008) 『史跡盛岡城跡 II -第2期保存整備事業報告書ー』等の報告書を参照されたい (調査範囲は 67 頁第 18 図、実績は 68・69 頁表 12)。

(1) 保存整備事業に伴う発掘調査

ア 淡路丸地区の調査

昭和59年度から平成2年度にかけ、淡路丸の石垣修復に伴う発掘調査を実施し、不来方城期から盛岡城終末期(明治初期)までの遺構変遷が把握されている。

不来方城期の遺構は2小期に分かれるが、当初は基本的に等高線に沿うように曲輪が構成されており、南東部並びに南西部では外側に張り出し、中央の低地部分で本丸側に入り込んでいる構造であることが確認されている。次の段階では当初の構造を踏襲しているが、曲輪を嵩上げして曲輪を造成するとともに縁辺に土塁が構築されている。

盛岡城1期の段階では、不来方城期の曲輪にさらに盛土が施されて、淡路丸の南東部では盛岡城2期以降の淡路丸と同じ高さまで盛土されているが、最終的に石垣の構築された西側では大規模な盛土は施されなかったようで、この時期には縁辺部に横矢掛りの折邪を有する木柵を巡らせている。

盛岡城2期には淡路丸上部に盛土が施されるとともに、法面下部を根切りして石垣が構築されている。この段階の淡路丸には、南東部に櫓2棟があり、これらから西端の吹上門の枡形に至るまでは、石垣内側が土被りとなった幅3~4メートルの武者走りが巡っていた。さらに、この武者走り内側の範囲は東西98メートル、南北14メートル以上の大きな窪地となっており、幕末までの期間で徐々に平坦な地形に変化していたことが確認されている。

盛岡城3期以降は前述の窪地に盛土が施される一方、淡路丸西端に櫓(SB440)が建てられていた。また、江戸時代後期以降には補修石垣(ハバキ石垣)が構築されたほか、曲輪内では武者走り内側の窪地の縮小とともに御宝蔵(SB430)が構築されていた。

なお、盛岡城5期の盛岡城終末段階(幕末)になると吹上門西の櫓(SB440)が破却され吹上 三社が建てられていることが確認された。

イ 本丸地区の調査

①本丸北東部

平成5年度に石垣の上面と石垣背面部の調査を実施、平成6年度に石垣下層の遺構調査を実施しており、不来方城期から盛岡城終末期(明治初期)までの遺構変遷が把握されている。

不来方城期の遺構は、北東部斜面を廻る犬走りのほか斜面裾の空堀が確認されているが、犬

走り・空堀ともに新旧2時期の変遷があり、古い空堀の埋土からは瀬戸窖窯期の鉄釉陶器、新しい空堀からは大窯期の灰釉陶器が出土していることから、それぞれ不来方城1期と2期に属する可能性が高い。大走りや空堀は部分的な確認であったが、地形から盛岡城本丸の場所が不来方城の主郭と推定される。また、大走りやそれに伴う斜面が本丸北面に回り込み、本丸・二ノ丸間の堀切は不来方城1期に存在し、不来方城2期や盛岡城1期~3期の縄張りも、この堀切を踏襲している。

盛岡城1期の遺構としては、現在見られる2期の石垣根石の内側に埋め込まれた根石列が確認されたほか、不来方城期の空堀を埋めた面に2個一対の門柱(SB115)が確認され、門跡の東側には石垣が伴っていることが判明した。当時の本丸は現在の本丸よりもやや狭く、本丸裏手の御末門に登る坂道と虎口は盛岡城2期・3期の縄張りとも共通しており、検出された石垣の石材は全て野面石となっている。

盛岡城2期~3期に構築された石垣は、1期の構造を外側に拡張して構築されている。石垣の上面では、明治期に北東隅の櫓台が大きく削られていることが判明し、櫓台内側の石垣下部と石垣の抜き取り痕跡が確認され、3間×3間の櫓台(SB130)の平面が明らかとなった。また、本丸殿舎(SB101)の北東隅部の礎石が雨落溝を伴って確認され、本丸内部の建物の遺構が良好に残存していることがわかった。この他便槽等の土坑、柱穴群などが確認されている。

②本丸北西部

本丸北西部では、石垣解体修復工事に伴う発掘調査が平成8年度に実施されている。

不来方城期の遺構としては、盛岡城2期石垣の下層に斜めに走行する落込みが確認された。 埋土の状態から堀とも考えられるが、深さは確認しておらず明確ではない。

盛岡城1期の遺構は、盛岡城2期に構築された石垣内側に埋め込まれた石垣と、根石1個が確認されている。そのうち、北西部の小納戸櫓の下層では石垣の残存が不良であったが、その痕跡から自然の転石を半ば包みこむように石垣が構築され、小規模な櫓台が突出していたことが推定された。

盛岡城1期の石垣で残存状況の良い箇所は、盛岡城2期石垣の入隅に連続しており、上部ほど大型の矢穴の入った割石が見受けられることから、一部は2期に改修された可能性がある。

盛岡城2期においては、1期の石垣を埋め込み、地形を外側に拡張していることが確認されており、盛岡城3期末までこの構造に変更はないようである。

小納戸櫓 (SB140) の櫓台は、明治期の公園造成で改変されているが、櫓台の根石列が確認されており、 3×4 間 (または 4.5×6 間) の平面規模が明らかになったほか、本丸御殿の北西部建物 (SB107) が 2×6 期以上重複していることが確認された。

礎石はすべて抜き取られていたが、新しい時期の建物は、幕末の「霊承院様御代大奥御住居 図」の建物平面に近似している。

同絵図によれば、検出された建物跡は南から仕舞所、御次、湯殿にあたる。小納戸櫓の石垣の復元には明治期の石段を撤去し、発掘調査成果に基づき上面3間×4間の櫓台を復元した。復元に当たっては、ハバキ石垣の石材を用いることとし、できるだけ矢穴が大きく、不定形に粗割された2期の石材に近い石材を選んで復元している。

③本丸南西部

石垣上面の発掘調査と石垣上部の解体を平成 10 年度、石垣背面の解体と発掘調査を平成 11

年度に、石垣下部の解体と発掘調査を平成12年度に実施している。

調査範囲においては、これまで不来方城期の遺構は確認されておらず、盛岡城1期に相当する時期の石垣の南西隅部が、現状の石垣から東に4メートル、北に11メートル内側に確認されており、石垣の石材は角石が粗割の花崗岩、築石が自然石の花崗岩を主体としている。

この石垣に続く面からは、淡路丸縁辺部の木柵が確認されているが、木柵の位置がかなり本丸に近接していることから、盛岡城1期に相当する時期の淡路丸の西側は狭隘であったことが想定された。

盛岡城2期には、本丸北東部・北西部と同様に盛岡城1期の石垣を埋め込んで外側に盛り土 して曲輪を拡張しており、盛岡城3期にはこの構造を変えず、櫓台石垣を中心に石垣を積み直 されている。

本丸南西部隅に所在した二階櫓 (SB110) の櫓台は明治期に切り詰められ、石段が設けられていた。発掘調査では櫓台東側の基底部の抜き取り痕跡が確認されたほか、二階櫓部分は2間×3間の規模であったことが確認された。この櫓の東側に続く石土居の内側石垣の根石列も確認され、櫓との間には石組みの暗渠排水と溝、櫓に続く御殿 (SB109・111) の御次の間の礎石、渡り廊下の礎石の抜取跡が確認された。

さらに石垣下側では淡路丸の吹上門北側に小規模な門(SB425)の礎石が確認されたが、層位から盛岡城3期の終わり頃に相当する時期の遺構と想定している。

4本丸南東部

本丸地区における遺構の保存整備を目的として、令和元年度から3年度にかけて遺構確認調査を実施している。

令和元年度と3年度は、盛岡城本丸南東部に存在した天守の基礎や、明治39年(1906)の岩手公園の整備により改変された天守台石垣の構造を確認することを目的とした調査を実施した。

調査の結果、天守台上面については、明治期以降に行われた四阿や石段設置、植樹等の公園整備による改変が著しかったが、天守台の北東隅から天守の礎石と考えられる石が検出されている。また、明治期の公園整備の際に改変された石土居の範囲については、石垣の積み方や築石の控えの違いなどにより、藩政時代の規模を想定することが可能となった。

令和2年度には本丸御殿の南東部を対象に調査を行い、大奥(南部家の居住区域)のうち、 長局(中奥や大奥での南部家一族の身の回りの世話を行う女性が居住する部屋)や湯殿(風呂)、 便所など生活に伴う建物の礎石やその基礎地業の根石などを確認した。

なお、これらの遺構は盛岡城の建物が存続した期間に数度の増改築が行われたものであることが確認されたほか、天守に葺かれていた瓦や祭祀儀礼の際に埋納された陶磁器、鉄製品のほか、日常生活に用いられた陶磁器片、古銭などが出土した。

また、本丸南側縁辺部に所在した石土居の確認調査を行い、天守台石段下から1箇所、調査 区西側の園路西街燈付近から1箇所、合計2箇所から石土居根石を検出したが、公園施設の設 置により大きく改変がなされていることが確認された。

ウ 三ノ丸地区の調査

①三ノ丸南東部

天端付近の隅石に変状をきたしていることから、平成26年度に石垣上面の発掘調査を実施し、

石垣天端石・栗石・盛土を確認した。いずれも盛岡城2期に相当する。栗石幅は約1.5メートルをはかり、北西部と同様に石の間には、盛土から流れ込んだ土砂が詰まっていた。不明門脇の石垣根石の確認も行ったが、調査区内では確認できなかった。

②三ノ丸北西部

北面石垣に孕み等の変状が認められることから、石垣修復が計画され、その事前の遺構確認調査として、平成25年度から令和2年度にかけて北西部上面の発掘調査及び根石の状況確認のため北下面・西下面の調査を実施した。

曲輪上面の調査では盛岡城1期・2期及び4期の盛土造成面が確認され、時期によって曲輪の拡張が行われていることが明らかとなった。また、4期盛土は宝永期の石垣周修復範囲に沿って2期盛土を切土して流し込まれていることから、宝永期の修復時に築石・栗石のみならず背面盛土も入れ替えていることが確認されている。

三ノ丸北西部の石垣天端には明和期の絵図等で土塀が描かれているが、令和元年度の調査で 土塀の控柱と考えられる柱穴が栗石上面で検出されている。控柱跡は重複関係から大きく2時期(3小期)あり、宝永期の修復以降、少なくとも1回は土塀が建て替えられている。

北西部下面の調査では北・西面ともに根石を確認している。北西部西面の石垣は盛岡城2期であるが、根石は現地表面より2m余り直下に確認した。根石は西面全体を盛土により造成した後に盛土面を掘りこむ形で置かれている。

北面石垣の根石の前には1メートル大の花崗岩の転石や割石を用いた押え石を確認している。 一部、押え石が無い部分が存在し、その場所が戦後に建てられた「花鳥園」の建物位置と一致 することから、公園整備等により当時の地表面が大きく掘削されていることが判明した。

また、北面石垣の北側には新御蔵から延びる通路と門及び門に付随する石垣が「明和三年書上盛岡城図」には描かれているが、それらの確認のための調査を平成26・27年度に行い、門の柱跡や石垣の一部を確認している。

エ 台所地区の調査

①台所屋敷

台所地区はかつて「御台所」と呼ばれ、商人などを相手取る台所屋敷や、漆器の制作や補修 を行う塗師小屋、武具所が置かれていた。

平成 28 年度に台所地区の整備を進めるに当たり、土塁跡、井戸跡等の確認調査を行ったところ、屋敷跡の礎石の一部や盛岡城 1 期・2 期の土塁や堀跡等を確認した。絵図面に描かれている井戸は確認することはできなかった。

②塗師小屋

「明和三年書上盛岡城図」には「御塗師小屋」と記された建物が現在の台所地区の北側の位置に描かれている。この建物がどの様な性格の建物なのか、今後の史跡整備の基礎資料とするために発掘調査を令和元年に実施した。調査の結果、大量の濾殻を伴うL字形の掘立柱建物跡が確認され、「塗師小屋」は文字通り城内の漆に関する作業が行われていた場所であることが確認された。また、「塗師小屋」よりも下層面では多量の炭と鉄滓が投げ込まれた竪穴状の遺構を複数確認しており、「塗師小屋」が建つ以前に、この場所で鍛冶関連の作業を行っていたことを示唆している。

③台所門桝形·土橋

史跡整備に先立ち、平成 29~30 年度にかけて、土橋の残存状況や枡形の石垣の正確な位置などを把握するための調査を実施した。

石垣は、枡形の内側(北)に飛び出す形で造られた部分にあたり、築石は公園整備時に撤去されているが、根石4石と栗石を確認し、根石の隅石の位置と栗石の範囲から、この石垣の幅は約5メートルと考えられる。

台所門の東には、堀を挟んで重臣屋敷が立ち並び、そこから渡るための土橋が架かっていた。 これもやはり、公園整備時に撤去されていたが、一部は壊されずに残されていた。土橋の幅 は約 10mで、一部、硬く締まった路面も残る。土橋の南端は土塁の裾と接しているが、そこに 区画施設と考えられる石列を確認した。

オ 下曲輪地区の調査

盛岡城の正門に当たる下曲輪地区には藩政時代の土塁が今も残存し、その上に県指定有形文化財の銅鐘である「時鐘 奥州路磐手郡盛岡県城北更鐘」を吊るす鐘楼が存在する。平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震によりこの鐘楼の基壇部に亀裂が生じ、また鐘楼の建物自体も歪みが生じたことから、倒壊の危険性が出てきた。そこで、土塁と鐘楼の保全を目的として、鐘楼の修理工事が計画され、工事着手前に鐘楼の基壇部分の発掘調査を行った。

当初、基壇部分は土塁の残存部と考えられていたが、鐘楼の4つの礎石直下より深さ3メートル以上のコンクリート製の基礎が発見されたことから、明治期にこの場所に鐘楼を移設した際に土塁を大きく掘削し、新たな盛土で基壇部分を造っていたことが判明した。

(2) 施設整備工事等に伴う発掘調査

史跡指定地内では、公園施設等整備のために必要な措置に伴うもののほか、史跡の西側に所在する都市計画道路下ノ橋更ノ沢線拡幅工事に伴う調査が実施されている。また、史跡隣接地においては、道路拡幅工事のほか個人住宅の建築・増改築、商業施設の建築等に伴う発掘調査が実施されている。

このうち、都市計画道路拡幅工事に伴う発掘調査では、史跡西側縁辺中央部において坂下門(川口門)の柱跡が、北西部では枡形門枡形の石垣の一部、旧北上川に面する曲輪の縁辺部では木柵の跡や船着場の石垣が確認されている。

また、道路用地に所在した「彦蔵」の移設先として、かつて淡路丸南下側に所在した米内蔵跡の発掘調査を実施、敷石による地業面を確認している。さらに、道路拡幅工事に伴う調査では、 史跡隣接地(史跡南西側)において、内曲輪を画する堀跡や出丸南辺の土塁のほか、平安時代の 集落跡が確認されている。

トイレ等をはじめとする公園施設の設置や維持・修繕等に伴う発掘調査は、三ノ丸、台所(多目的広場)で実施されており、三ノ丸では不明門跡のほか不来方城期の堀跡、台所では台所門枡形の土塁が確認されている。

史跡北西部では商業施設建築(Est21)に伴う発掘調査が行われており、亀ケ池(内堀)北側の 縁辺部が確認されている。





御殿跡等遺構確認状況 (本丸北西部)



坂下門周辺の遺構 (淡路丸下西部)



米内蔵基礎地業 (淡路丸下南部)



盛岡城1期の木柵跡(淡路丸南東部)



盛岡城1期石垣確認状況(本丸南西部)



盛岡城1期石垣確認状況(本丸北東部)



天守台遺構 (本丸南東部)



隅石天端付近(三ノ丸南東部)



上面盛土 (三ノ丸北西部)



御殿跡① (本丸南東部)



御殿跡②(本丸南東部)



根石押え石(三ノ丸北西部)



板塀控柱跡(三ノ丸北西部)



石垣天端・栗石(三ノ丸北西部)



埋没石垣(三ノ丸北西部北側下部)



根石 (三ノ丸北西部西側下面))



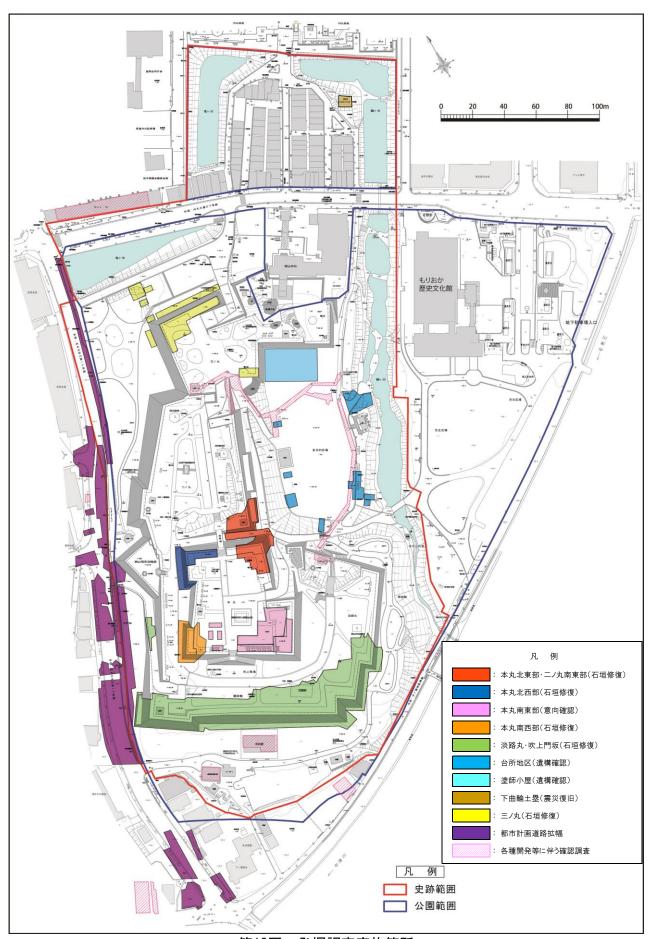
塗師小屋跡 (台所北側)



台所屋敷礎石(台所南西側)



台所桝形石垣及び土塁(台所東側)



第18図 発掘調査実施箇所

Ⅱ 盛岡城跡の概要

表12 発掘調査の実績

年度	次数	調査地点	調査原因	面積 (m²)	調査期間	主な検出遺構等
0.50	1	淡路丸南東部	石垣修復	217. 0	7/1~8/31	櫓跡、排水施設、不来方城期の遺構
S 59	2	鉛蔵周辺	石垣修復	76. 1	7/1~8/31	小鍛冶跡、不来方城期の溝跡
S 60	3	淡路丸南東部	石垣修復	560. 0	6/15~10/31	二階櫓跡、排水施設、木柵跡、土塁
5 60	4	鉛蔵・米内蔵周辺	石垣修復	1, 890. 0	5/8~8/14	鍛冶屋門周辺地形、補修石垣
S 61	5	淡路丸南辺	石垣修復	1, 008. 0	5/6~10/9	窪地と焼土層、木柵、土塁、虎口
501	6	米内蔵地区	石垣修復	66. 0	4/25~6/7	補修石垣、敷石地業
	7	淡路丸南辺	石垣修復	420. 5	5/11~4/10	淡路丸盛土層
S 62	8	米内蔵地区	石垣修復	68.0	5/11~6/30	敷石地業
202	9	内曲輪西辺 (史跡外)	市道改良	1, 175. 0	9/24~3/8	枡形門枡形石垣、柵、川口門、船着 場
	10	淡路丸南西部	石垣修復	823. 0	5/9~8/23	南西部隅櫓、暗渠排水施設
	11	米内蔵地区	石垣修復	127. 0	6/1~8/9	補修石垣、敷石地業
	12	内曲輪西辺 出丸(史跡外)	市道改良	714. 0	9/15~11/22	門跡、出丸土塁、土坑
S 63	13	米内蔵地区	公園施設整備	270.0	11/4~11/19	敷石地業
	14	淡路丸北東部	公園施設整備	21. 4	2/9~2/10	盛土層
	15	米内蔵地区	公園施設整備	106. 5	2/16~2/17	盛土層
	16	台所地区	公園施設整備	93. 2	3/3~3/8	台所門枡形
	10補	淡路丸南西部	石垣修復	418. 0	9/8~10/17	南西部隅櫓下層の地形、柵跡
	11補	米内蔵地区ほか	石垣修復	220.0	9/8~10/17	堀跡
H 1	17	内曲輪西辺 出丸(史跡外)	市道改良	1, 578. 0	4/17~12/12	土蔵跡、溝跡、平安時代の集落跡、 堀跡
	18	三ノ丸・台所地区	公園施設整備	147. 5	11/16~1/24	堀跡、不明門跡、台所枡形
11.0	10補	淡路丸南西部	石垣修復	16. 0	9/3~10/17	不来方城期の盛土
H 2	19	出丸 (史跡外)	住宅建築	24. 0	4/30~5/2	土塁、土坑
Н3	20	本丸北東部	石垣修復	140.0	11/12~12/11	本丸二ノ丸間の掘切、冠木門跡
H 4	21	二ノ丸南東部	石垣修復	249. 0	8/24~9/30	土坑ほか
Н 5	22	本丸北東部	石垣修復	489. 0	9/28~12/1	隅櫓台、本丸御殿礎石、築城当初石 垣ほか
H 6	22補	本丸北東部	石垣修復	79.0	3/25~3/30	門跡、土坑、不来城期堀ほか
H 7	23	出丸 (史跡外)	住宅建築	32.0	11/27	遺構なし
11.0	24	本丸北西部	石垣修復	216.0	10/1- 19/10	小納戸櫓台、本丸御殿礎石、築城当
H 8	25	本丸北西部	石垣修復	316. 0	10/1~12/10	初石垣、土坑ほか
H10	26	本丸北西・南西部 石垣修復 186.0 9/17~3/23 築城当初石垣ほか		築城当初石垣ほか		
	27	出丸•内堀(史跡外)	住宅建築	32.0	4/27	遺構なし
H12	28	本丸南西部	石垣修復	192. 0	11/15~12/28	二階櫓台、本丸御殿礎石、石土居ほか
	29	内堀・御新丸	店舗等建築	522. 0	7/26	内堀跡(史跡外は遺構なし)

年度	次数	調査地点	調査原因	面積(㎡)	調査期間	主な検出遺構等
	30	本丸南西部	石垣修復	330. 0	8/4~10/13	築城当初石垣、門跡、土坑ほか
H13	31	吹上門周辺(明治期 石垣)	石垣修復	109. 0	9/1~10/7	明治期石垣
H25	32	三ノ丸・本新蔵地区	遺構確認	50.3	10/30~12/20	三ノ丸石垣根石・石垣背面構造等を 確認
	33	下曲輪地区	震災復旧	97. 1	6/16~7/17	土塁の一部を確認
H26	34	三ノ丸・本新蔵地区	遺構確認	243. 8	10/1~12/22	三ノ丸石垣根石・石垣背面構造等を 確認
H27	35	本新蔵地区	遺構確認	40.8	9/8~11/5	三ノ丸北西部下、本新蔵地区の遺構 確認
H28	36	台所地区	遺構確認	520. 0	11/2~12/22	台所地区の建物跡、井戸跡の確認
H29	37	三ノ丸北西部	石垣修復	289. 0	7/25~12/20	三ノ丸石垣根石・石垣天端及び背面 栗石を確認
П29	38	台所門土橋	遺構確認	182. 0	11/17~12/20	台所門枡形石垣及び栗石・根石、土 橋跡を確認
H30	37補	三ノ丸瓦門北袖南	石垣修復	260.0	9/27~12/21	三ノ丸石垣の背面栗石・盛土、土塀 柱列を確認
П90	38	台所門土橋ほか	遺構確認	250. 0	10/25~12/21	台所門枡形石垣及び栗石・根石、土 橋跡を確認
	39	台所塗師小屋	遺構確認	600. 0	6/10~9/5	塗師小屋跡を確認
R 1	40	本丸天守	遺構確認	176. 4	9/5~11/29	本丸天守跡及び天守台石垣の確認 調査
D 0	37補	三ノ丸瓦門北袖北	石垣修復	55. 2	5/18~7/31	三ノ丸石垣背面の栗石・盛土、土塀 本柱・控柱列を確認
R 2	41	本丸長局	遺構確認	159.8	7/29~10/30	本丸御殿内の長局礎石・根石などを 確認
	42	下ノ橋教会	教会新築	102. 4	6/23	内堀跡
	37補	三ノ丸北西部北面 石垣	石垣修復	102. 3	8/17~12/9	三ノ丸北面石垣の栗石・盛土、土塀 柱痕跡
R 3	40補	本丸天守台	遺構確認	176. 4	11/18~12/9	江戸期の天守台天端石・明治期の天 端石、栗石層を確認
	43	本丸南辺石土居	遺構確認	69.0	11/18~12/9	江戸期石土居根石、本丸南面石垣栗 石を確認
D 4	37補	三ノ丸北西部北面 石垣	石垣修復	97.0	5/10~11/22	三ノ丸北面石垣の栗石・盛土・根 石・押え石
R 4	44	本丸南東部及び南 西部の一部	遺構確認	204. 1	8/29~12/15	江戸期〜明治期の礎石、天守台・石 土居の根固石
計				16, 293. 7		

[※]調査次数の塗色は、調査実施箇所図と対応している。

Ⅲ 史跡指定

1 史跡指定に至る経過

盛岡城跡は、淡路丸のソメイヨシノをはじめとする四季折々の花木を観賞することができ、熊や猿などが飼育される動物園、凍結した内堀を活用したスケート等を楽しむことができる行楽地として、また、体育祭や盆踊りをはじめとするイベントが開催される場として利用されていた。

さらに、大正期には盛岡市における名所の一つとして絵葉書が発行されたほか、昭和6年(1931)の南部利直公 300年祭記念に出版された「南部利直公」や、昭和11年(1936)の岩手公園開園30周年と盛岡城築城 300年記念に出版された「盛岡城」等により、盛岡城や城下町の歴史等を知ることができる冊子が刊行されるなど、岩手県を代表する観光地、歴史遺産として多岐にわたる活用がなされてきた。

昭和10年(1935)10月22日、当時の盛岡市長であった大矢馬太郎から文部大臣あてに史跡指定の申請がなされ、地権者の同意を経た上で、昭和12年(1937)4月17日、文化財保護法の前身である史蹟名勝天然紀念物保存法により、「盛岡城阯」として国史跡の指定を受けた。

表13 史跡指定の経過

昭和10年(1935)

10月22日、盛岡市長大矢馬太郎から史跡指定の申請

[指定調書] 岩手県史跡天然記念物調査委員の菅野義之助が記述

(イ) 築城前ノ地形

旧記(祐清私記)ニヨレバ築城前ノ地形ハ北上、中津両河ノ落合ニ挟マレタル花崗岩ノ丘陵ニシテ全山青笹密生シ其中ニ栗ノ巨木所々ニ散点セリ,其ノ中今ノ淡路丸ノ所ダケハ小サキ館ヲナシ此レヲ不来方ノ南館ト呼ビタリ此レヨリニ町ヲ距ツル今ノ盛岡地方裁判所々在地ノ邊ハ此レ亦花崗岩ノ丘陵ニシテ此レヲ不来方ノ北館ト称シタリ

(ロ) 築城二至レル経過

天正十九年九戸政實背叛スルヤ南部信直援ヲ豊臣秀吉ニ乞ヒ大軍来援シテ政實ヲ討滅セリ當時秀吉志和、稗貫、和賀ノ三郡ヲ以テ南部氏ニ與ヘタリ為ニ南部氏ハ地ヲ南方ニ加ヘソノ封土ノ中心ハ馬渕川ノ流域より轉シテ北上ノ河谷ニ移ルコトトナリソノ結果ハ自然藩ノ治所モコレヲ南遷スルノ便ナルヲ見ルニ至レリ隅々領内ノ形勢ニ通暁セル浅野長政ハ政實征討後凱旋ノ帰途将来ノ城地ヲ北上河谷ニ求メ前記北上、中津、両河ノ落合ニ介在セル丘陵後ノ盛岡城ノ地ヲ相シテ南部信直ニ将来ノ新城ヲ此所ニ建設セラルベキヲ慫恿シタルモノナリキ、カクテ信直ハ文禄ノ役豊臣氏ノ召ニ應ジテ肥前名護屋ニ赴クヤ豊臣秀吉ニ謁見シ新城ヲ盛岡ニ築クノ宿望ヲ述ベテソノ許諾ヲ受ケ當時ノ国元ニ留守ノ任ニ當レル嗣子利直ニコレガ實行を命ザルナリ

(ハ) 築城

カクテ慶長二年三月鍬立式ヲ行ヒ今ノ本丸ノ地ヲ切リ崩シテ其ノ上部ヲ平坦 ナラシメ次ニニノ丸ニ及ビ更ニ三ノ丸ハ本丸ニ近キ高サナリシヲ以テ著シク此 レヲ切リ下ゲ以テ大体ノ形態ヲツクリ得タルラリキ

(ニ) 構造

當時ハ北上河西ヲ流レ中津川東ヲ限リ南方ハ両河ノ合流シテ他ト隔絶シ北部

ハ濠ヲ穿チ中津川ノ水ヲヒキテコレニ充タセリ此ノ城内ニ通ズル城門四アリ大 手ノ正門ヲ綱門ト云ヒソノ左方ノ中央ヲ開アケルモノヲ不明門ト云ヒ右方ノ北 門ヲ枡形門ト云ヒ背面ニアルモノヲ大工小屋前門又ハ下ノ橋門ト称シ搦手タリ 内城正面ノ綱門ヨリ下郭ニ入リ左方ニ勘定所ノ一廓ヲ見テ直進シテ右折シ鳩 門ヲ過ギ更ニ瓦門ヲ経レバ三ノ丸ニ入ル三ノ丸ヨリ車門ヲ経テ二ノ丸ニ入ル此 処ニハ表御館ト称セル宏大ナル建物アリキ此ノ建築物中ニハ藩廰ヲ設ケ家老用 人目付以下ノ藩吏出勤シテ藩政ヲトリ更ニ藩主ノ表向ノ謁見所ヲモ設ケタリ、 三ノ丸二ノ丸周囲石垣ノ上ハ堅固ナル漆喰塗ノ土塀ヲ設ケコレニ狭間ヲ開キ以 テ瞰射ニ便セリ、二ノ丸ノ館内ヨリ本丸ニ昇ルニハ階段ヲ上リ内廊下橋ヲ渉ル ココニ政所ト称スル宏大ナル建造物アリ、政ヲ立テ同三十九年知事押川則吉ノ 時開園ス昭和九年市有トナリ現在ニ至ル 二ノ丸三ノ丸ハ芝生トシ二ノ丸ニハ亭榭ヲ設ケ且樹木ヲ植エ本丸モ同様亭榭 ヲ設ケ樹木ヲ植エ散策ニ便ス 中央ニ南部中尉ノ銅像アリ吹貫馬場跡ニハ櫻樹ヲ植エ付ケ櫻ノ名勝地タリ 二ノ丸ノ下郭ハ運動場ヲ設ケ其ノ一端ニハ花壇ヲ設ケ各丸間ハ石段及橋等ニ ヨリテ連絡ス 城ノ北方ニハ更ニ内丸ナル一廓ヲ設ケテ藩主ノ一族共ニ重臣ノ居宅トナシ以 テ城ノ北部ヲ擁セリ即東方ノ中津川ノ水ヲ引キテ東ヨリ西ニ濠ヲ穿チソノ北側 トシ該(カ)濠ハ更ニ南折シテ北上河(旧河道)ニ通ジテソノ西側ヲ形成セル モノニテ濠ノ内側ニハ高キ十塁ヲ設ケリ今日ハ當時ノ濠共ニ十塁ヲ廓ノ西北隅 ニ存スルノミ更ニソノ外部ノ廣キ地積ヲ画シテ土塁塹壕ヲ設ケソノ中ヲ町民并 二軽臣ノ住民地帯ヲナセルモノナリキコノ地域ハ東方ハ中津川ヲ越エテ廣キ地 帯ヲ占メ今日ノ盛岡市ノ主要部ヲ殆拘擁セルモノナルガ今日ハ十塁濠共二全ク 破却シテ去ラレテソノ跡ヲ止メズ 4月7日、十社兵第3,370号により、岩手県知事より文部省宗教局長あて史跡指 昭和11年(1936) 定に関する申請書進達 4月14日、史跡指定に係る申請に対し、実地調査を実施する予定があることを回 9月25日、史跡指定について、櫻山神社より承諾を得る 11月27日、史跡指定にあたり、櫻山神社境内地が指定範囲となることを内務省に 照会 12月26日、内務省文書第20号により、櫻山神社境内地の史跡指定に異存無しとの 通知 昭和12年(1937) 4月17日、(官報告示) 文部省告示第二百十二號 史蹟名勝天然紀念物保存法第一條ニ依リ左ノ通指定ス 昭和十二年四月十七日 文部大臣 林 銑十郎 盛岡城阯 岩手縣盛岡市第一地割字内丸 五七番ノ四、五七番ノ五櫻山神社境 内、自五七番ノ一至五七番ノ三、五七番ノ七

2 史跡指定

種 別 史蹟

名 称 盛岡城阯

所 在 地 盛岡市第一地割字内丸

指定年月日 昭和12年4月17日 文部省告示第 212号

指定面積 87,051.07 m² (登記簿上)、84,092.64 m² (平成21年度測量調査成果)

説 明 慶長二年南部利直ノ経始セルトコロニシテ寛永十年全城竣工ノ後漸次修理ヲ加ヘ子

孫相継テ之ニ居リ以テ明治維新ニ至ル城構ハ本丸,二之丸,三之丸ヲ備ヘシガ後陸軍 用地トナリ建物ハ除カレ再ビ南部家ノ有ニ帰シ明治三十九年公園トナレリ今濠湟石

壁土塁尚ヨク存シ舊規模ノ見ルベキモノアリ

指定の事由 保存要目中 史蹟ノ部第四二ニ依ル

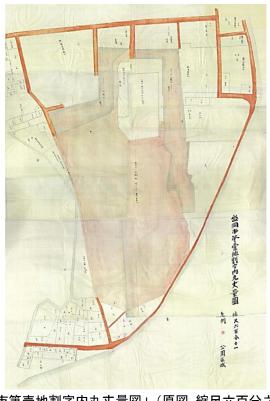
(古城阯、城砦、防塁、古戦場、国郡廰阯其ノ他 政治軍事ニ関係深キ史蹟)

管理団体 盛岡市 昭和12年4月17日

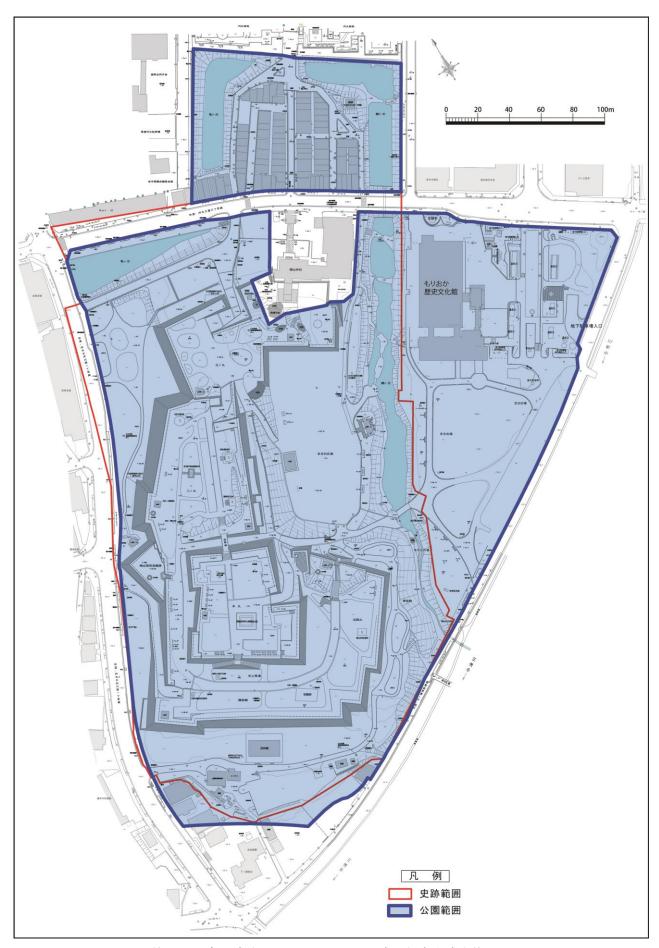
指定地番 指定告示時点と現在の地名・地番を表14にまとめた。

表14 指定告示時の地番と現在の地番

指定告示時	現在
盛岡市第一地割字内丸	盛岡市内丸
五七ノ一、五七ノ二、五七ノ三、五七ノ	57番1~57番5、
四、五七ノ五、五七ノ七	57番7、57番30、57番31~36、57番38、57番39、57番42、
	57番45~55、57番57~126、57番320



第19図 「盛岡市第壱地割字内丸丈量図」(原図 縮尺六百分之一) 文化庁蔵



第20図 盛岡城跡公園現況平面図(平成21年度作成を修正)

3 史跡指定後の経過

(1) 太平洋戦争と盛岡城

史跡指定後も公園として管理され、多くの市民・県民に利用されていたが、太平洋戦争の直前になると、市立小学校児童心身鍛錬耐熱体操会、紀元二千六百年奉祝体育祭や、大政翼賛会集会、日独伊三国結盟県民大会などの行事が開催された。

戦時中には、明治 41 年 (1908) 本丸に建立された南部利祥中尉騎馬像の銅像部分が自主供出されることとなり、昭和 19 年 (1944) 4月 4日に出陣式が本丸で行われた。

同じく昭和19年には、明治期の公園整備の際に設けられた花壇が廃止され、運動場の一部となったほか、食糧不足から動物園で飼育されていた狐や狸が払い下げられた。また、食糧確保の観点から、内堀(鶴ヶ池・亀ヶ池)で鯉が養殖されるなど、公園の利活用においても戦争の影響が及んだ時期であった。

表15 太平洋戦争前・戦中の経過

昭和14年(1939)	9月2日、第1回市立小学校児童心身鍛錬耐熱体操会
昭和15年(1940)	9月11日、紀元二千六百年奉祝体育祭 10月14日、大政翼賛日独伊三国結盟県民大会
昭和16年(1941)	4月20日、岩手公園指揮台竣工式(多目的広場に設置、現存せず) 8月5日、全国ラジオ体操の会(約2万人が参加)
昭和19年(1944)	4月4日、南部利祥中尉騎馬像出陣式 広場(御台所)北側の花壇を廃園にして運動場を整備

(2)都市計画道路と商店街

岩手公園用地内の鶴ヶ池、亀ヶ池に囲まれた地域(約5,500 m²)は、終戦時まで櫻山神社の境内地であったが、終戦直後になると国内外からの引揚者が生活の場を求めバラック店舗を構えた。

昭和21年(1946)になると、これら引揚者や戦災者105名により盛岡更生市場組合が結成され、 櫻山神社から境内の参道を中心に借地し、仮設店舗で営業を始めた。

その後、仮設店舗は次第に老朽化が目立つようになり、加えて住民や利用者の排出する汚水が鶴ケ池・亀ケ池に流入し環境の悪化が問題となった。

こうした状況下で、昭和24年(1949)には神社境内の国有地譲与に関連し、境内地土地所有者と市有地居住者の利害関係から、盛岡更正市場協同組合(櫻山神社境内地)と亀ヶ池通商業協同組合(市有地)に分裂した。また、民有地を購入した地権者により第二組合が構成されるなど、権利のありかたによって団体が組織されていった。

昭和29年(1954)、都市計画道路「中ノ橋大通線」の開通に併せ、当該地区の整備が急務となったことから、市は市有地・公園用地である亀ヶ池畔に乱立していたバラック建店舗付住宅の整理を計画した。移転先は「中ノ橋大通線」沿いに仮設した桟橋上と亀ヶ池畔に新設する園地に沿う敷地と決め、暫定的措置として大部分を移転させた。

また、桟橋店舗向い側の県有地を市が借り受ける形で、店舗付住宅を新築移転させたものもあった。その後、桟橋店舗については、昭和39年(1964)~45年(1970)まで占用許可を延長し、昭

和 45年 (1970) 10月に撤去されている。

なお、現在も公園敷地内(亀ヶ池畔)に残る23件については、昭和42年(1967)から行政財産の目的外使用許可として扱い、盛岡市都市整備部公園みどり課の管理として現在に至っている。

その他、東大通商店街の一部においては県有地と市有地に店舗兼住宅が建設され、市の管財課の管理のもと普通財産の賃貸借として契約を締結していたが、県から土地を払い下げられる形で再開発ビルが建設され、平成14年(2002)に建物が完成し現在に至っているが、内堀(亀ヶ池)埋立部分に位置している8店舗が旧状のままとなっている。残った店舗については、使用者が盛岡市総務部管財課との間で契約を締結している状況である。



櫻山神社参道地区(南東側から 昭和33年)



櫻山神社参道地区(北東側から 昭和33年)

(3)戦後の整備・活用

戦後の岩手公園では、四季折々の花や緑を楽しむだけではなく、昭和25年(1950)には移動動物園が開催され、上野動物園で飼育されている象やライオンなどが公園内で展示されたほか、昭和26年(1951)にはさくらまつりの一環として大名行列が行われるなど、市民・県民の娯楽の場として活用されるようになった。

昭和27年2月29日付けで、建設省都市局の公園緑地協会理事長であった北村徳太郎から岩手公園周辺地の「盛岡市公舘地区計画案」が小泉市長宛に提出された。計画は、現在の県庁、市役所、裁判所付近から盛岡城跡内の新御蔵地区に及ぶ範囲の公共施設を整備するもので、この計画案に基づいて今日の官庁街が整備されることとなったほか、計画には史跡を取り囲むヒマラヤスギの植栽計画も立案されていた。

その後、この案に基づいて東北開発研究会が「岩手公園計画」の策定を進め、現在のもりおか歴 史文化館と市営駐車場の位置に音楽堂、芝生広場には常設展覧会場や児童公園を、公園管理事務所 附近に市立図書館や児童会館のほかに植物園、動物園、武徳殿の建っていた新蔵地区に児童遊園と 駐車場、台所跡(多目的広場)には大きな噴水池の設置が計画された。

昭和30年(1955)には、千葉大学造園学科の横山光雄教授(公園緑地協会員)により「盛岡都市計画公園」として、翌昭和31年(1956)の都市計画決定及び事業決定につながる計画が立案された。

昭和31年(1956)5月14日、岩手公園が都市計画決定及び事業決定(面積9.7~クタール)され、10月15日には「一般公園」として開設(面積8.7~クタール)した。御台所跡(広場)に休

Ⅲ 史跡指定

憩所を寄付により設置したほか、中津川から鶴ヶ池への給水装置、鶴ヶ池畔にはコンクリート製の藤棚を設置。台所跡北側にテニスコートとなっていた場所を花壇に復旧したほか、史跡西側にはケヤキやアカマツ、鶴ヶ池や吹上門周辺には低木が植栽されたほか、老木となっていたウメ・サクラの更新や芝生の整備等が進められた。

昭和45年(1970)の岩手国体を契機に、昭和42年(1967)から中津川沿いの芝生広場や亀ヶ池 桟橋店舗の撤去・歩道化が進められた。芝生広場では、昭和37~38年までに撤去・移転した岩手 県商工会館、建設省岩手工事事務所、岩手日報社、岩手県教育庁や杜陵高校、盛岡地方貯金局、ラ ジオ岩手(放送局)等の跡地整備が進められ、県立図書館や地下駐車場の整備が進められた。

また、史跡内に所在していた建築物についても移転撤去が進められた。史跡の南側に所在した市立図書館が昭和46年(1971)、史跡の西側に所在した盛岡市消防団本部が昭和53年(1978)に移転したほか、三ノ丸北西部下に所在した花鳥園(碁会所)は昭和54年(1979)、武徳殿(武道場)が昭和57年(1982)、淡路丸に所在した城ヶ根(飲食店)は、昭和54年(1979)撤去・移転したほか、平成元年(1989)には動物園を移転させるなど、史跡・公園として相応しい景観に配慮した整備事業が進められた。

一方、史跡の保存整備に関連する事業としては、昭和36年(1961)11月7日、長雨により城内に設置されていた防空壕の陥没に伴い、二ノ丸西側の石垣が崩落したため、文化財保護委員会の補助事業として修復工事が実施された(~昭和37年3月30日)。

昭和59年からは地震や降雨等の影響により、崩落の危険性が高い淡路丸を対象に石垣修復工事に着手、二ノ丸や本丸を対象に事業が進められたほか、石垣の孕みや陥没の要因を明らかにするため、三ノ丸西側において石垣移動量調査を平成10年度まで実施した。その後、平成11年度からは、城跡全体における石垣の変位状況を把握し、修理の優先度を把握するため石垣変位調査が実施されている。

平成 18 年 (2006) の岩手公園開園 100 周年を契機に、岩手公園に「盛岡城跡公園」との愛称をつけ、お城 (盛岡城)を中心とした地区において、史跡の保存整備と都市公園整備の調和のもと、都心の魅力を高め、地区の活性化を目指し、「お城を中心としたまちづくり計画」が策定された。その後、平成23年度には、史跡盛岡城跡の歴史的環境を保存・管理し、将来に適切に継承するとともに、積極的な活用を図るための指針として「史跡盛岡城跡保存管理計画」を、平成24年度には保存管理計画で示された保存・整備・活用の基本方針に基づき、より具体的な保存整備・活用の基本方針を定めることを目的に、「史跡盛岡城跡整備基本計画」を策定した。

平成25年以降は、史跡盛岡城跡整備基本計画に基づき、三ノ丸地区の石垣修復工事、台所地区及び鶴ヶ池周辺の遺構等保存整備、電線地中化等整備工事、平成28年度に策定した「史跡盛岡城跡植栽管理基本計画」に基づき、石垣面に生育した樹木や景観眺望を阻害する樹木の伐採等について取組を進めている。さらに、平成30年11月13日に国の認定を受けた「盛岡市歴史的風致維持向上計画」に基づき、本丸地区の整備を進めるための発掘調査、四阿をはじめとする公園施設の整備に取り組んでいる。

表16 各種整備事業等の経過

昭和19年(1944)	広場(御台所)北側の花壇を廃園にして運動場を整備
昭和24年(1949)	広場北側の運動場をテニスコートとして整備
昭和25年(1950)	亀ヶ池の一部埋め立て開始 8月 移動動物園開催
昭和26年(1951)	11月 宮野小提灯句碑を設置(淡路丸)
昭和29年(1954)	亀ヶ池周辺の建物移転、東大通りの開通 亀ヶ池・鶴ヶ池の清水化のため中津川から揚水、浚渫も実施(7~9月)
昭和30年(1955)	岩手公園整備計画案の策定 10月5日 石川啄木歌碑を設置(二ノ丸)
昭和31年(1956)	5月14日 岩手公園の都市計画決定及び事業決定(面積 9.7ha) 10月15日 「一般公園」として開設(面積 8.7ha)
昭和33年(1958)	二ノ丸整備及び失業対策事業による部分修理を実施
昭和34年(1959)	5月5日 本丸南西の二階櫓台に愛の鐘放送塔を設置(平成11年撤去)
昭和35~36年 (1960~1961)	将来の公園整備に備えた措置として、櫻山神社参道地区内の土地の一部を公園 敷地及び道路敷地として購入
昭和36年(1961)	11月7日 長雨により城内に設置されていた防空壕の陥没、二ノ丸西側の石垣が 崩落し、修復工事を開始(~昭和37年3月30日)
昭和37年(1962)	鶴ヶ池への給水装置(サイフォン)工事着手(〜昭和39年) 二ノ丸西側下に観光バス駐車場を整備 9月8日 新渡戸稲造顕彰碑を設置(二ノ丸)
昭和38年(1963)	渡雲橋(二ノ丸と本丸の連絡)をコンクリート製に架け替え
昭和39年(1964)	御台所跡(広場)に休憩所(四阿)を寄付により設置 中津川から鶴ヶ池への給水装置完成 鶴ヶ池畔にコンクリート製の藤棚を設置 櫻山神社より土地を購入し、三ノ丸の一部を公有化
昭和40年(1965)	テニスコート整備 (現在の彦蔵付近)
昭和41年(1966)	武徳殿脇から菜園登り口までの整備 (照明灯・トイレ設置等)
昭和42年(1967)	盛岡地方貯金局等の撤去、芝生公園(史跡外)の整備に着手 バラ園上部と桜林に鉄柵設置 県立図書館建築工事竣工
昭和43年(1968)	県立図書館が開館、二ノ丸に鉄製の防護柵を寄付により設置
昭和44年(1969)	菜園登り口の桜林への鉄製の防護柵設置(淡路丸) 園路舗装・ベンチの増設 鐘楼等の整備 岩手県商工会館の撤去
昭和45年(1970)	9月 宮沢賢治詩碑、11月 原敬遺徳碑の設置 花時計の設置 亀ヶ池桟橋店舗の撤去と歩道の設置工事、公園案内板等の設置
昭和46年(1971)	岩手公園地下駐車場開業
	·

Ⅲ 史跡指定

	T
昭和46年(1971)	9月 淡路丸南側(米内蔵西側)の市立図書館撤去
昭和47年(1972)	本丸整備、鶴ヶ池浚渫
昭和48年(1973)	本丸整備
昭和49年(1974)	亀ヶ池にばっき塔設置、亀ヶ池法面整備
昭和50年(1975)	園路(米内蔵跡付近)及び広場(御台所跡)整備
昭和51年(1976)	梅林園路整備
昭和52年(1977)	梅林園路整備、三ノ丸登り口の整備、動物園舎の一部撤去
昭和53年(1978)	消防団本部撤去及び跡地整備 三ノ丸登り口~二ノ丸登り口園路舗装、広場(御台所跡)の四阿新築(寄付)、 亀ヶ池にばっき塔設置(寄付)
昭和54年(1979)	亀ヶ池池畔の花鳥園・城ヶ根跡地の整備
昭和55年(1980)	本丸・二ノ丸四阿建て替え、池の浚渫 花鳥園、城ヶ根の撤去
昭和55年(1980)	3月26日、「一般公園」から「総合公園」に都市公園の種別変更を行う
昭和56年(1981)	梅林の四阿建替え
昭和57年(1982)	武徳殿解体(10月)、跡地整備
昭和59年(1984)	石垣解体と発掘調査を開始 第1期:淡路丸 昭和59~平成2年度 第2期:二ノ丸・本丸 平成3~19年度
昭和60年(1985)	石垣解体修理に伴う周辺整備 (~平成2年度) 三ノ丸西側石垣において石垣移動量調査を開始 (~平成10年度)
昭和61年(1986)	鶴ヶ池周辺と中ノ橋たもとにガス灯を設置
昭和62年(1987)	都市計画道路下ノ橋更ノ沢線改良工事実施 (~平成2年度)
昭和63年(1988)	公園管理事務所の移転・新築、トイレ新築(桜林) 都市計画道路「下ノ橋更ノ沢線」改良工事に伴い、彦蔵の曳き屋による移設(平成元年2月~3月)
平成元年(1989)	彦蔵の補修 三ノ丸にトイレを新設、動物園の廃止 「日本の都市公園 100選」に入選、記念碑の建立
平成2年(1990)	亀ヶ池の浚渫
平成3年(1991)	鶴ヶ池畔の店舗撤去及び跡地整備、桜林整備
平成4年(1992)	彦蔵補修、鶴ヶ池浚渫 都市景観緑賞受賞記念碑の設置
平成5年(1993)	鶴ヶ池浚渫、二ノ丸南東部四阿整備、彦蔵周辺整備、御田屋清水整備、第2期石 垣修理事業開始(~平成19年度)
平成6年(1994)	岩手女子高寄宿舎解体・跡地整備、亀ヶ池浚渫、御田屋清水整備
平成9年(1997)	城下もりおか 400年記念事業実施 周辺道路の都市計画決定に合わせ、都市計画区域を変更(面積 9.9ha)
平成11年(1999)	石垣変位調査開始
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

平成12年(2000)	鶴ヶ池への給水装置をポンプ方式に変更
平成13年(2001)	地震により吹上坂の石垣が大きく孕んだため修理を実施
平成14年(2002)	盛岡東警察署新築に伴う揚水ポンプ電源設備設置
平成14年(2002) ~16年(2004)	亀ヶ池・鶴ヶ池に水質浄化活性液投入
平成18年(2006)	岩手公園開園 100周年、愛称を「盛岡城跡公園」と決定 「日本 100名城」に選定される
平成22年(2010)	イワマ靴店跡地にお休み処「不来方」を設置 亀ヶ池に水質浄化装置を設置
平成23年(2011)	7月1日もりおか歴史文化館開館、お休み処「不来方」移転 鶴ヶ池に水質浄化装置を設置
平成24年(2012)	史跡盛岡城跡保存管理計画策定 東北地方太平洋沖地震に伴う下曲輪土塁修復基本設計
平成25年(2013)	史跡盛岡城跡整備基本計画策定、新御蔵地区整備基本設計 三ノ丸地区石垣修復に伴う地質調査、発掘調査 石垣基礎調査 (~令和元年まで) 下曲輪土塁修復に伴う実施設計
平成26年(2014)	三ノ丸石垣修復に伴う発掘調査、石垣測量図化、発掘調査 電線地中化等整備基本設計 下曲輪土塁修復に伴う発掘調査、鐘楼(建物)調査、修復工事
平成27年(2015)	三ノ丸石垣修復に伴う基本設計、地質調査、発掘調査 電線地中化等整備実施設計 下曲輪土塁修復工事に係る施工図・報告書作成
平成28年(2016)	史跡盛岡城跡植栽管理基本計画策定 台所地区(台所・武具所ほか)遺構確認調査 三ノ丸南東部石垣修復等実施設計、修復工事、発掘調査 台所・鶴ヶ池地区整備基本設計、鶴ヶ池橋梁構造調査、電線地中化工事
平成29年(2017)	三ノ丸北西部石垣修復に伴う実施設計、発掘調査 台所地区(台所門枡形ほか)遺構確認調査 鶴ヶ池畔藤棚撤去、台所地区バラ園撤去工事 二ノ丸・三ノ丸地区樹木伐採
平成30年(2018)	台所地区(土橋・台所門枡形周辺)遺構確認調査 三ノ丸石垣修復工事に伴う発掘調査 鶴ヶ池周辺、三ノ丸及び下曲輪等樹木伐採、電線地中化工事
令和元年(2019)	本丸地区遺構確認調査、台所地区(塗師小屋跡)遺構確認調査 三ノ丸石垣修復に伴う発掘調査 鶴ヶ池周辺等樹木伐採 吹上坂(淡路丸)石垣に崩落防止ネット設置
令和2年(2020)	本丸地区遺構確認調査 三ノ丸石垣修復に伴う発掘調査
令和3年(2021)	本丸地区遺構確認調査 三ノ丸北西部石垣解体修復工事、工事に伴う発掘調査

表17 現状変更等 (整備事業以外)

昭和21年(1946)	岩手県引揚者連盟盛岡支部、「盛岡更正市場組合」(組合員 105名) を設立
7月17日	岩手県引揚者連盟盛岡支部長名により、櫻山神社境内地に更正市場を経営する も、敷地が狭いことから、隣接している市有地の亀ヶ池畔通路の使用申請を提出
昭和21年8月	市有地の使用について、使用地には絶対に建物を建設しないこと、市の必要に応じ返還すること、常に清潔を保持すること等を条件に、昭和21年8月11日〜昭和22年8月10日までの1年間で使用を許可亀ヶ池周辺の市有地(公園地)に亀ヶ池商店街58戸できる
昭和22年(1947) 8月20日	盛岡市と組合との間で2回目の賃貸契約締結 亀ヶ池畔から鳥居前に至る 232坪 (58戸分)
昭和24年(1949) 4月	岩手県土木部計画課より、都市計画路線として亀ヶ池の一部を埋め立て、貫線道路としたい旨申請が提出される 岩手県教育員会では県史跡調査委員会を開催し、「池があるからこそ史跡として指定されており、その原型を失っては価値がない」との結論を出し、申請を認めず、別路線での計画策定を求める
昭和24年(1949)	盛岡更正市場協同組合(境内地)と亀ヶ池商業協同組合(市有地)に分裂
昭和25年(1950)	盛岡市と亀ヶ池商業協同組合との賃貸契約更新
昭和25年(1950) 4月	都市計画道路路線設置にあたり、亀ヶ池の一部埋め立てについて盛岡市より岩手 県教育委員会に申請
昭和25年(1950) 6月27日	岩手県教育委員会議開催。都市計画道路の設置に係る亀ヶ池の一部埋め立てについては、神社境内地を緑地帯とし、池(堀)はきれいにするという条件付きで許可することとする
昭和26年(1951) 8月31日	盛岡市が亀ヶ池の埋立てを計画し、現状変更許可申請書を提出 これ以前に都市計画道路中ノ橋大通線建設工事に伴い「亀ヶ池と鶴ヶ池の埋立 工事」着工、亀ヶ池畔の一部店舗を移設
昭和29年(1954)	都市計画道路中ノ橋大通線開通 亀ヶ池の桟橋上と下曲輪 (櫻山神社参道地区) 西側に、亀ヶ池周辺の店舗を移設
昭和32年(1957) 4月3日	岩手県知事から、東洋物産有限会社 (旧イワマ靴店) あて、建築行為について条件付きで許可
6月17日	文化財保護委員会から、東洋物産店舗の店舗新築を許可
10月10日	文化財保護委員会から、東洋物産建物の建築許可期間延長(昭和35年3月末日まで)を認可
昭和34年(1959) 7月29日	4月8日付で盛岡更正市場協同組合理事長及び櫻山神社宮司から提出の、「櫻山・ 亀ヶ池商店街市街地整備」(商店街店舗新築と道路拡幅整備)の史跡現状変更申 請書について条件付きで許可
昭和36年(1951)	文化財保護委員会より、現位置での櫻山神社の改築について許可
昭和38年(1963)	更正市場整備計画に基づき、市場内の店舗付き住宅の新築が進み、現在に近い状態となる
昭和39年(1964)	更生市場整備区域の櫻山神社所有地で地上権が設定される
昭和42年(1967)	この年より、行政財産の使用許可申請書の提出を受け「行政財産使用許可証」を交付
-	

昭和42年(1967)	東洋物産有限会社(三愛)の土地建物が、㈱シューズセンターイワマに売却され、イワマ靴店が開業
昭和45年(1970) 12月24日	亀ヶ池桟橋店舗8棟の撤去と、亀ヶ池周辺整備の史跡現状変更を許可
昭和52年(1977) 5月	盛岡更正市場組合理事長より「公園法に基づく当該地域内の土地利用並びに既 存建築物に対する現状変更の規制強化について」を盛岡更正市場組合・内丸第二 組合・亀ヶ池商業協同組合・住宅組合の各組合員あてに通知
昭和53年(1978) 8月11日	協同組合東大通商店会理事長から、盛岡市長に「東大通商店街地区改造」についての要望書を提出
平成12年(2000) 3月16日	協同組合東大通商店会より、再開発ビル建設に係る現状変更申請書の提出 (平成14年7月22日工事完了)
平成19年(2007) 7月	旧イワマ靴店建物取り壊し

4 史跡の土地利用状況

史跡内の大部分は公園用地となっている。これは、南部家所有であった土地の大部分を岩手県が岩手公園として明治39年(1906)に整備し、その後昭和9年(1934)に盛岡市が南部家から土地を買収し、現在に至っているものである。

宅地(約5,500 ㎡)については、終戦時まで櫻山神社境内地であったが、戦後、国内外からの引揚者が生活の場を求めて店舗を構えたことに起因するもので、昭和34年(1959)に商店街地整備の現状変更申請が提出され、昭和38年(1963)頃現在に近い姿になった。

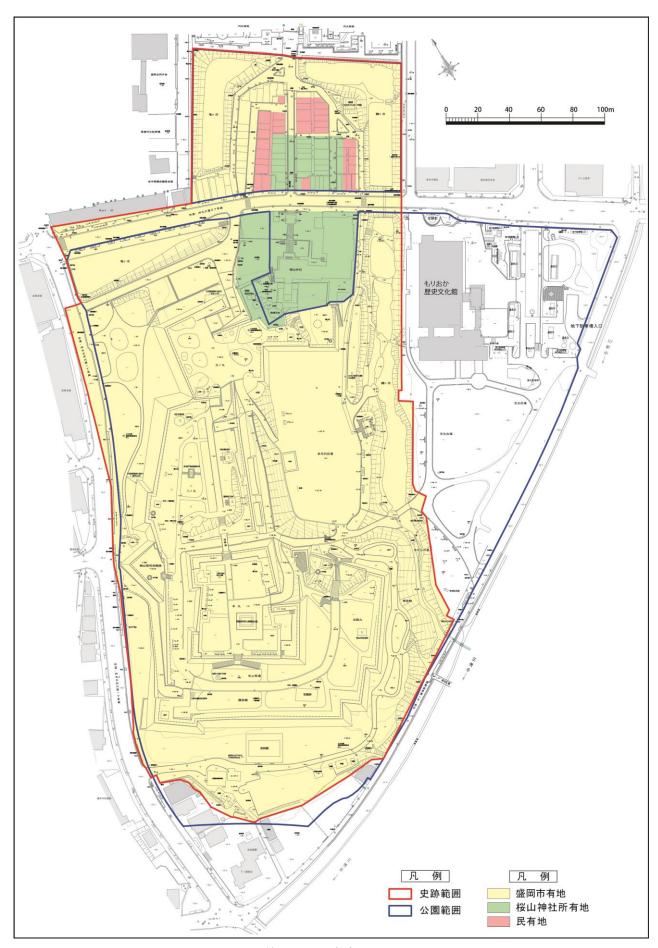
下曲輪の南側から三ノ丸の一部に及ぶ櫻山神社の境内地については、もともと城内の淡路丸にあった「櫻山御宮」が明治4年(1871)明治維新により南部家の庇護を離れ、御神体が加賀野妙泉寺山へ仮遷座され、明治10年(1877)に御神体を南部家菩提所の麓に再遷座、さらに明治32年(1899)に三度目の遷座が決定されたことにより境内地となったものである。

表18	所有者別面積
4X 10	

所 有	面積(m²)	比率	筆 数	備考
盛岡市	76, 518. 17	90. 99%	14筆	・下曲輪の一部が昭和21年から亀ヶ池通商業協同組合、 亀ヶ池住宅建設組合及び個人等に貸付されている
櫻山神社	6, 186. 58	7. 36%	37筆	・境内地の店舗等建物については、昭和21年に岩手県引揚 者連盟盛岡支部に店舗開設を承諾したことに始まる ・昭和39年からは個々の建物に地上権設定がなされ、相続・ 購入による地上権の移転を経ながら現在に至る
民有地	1, 387. 29	1. 65%	50筆	・昭和23年以降、南部家所有地が売買され現在に至る
計	84, 092. 04	100.00%	101筆	

表19 土地利用形態別面積

地目	面積(m²)	比率	備考
公園用地	69, 778. 18	82. 98%	
道路	2, 530. 50	3.01%	・都市計画道路中ノ橋大通線の一部、下ノ橋更ノ沢線の一 部ほか
宅地・店舗	7, 136. 32	8.49%	
境内地	4, 647. 04	5. 52%	
計	84, 092. 04	100.00%	



第21図 所有者区分図

Ⅳ 史跡の価値と構成要素

1 史跡の本質的価値の明示

(1) 史跡盛岡城跡の本質的価値

ア 南部氏の居城であり続けた城郭

盛岡城の築城は、九戸合戦の終結後、南部信直が豊臣政権の五奉行の一人であった浅野長政から、三戸城から不来方への居城移転を勧められたことを契機とするもので、築城に当たっては、 長政自身が縄張りを行うなど、豊臣政権の意向が大きく反映されたものとなっており、それまで の北東北地方にみられるような土塁や空堀を主体とするものとは異なる縄張りとなっている。

南部信直は慶長2年(1597)に、嫡子利直を総奉行として、周囲に平野部が広がり、諸街道が 交わるなど、国持大名の居城として相応しい土地に築城を開始、寛永10年(1633)に南部重直 が入城して以来、明治維新まで南部氏の居城として存続した。

イ 北東北地方に珍しい連郭の縄張り

盛岡城の基本構造は、内曲輪(御城内)を旧北上川と中津川の合流点に突出した小丘陵に配置し、内曲輪全体を水堀と河川で囲み、その外側に南部氏一族や盛岡藩の重臣たちの屋敷が存在した外曲輪を設けている。なお、外曲輪の東側は中津川を区画(中堀)としている。さらに外側に一条の塁濠を巡らせ、外曲輪を囲むように東側の中津川対岸を含んだ地域に遠曲輪(総構え)を配置、内曲輪を要とする梯郭式の縄張りとなっている。(21 頁第4回)

内曲輪の構造は、豊臣期の大坂城と酷似しており、内曲輪(御城内)に関しては、本丸・二ノ丸・三ノ丸・淡路丸・榊山稲荷曲輪・下曲輪から構成され、丘陵南側の頂部に配置された本丸から、二ノ丸・三ノ丸と段下がりに連なる連郭式の縄張りとなっている。(22 頁第5回)

ウ 修築時期を追うことができる城郭

藩政時代の歴史や盛岡城の普請に関する記録については、大半がもりおか歴史文化館に収蔵されており、なかでも盛岡藩家老席日記「雑書」(寛永21年(1644)~天保11年(1840))における197年間の記録のほか、「御城廻御修補」や「老中連署奉書」などの史料により、石垣普請や城内建物建築や修築等の内容を知ることができる。

盛岡城は東北地方北部では珍しい総石垣を志向した城で、その石材は内曲輪のある丘陵や近在から産出される石材(花崗岩)を使用しているほか、時期ごとに積み方の異なる石垣が見られ、 構築時期の変遷が今もよくわかる。

エ 石切丁場でもあった城内の景観

石切丁場でもあった城内には、大形の花崗岩が「烏帽子岩」として象徴的に残されているほか、 矢穴をあけながら切り出されていない転石、分割した石材を左右組または上下組に積み上げている「ふたご石」も確認されている。また、石垣普請に携わった奉行名が刻まれた石垣も2箇所確認されている。これらは、地形や資源をうまく活用して築城された事例として貴重なものである。

(2) 本質的価値に準ずる価値

ア 盛岡城の前身となる遺構

南部氏が盛岡城を構える以前は、室町時代(14世紀末~15世紀)から戦国時代(16世紀)にかけて、福士氏の居城であった不来方城(淡路館・慶善館)が存在した。

曲輪は、丘陵の頂部から裾に至る自然地形に合わせて縄張りされ、後の盛岡城の本丸を主郭とし、二ノ丸・三ノ丸の前身となる曲輪が丘陵頂部に連なっており、発掘調査により概ね2時期にわたる遺構変遷が確認されており、中世城郭が近世城郭へと変化する様が見て取れる。

イ 城域の保存に配慮した長岡安平らの原案による公園整備

廃城後の盛岡城跡は、藩主の居住する藩政の中心地から、県民・市民の憩いの場へと変貌を遂げていった。

明治 39 年 (1896)、長岡安平の設計原案により公園整備が行われ、岩手公園として同年 9 月 15 日に開園した。

江戸時代までの庭園と異なり、一般市民が憩うための「公園」は、当時西欧から入ってきた新しい概念であったが、長岡安平は「地域の自然や特色を生かすこと」と「城域の保存」を要諦に、城跡の遺構を生かしながら近代的な機能を持たせつつ、市民が楽しむことができる植栽等が計画された。(52 頁第 15 図参照)

盛岡城跡は、岩手公園の開園を契機に、さまざまな行事に人々が集う場として、行楽の場として活用されてきた。また、盛岡を代表する公園として、市民・県民の心の拠りどころとなっている。

ウ 歴史的建造物

「彦蔵」は、江戸時代後期に建築された2階建の土蔵である。

当初は盛岡城内曲輪の南西部(現在地から西に約 100 メートルの位置)に所在しており、道路拡幅の際に取り壊される予定であったが、盛岡城内に存在した唯一の建物であったことから、保存を目的として平成元年(1989) 3月、現在地(米内蔵跡)へ曳家されたものである(22 頁第 5 図参照)。

また、下曲輪土塁上に所在する鐘楼及び時鐘(県指定 文化財「時鐘 奥州路磐手郡盛岡県城北更鐘」)は、延宝7年(1679)に日影門三戸町の時鐘として鋳造されたものであったが、明治8年(1875)に盛岡城北側の岩手郡役所地内に移設、明治42年(1909)には隣接する岩手師範学校の増築に伴い現在地に移設されたもので、昭和27(1952)~28年(1953)頃まで鐘楼守と呼ばれた人物が時を知らせていた。なお、鐘楼については平成23年の東北地方太平洋沖地震で破損したことから、平成26年に修復工事を行っている。



移設前の彦蔵 (平成元年)



岩手郡役所敷地内の鐘楼 (明治 39 年頃)「岩手公園全図」部分

2 地区区分の設定

本計画の計画対象範囲は、I 章 1 (3) で示したとおり、昭和 12 年 (1937) 4月 17日に指定された、史跡盛岡城跡の範囲とする。

地区区分に当たっては、遺構の重要性や利用実態等にあわせて 4 地区に区分することとし、整備 計画についても地区区分に沿って計画するものとする。

(1)基本方針

- ア 指定地の中を遺構の重要性や公園としての利用形態を考慮し、4地区に区分する。
- イ 近世城郭としての歴史性だけではなく、長岡安平の設計原案が残されている範囲も重視する。
- ウ 地形等が改変されている地区であっても、将来にわたって城郭の一部として、その場所の様子 がわかるような整備を行うための地区区分とする。
- エ 櫻山神社前に所在する商店街については、かつては盛岡城の下曲輪であり、明治期には櫻山神 社の境内地であったという歴史性と、戦後から継続されている商店街としての生活実態を有して いるほか、中心市街地の観光資源としての一翼を担っている地区であるという実態を考慮する。

(2) 各曲輪の機能と地区区分(89頁第22図)

[第1種地区]

範囲	本丸全域、本丸門に登る坂道
機能等	本丸の南半部は「大奥」に該当し、南部家の私的空間として藩主が居住した。北半部は中奥として老中等が政務を司った。
現況	本丸は、盛岡城跡内で一番高いところに位置しており、四囲の眺望景観を楽しむことができる。 近世の遺構としては、南東隅に天守台が、南西隅には二階櫓、北西隅に小納戸櫓、北東隅に御国産所の櫓、北側中央部分には多聞櫓があり、それぞれの櫓台石垣が残存している(一部発掘調査後に復元)ほか、東側には本丸門のあった喰違の虎口が残存している。 発掘調査で確認された遺構としては、御殿跡の礎石のほか櫓跡の礎石(抜き取り)、本丸門から下ったところからは冠木門跡が確認されている。 明治期の公園整備により、主要な動線の一つとして南北に石段が設けられているが、その際には南側の石土居が崩されたほか、石垣の一部が切り崩されている。 明治41年(1908)には南部利祥中尉騎馬像(銅像)が建立されたが、昭和19年(1944)に金属供出され、現在は台座を残すのみとなっている。

「第2種地区]

範囲

二ノ丸、三ノ丸、榊山稲荷曲輪、淡路丸、鳩門周辺、土塁、内堀(盛土・店舗建築範囲、都市計画道路部分を除く)

- 二ノ丸は藩庁舎として、藩の政務や城中の儀式を司り、表としての機能を担っていた。
- 三ノ丸には建物がほとんど存在しなかったが、烏帽子岩に注連縄を巡らせ神域とするなど、祈祷や祭事に関わる地区として機能した。

機能等

淡路丸の名称は、中世の城郭(淡路館)に由来するもので、馬場や武器庫としての櫓、 貴重品を所蔵する宝蔵、初代藩主を祀る櫻山御宮(淡路大明神)や吹上三社などの宗教施 設が所在していたほか、吹上坂の上に設けられた吹上門は、淡路丸西側の出入を管理して いた。

また、榊山稲荷曲輪に設けられていた榊山稲荷には、領内総鎮守の守護神として観音仏 が御神体として祀られていた。

二ノ丸は車門が存在した部分に喰違いの虎口が残っているが、北西部分の石土居や南側にあった大書院は明治期の公園整備の際に削平を受けたほか、南西部にあった穴門も撤去・削平され、さらに石垣の一部も切り下げられて現在の状態となっており、消防義魂碑や警察彰功碑、新渡戸稲造顕彰碑や石川啄木歌碑等が園路沿いに建立・設置されている。

また、二ノ丸西側の石垣には貞享3年(1686)の石垣奉行銘が刻まれている石垣が確認されている。

淡路丸については、南東側に存在した大櫓・小櫓の櫓台のほか、南西部では隅櫓の櫓台 及び吹上御門の存在した箇所には喰違の虎口がみられる。

発掘調査により確認された遺構としては、南縁で盛岡城1期の柵列のほか、南西櫓台部分で吹上三社跡が、南東部で御宝蔵跡が確認されている。

現況

なお、曲輪の南側から東側では、春になると古くは明治期に植栽されたソメイヨシノの 並木が花を咲かせ、西側では秋になるとモミジやカエデの紅葉を楽しむことができ、多く の市民・観光客が訪れるスポットとなっている。

三ノ丸には、北側に瓦門の存在した喰違いの虎口のほか、東側には武者溜まりの一段低い地形が見られる。また、築城に伴う掘削の際に見つかったとされる「烏帽子岩」があり、北側の石垣には石垣奉行銘の刻まれた石垣も確認されているほか、三ノ丸北西部における発掘調査では、塀の控柱跡が確認されている。

内堀は、史跡範囲の東側・北西部にかけて確認されているが、大部分は明治期の公園整備により修景が施されており、今日では「鶴ヶ池」・「亀ヶ池」として親しまれている。

土塁は明治期の公園整備により大部分が削平され、部分的に旧状がわかる程度であるほか、戦前まで土塁が残存していた下曲輪地区においては、戦後の店舗等の建築や道路設置等によりほとんどが削平され、北東隅に一部が残存するのみとなっているが、その土塁上には、明治期に内堀(鶴ヶ池)の対岸に所在した岩手郡役所から移設された鐘楼(鐘は県指定有形文化財「時鐘 奥州路磐手郡盛岡県城北更鐘」)が所在している。

[第3種地区]

範囲

城の中心部をとりまく台所(多目的広場)、三ノ丸北側平坦地、櫻山神社境内、吹上門 西側から榊山稲荷曲輪西側を経て三ノ丸西側にいたる平坦地、淡路丸南側から東側にかけ ての平坦地。

機能等

台所には台所門、米内蔵南側には米内蔵門が、淡路丸南東部下には鍛冶屋門、新蔵の北側には枡形門、淡路丸西側下には坂下門が設けられ、外からの出入りを管理していた。

台所には、いわゆる納税に関する機能が置かれ、主に商人を対象とした出納が行われていた。

また、台所に近接する塗師小屋については、発掘調査の結果、漆器等の製造に関わる施設と考えられている。

淡路丸の南側下部、二ノ丸・三ノ丸の西側下部には蔵が存在し、諸道具類や食料等が保 管・管理されていた。

現況

大半が明治期以降に公園整備がなされているため現況で確認できる遺構は現存していないが、昭和62年に道路建設工事に伴い実施された発掘調査により坂下門が確認されているほか、台所(多目的広場)の発掘調査では、台所屋敷や塗師小屋、台所枡形と土橋が確認されている。

また、同じく道路建設工事に伴い、城内に存在した建物で唯一現存している彦蔵を、かつて米内蔵が存在した箇所に移設する際、遺構の確認調査を実施し、米内蔵の基礎地業の一部を確認している。

[第4種地区]

範囲

下曲輪内部 (櫻山神社参道地区)、内堀の一部 (盛土・店舗建築範囲)、都市計画道路中ノ橋大通線及び下ノ橋更ノ沢線の一部

機能等

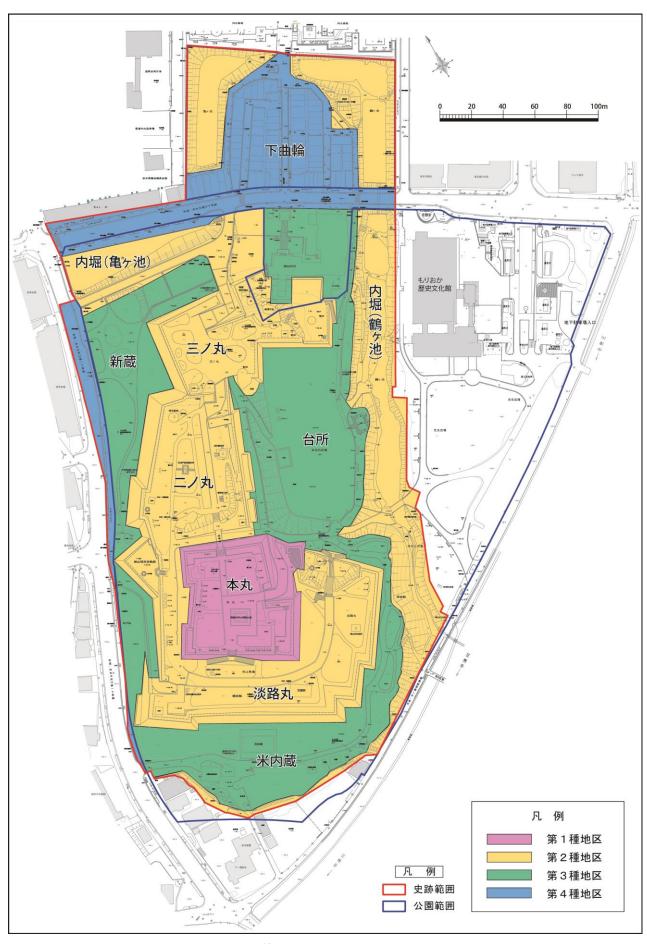
下曲輪北側には大手との出入を管理する綱門が存在したほか、藩の物産を管理した勘定所が存在した。

下曲輪北側には、江戸時代後期の絵図によると勘定所が存在したとされているが、明治33年(1900)の櫻山神社遷座以降、境内地として整備され、周囲に桜が植樹されたほか、神楽殿等が存在していたが、終戦後の昭和21年(1946)、国内外からの引揚者等が生活の場を求めて店舗を構えて以来、商業地となっており、旧状を知ることが難しくなっている。

現況

商業地が形成された当初は、バラック建ての店舗が建てられたが、昭和34年(1959)に 商店街地整備の現状変更申請が提出され、昭和38年(1963)頃にはおおよそ現在のような 姿になっている。

道路については、昭和29年(1954)に、内堀(亀ヶ池・鶴ヶ池)の一部を埋立て、下曲輪を分断する形で都市計画道路「中ノ橋大通線」が開通、平成元年(1989)には、史跡の西側に通っている南北の既存道路を拡幅する形で都市計画道路「下ノ橋更ノ沢線」が完成している。



第22図 地区区分図

3 各地区を構成する諸要素

(1) 各地区の本質的価値を構成する要素の特定

史跡として保存すべきものと現状の利活用との調整を図りながら、保全または整備改善が必要と 思われるものを明確にするために、盛岡城跡を構成する諸要素の特定を行った。

盛岡城跡を構成する要素としては以下の項目をあげることができる。

表 20 史跡盛岡城跡の構成要素

構成要	基素の分類	概要
本質的価値を構成する諸要素	①近世盛岡城の遺構	・石垣、門跡、櫓台をはじめとする建物跡等、近世盛岡城を構成していた諸施設の遺構・都市的変遷を経ながらも、なお残る城域景観
	②盛岡城の前身となる遺構	・福士氏の居城であった、日戸館、淡路館の遺構
本質的価値に準ずる 諸要素	③長岡安平の設計原案に よる公園整備	・城域の保存を要諦として明治期に行われた公園整 備に伴う、園路、植栽、工作物、地形等の改変
	④歴史的建造物	・彦蔵(市指定文化財) ・鐘楼(銅鐘は県指定文化財)
フの他の世帯主	⑤景観、記念碑・公園	・近代以後の改変や周辺環境の変化に伴う景観
その他の諸要素	施設等	・公園施設、文学碑等の工作物の設置及び明治時代 以後、開発等によって改変された部分

これらの要素に関する各地区の状況については表21(91~94頁)に整理した。

表21 各地区における構成要素とその現況

	第 1	種 地 区
本質的価値を構成する諸要素	①近世盛岡城の遺構	 ○本丸御殿(発掘調査により礎石の一部等を確認) ○冠木門 ○暗渠 ○石土居 ・本丸石垣、天守櫓(南東)櫓台、二階櫓(南西)櫓台、小納戸櫓(北西)櫓台、隅櫓(北東)櫓台、多聞櫓(北中央)櫓台、御乗物部屋跡、廊下橋門跡、本丸門跡・百足橋跡・塀
	②盛岡城の前身となる遺構	・空堀や堀切で区画された淡路丸の曲輪
本質的価値に関連する諸要素	③長岡安平の設計原案に よる公園整備	・四阿及び園路 ・南部中尉騎馬像及び台座位置(明治41年設置、設計図中に設置予定地とあり) ・石段設置(櫓台・登城坂) ・渡雲橋(二ノ丸と本丸を連絡、現在の橋は昭和38年架け替え)
その他の諸要素	⑤景観・記念碑・公園施設 等	□岩手山・南昌山等の眺望 ・本丸西側から岩手山、本丸南側から南昌山及び飯岡山が眺望できるほか、本丸東~南東から岩山、たたら山、蝶ヶ森が眺望できる。 □歴史的な眺望 ・中世城館跡の所在する飯岡山等のほか、高水寺城(紫波町城山公園)が眺望できる。 ・南部家墓所 ・上ノ橋・中ノ橋・下ノ橋 ・近代建築(銀行建物など) □公園としての景観 ・便益施設(四阿・ベンチ)、管理施設(照明灯) □記念碑等 ・南部中尉騎馬像台座 □公園としての植生 ・四季折々の緑(ウメ・サクラ・モミジ・カエデ等)

※○:発掘調査で確認された遺構

	第 2	種 地 区
本質的価値を構成する諸要素	①近世盛岡城の遺構	○宝蔵跡(淡路丸) ○吹上三社跡(淡路丸) ○盛岡城 I 期柵列(淡路丸) ○暗渠・排水溝(淡路丸) ○塀の控柱(三ノ丸) ・二ノ丸、三ノ丸、榊山稲荷曲輪、淡路丸石垣、二ノ丸 ハバキ石垣(東)、石垣奉行銘石垣(二ノ丸南西・三ノ 丸北)、車門跡(二ノ丸)、淡路丸ハバキ石垣(北西部)、 大櫓、小櫓及び櫓台(淡路丸南東)、隅櫓及び櫓台(淡 路丸南西)、石樋(蛇口)、吹上門跡(淡路丸)、瓦門跡 (三ノ丸)、烏帽子岩(三ノ丸)、井戸跡(榊山稲荷曲 輪・二ノ丸・淡路丸・三ノ丸・台所南東部)、内堀(北 西・北・北東・東・南東・南辺)、土塁残存部(三ノ丸 下北西・下曲輪北東)、御台所門東側土橋、米内蔵門 及び枡形の一部、鳩門跡(下曲輪)、塀、墨書及び刻印 のある石垣(淡路丸)
	②盛岡城の前身となる遺構	・淡路館の曲輪、堀切、土塁、柵
本質的価値に準ずる諸要素	③長岡安平の設計原案に よる公園整備	・鶴ヶ池・亀ヶ池(一部を修景整備、護岸や景石に石垣を転用) ・植栽(サクラ、ウメ、低木、芝など) ・石段(二ノ丸、淡路丸、榊山稲荷曲輪、台所北東ほか)
	④歴史的建造物	・明治期に移設された鐘楼(銅鐘は県指定文化財)
その他の諸要素	⑤景観・記念碑・公園施設 等	□岩手山・南昌山等の眺望 ・二ノ丸の西側から岩手山、淡路丸南西部から南昌山及び飯岡山が眺望できる。 □歴史的な眺望 ・淡路丸から中世城館跡の存在する飯岡山等のほか、遠くに高水寺城(紫波町城山公園)を眺望できる。 ・顕彰碑・文学碑・慰霊碑 ・公園施設の設置 ・案内解説等施設の設置 ・鶴ヶ池の噴水

	第 3	種 地 区
本質的価値を構成する諸要素	①近世盛岡城の遺構	 ○米内蔵跡(淡路丸下南側、現彦蔵下層) ○坂下門跡(川口門) ○御台所門及び枡形(一部) ○台所 ○塗師小屋 ・鍛冶屋門跡、鉛蔵跡、小屋跡(二ノ丸下北西)、枡形門、枡形(一部)、本新蔵の一部(現教育会館東側)、喰違虎口の一部(二ノ丸下西側 貞享3年銘石垣付近)、米内蔵門及び枡形の一部、井戸跡(御台所南西・鍛冶屋門南)、大腰掛(下曲輪)、内曲輪東側(下曲輪東〜台所東)土塁
	②盛岡城の前身となる遺構	・空堀や堀切で区画された淡路丸の曲輪(二ノ丸・淡路 丸等) ・日戸館の曲輪、堀切等(三ノ丸)
本質的価値に 準ずる諸要素	③長岡安平の設計原案に よる公園整備	・四阿、園路ほか ・石段(三ノ丸東・淡路丸北東) ・吹上門の坂(緩やかな坂に改変)
	④歴史的建造物	・彦蔵(平成元年移築)
その他の諸要素	⑤景観・記念碑・公園施設 等	□公園としての景観 ・亀ヶ池及び鶴ヶ池(樹木により見通しは悪い) ・四季折々の緑(梅林・サクラ・モミジ・ツツジなど) ・公園管理施設(柵・照明)、便益施設(トイレ・水飲み・ベンチ)等 ・案内解説等施設の設置 ・記念碑 ・櫻山神社(本殿、参集殿等、4人の藩主を祀る、明治33年~)

	第 4	種 地 区
本質的価値を 構成する諸要素	①近世盛岡城の遺構	・内堀(埋立て部分あり)、綱門土橋、枡形(舟入付近)、 本新蔵(現教育会館東側)、枡形門、枡形(一部)、喰 違虎口の一部(二ノ丸下西側 貞享3年銘石垣付近)、 勘定所跡、綱門跡(2つめの鳥居付近)、綱門枡形、土 塁(下曲輪縁辺)、内堀(亀ヶ池)
その他の諸要素	⑤景観・記念碑・公園施設 等	□道路及び商店街 ・櫻山神社側から中央通方面及び鶴ヶ池・亀ヶ池の眺望が遮断されている。 ・中央通方面の眺望が官庁や店舗等により遮断されている。 ・昭和の面影の残る商店街としての評価。観光スポットとなっており、中心市街地活性化に寄与している。

4 史跡指定地周辺

(1) 史跡の本質的価値に関わりの深い要素

ア 盛岡城に関連する歴史と伝承を偲ぶことができる景観

城下町形成以前の盛岡は、いたるところに小河川や湧水がみられ、沼沢地や花崗岩の小丘が存在する地形であったと想定されている。

周辺には古くから寺院の存在が伝えられ、盛岡市玉山字一笠の東楽寺に安置されている仏像の一部は、内丸の西側に所在した仁王観音堂のものとされ、その名残が「仁王」という地名に残されている。

また、名須川町に所在する東顕寺は福士氏の菩提寺で、至徳元年(1384)の創建とされており、 創建時は内丸の石間(現在の岩手県庁付近)に存在したとされている。

城下には大形の花崗岩が露出している箇所がみられ、これら巨石にちなんだ伝承も伝えられている。名須川町に所在する三ツ石神社境内にある三つに割れた巨石には、「昔この地を羅刹と呼ばれる鬼が荒らしまわり、これに困った人たちが三ツ石の神に祈願したところ、鬼は神によって捕らえられた。鬼たちはもう二度とこの地方には入って来ないと約束し、その証として石の上に手形を押した」とされる伝承があり、これが「不来方」や「岩手」、「三ツ割」といった地名の由来とされている。

さらに、藩政時代まで現在の紺屋町付近に残っていたとされる「斗米(徳戸部)石」については、江刺郡正法寺の月泉和尚が徳戸部に至ったところ、そこは怪石奇岩の多い寂寞とした地であった。そこに草堂を構えたところ、不来方城主であった福士五郎政長が檀那となり、東顕寺を建立開基した場であったとの伝承が残されている。(34頁第9図参照)

城下町の形成は慶長2年(1597)から始まる盛岡城築城を契機とするもので、慶長4年(1599)からは2代藩主南部利直の手により本格的な城下町整備が進められ、現在の中心市街地の基礎が構築されていった。

城下町は既存の河川を利用し、内曲輪を北側に囲むように水堀と土塁を三重に巡らせており、 内曲輪の外側には南部氏一族や盛岡藩の重臣たちの屋敷が存在した外曲輪を配し、外曲輪を囲む ように東側の中津川対岸を含んだ地域に遠曲輪(総構)を配置した。

外曲輪及び遠曲輪の堀跡や土塁については、盛岡城の取り壊しと時を同じくして取り壊された後、部分的に残っていた外曲輪の土塁の一部や遠曲輪の堀の一部(赤川)も昭和30年代に改変され、現在ほとんどその痕跡を見ることはできないが、遠曲輪堀跡の痕跡が盛岡中央郵便局西側周辺に見られるなど、一部に残る微細な地形に当時の名残をみることができる。

また、城下の町名については、町家は三戸町・津軽町・仙北町など出身地にちなんだ町名、油町・大工町・鍛冶町など職業にちなんだ町名、六日町・八日町の市日にちなんだ町名等がつけられ、現在では肴町・紺屋町・本町などの町名が残されていることなど、史跡指定地外に広がる城郭の一部や城下町の痕跡と、歴史的な建造物等とが一体となって、近世以降の歴史を現在に伝えている。(36 頁第 11 図、37 頁第 12 図参照)

イ 城下町としての特性

盛岡城下は交通の要衝でもあり、奥州道中が外曲輪と遠曲輪の間を通っていたことをはじめ、

太平洋方面へ向かう宮古街道・小本(野田)街道・遠野街道、日本海側へと向かう秋田街道等諸街道の起点となっており、北上川水運の起点でもあった。(33頁第13回参照)

現在は、広域幹線道路として、青森県青森市、宮城県仙台市を結ぶ国道4号と並行する東北縦貫自動車道が市域を南北に縦貫し、仙岩峠を越え秋田県秋田市へと至る国道46号、北上高地を越えて宮古市へ至る国道106号のほか、盛岡市から遠野市へ至る国道396号、薮川を経て岩泉町へ至る国道455号など、藩政時代からの諸街道が継承されている。

また、城下町とその周辺には、石垣普請に関わる石切丁場や城内の建物に使用された屋根瓦を 生産した御用窯等、盛岡城の普請に関連する遺跡等も分布している。

さらに城下町のエリアには、明治維新以降も県庁所在地として機能を果たしてきた歴史をものがたる、政治・経済、産業・交通等に関連する歴史的価値の高い建造物が残されているほか、藩 政時代から続く伝統的な祭りや行事などが、盛岡市らしい風情を醸し出している。

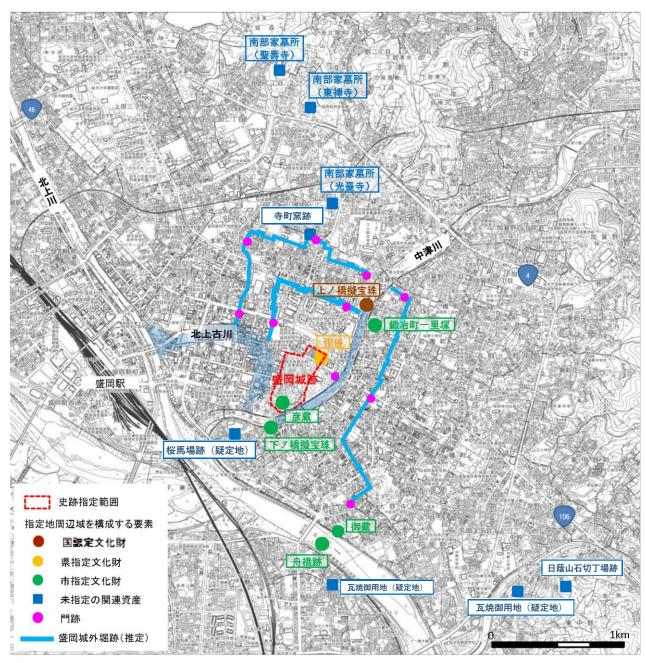
(2) 史跡指定地周辺を構成する諸要素

史跡指定地周辺を構成する要素としては、史跡の本質的価値に関わりの深い要素として、下表の とおり分類の上整理を行った。

これら諸要素についても、歴史的価値を深めるための調査を行うとともに、その周辺環境も含めて保存・活用が図られるよう取り組むものとする。

表22 史跡指定地周辺を構成する諸要素

分 類	構成要素
城郭の一部に該当する要素	遠曲輪・外曲輪の堀・土塁・惣門跡
城郭と一体となった自然地形の要素	旧北上川の河道、中津川
市街地に残る築城・修築に関わる要 素	石切丁場跡(城内・外曲輪・日蔭山)、瓦窯跡(寺町窯、東中野、 仙北町)
城下町に関わる要素	重臣屋敷跡、近世の歴史的建造物(木津屋・茣蓙九、明治橋脇の 御蔵など)、旧街道、鍛冶町一里塚跡
南部家の菩提寺と墓所に関わる要素	聖壽寺・東禅寺・光臺寺と墓所
歴史的な眺望景観	中世城館跡の所在する飯岡山、高水寺城(紫波町)への眺望
盛岡らしさを感じることのできる眺 望景観	本丸西側から岩手山、本丸南側から南昌山及び飯岡山への眺望。 本丸東~南東から岩山、たたら山、蝶ヶ森への眺望



第23図 史跡周辺を構成する諸要素

V 現状と課題

1 保存管理の現状

(1) 石垣の現状と挙動観察

ア 石垣移動量調査・石垣変位調査

築城から 400 年以上経過した盛岡城跡の石垣は随所で孕みや陥没が進行し、淡路丸南面や本丸東側、二ノ丸東側等で石垣の傷みが著しく、崩落の危険性が指摘されたことから、石垣修理を行うと共に、孕みや陥没の要因・構造を明らかにする必要が生じてきた。このことから、文化財としての石垣を対象としたものとしては国内初の試みとして、昭和 60 年度から平成 10 年度にかけて、三ノ丸西側石垣の石垣移動量調査を実施した。

この調査は、H鋼の不動梁を石垣に寄りかける形で縦方向に設置し、石垣の部材8個を変位計やひずみ計で連結し、石垣石材の動きを24時間、365日自動観測するとともに、精密測量による定点観測、沈下板の水準測量等も行った。

なお、石垣移動量調査の成果については、盛岡市・盛岡市教育委員会(2000)『史跡盛岡城跡 石垣移動量調査報告書』を参照されたい。

石垣移動量調査は、石垣の局部的な挙動を把握するには有効であったが、調査方法・規模等において、おのずと範囲が限定されるため、城跡全体の石垣の変位状況を把握するには不向きであった。そこで、平成11年度より城跡全体の石垣変位状況を把握するとともに、修理の優先順位の検討材料とすること等を目的として、ミクロン・ストレインゲージによる定期的な計測調査を実施することとした。

この調査は、隣り合う石垣同士の石材面に、金属製チップを貼付け、ゲージを用いて2点間の 距離を測定するとともに、部分的に角度の変化を計測するものである。

計測は月1度を基本とし、震度4以上(観測地点:盛岡市山王町・馬場町)の地震が両地点観測された場合には、その都度目視による現地確認を行うとともに、追加計測調査を実施している。

なお、平成19年度までの調査成果については、盛岡市教育委員会(2008)『史跡盛岡城跡Ⅱ-第2期保存整備事業報告書-』を参照されたい。

イ 石垣変位調査の概要 (98・99 頁表 23、 114 頁第 27 図)

調査箇所については、目視により石垣の孕みや陥没、ひずみ等が著しいことが確認された8地区(当初7地区)を選定し、観測を実施した。

多くの計測点では、季節の変化による温度差等による周期的な変動とみられるものがほとんどで、拡大と収縮を繰り返しているが、一部には変位の累積や地震による急激な変動が認められる 箇所も存在している。

過去には、平成20年(2008)7月に震度5を観測した岩手県北部地震により、いくつかの計測点で顕著な変位が確認されたが、その変位の累積はほぼ収束している。

その後、平成23年(2011)3月11日に発生し、震度5強を観測した東北地方太平洋沖地震においては、いくつかの地点で微小な変位が確認されたが、平成20年7月の地震時よりも小さい変位量であり、これまでの変位の傾向を逸脱するものではないことが確認された。

Ⅴ 現状と課題

しかし、平成23年4月7日に発生し、震度5弱を観測した東北地方太平洋沖地震の余震の際には、三ノ丸北側、北東側で比較的大きな変位が計測された。この範囲については、過去の大きな地震でも比較的大きな変位が確認された箇所であることから、変位の進行・加速の有無を注視するとともに、現在の計測点では把握しきれない挙動監視のため、計測点を増やして観測を行うこととした。

表 23 石垣変位調査結果概要 (令和 4 年 4 月現在)

地区(調査位置)	観測 箇所	観測開始 年 次	観測結果概要
A地区 (吹上坂脇)	8 → 2	平成13年度	一部で震度4以上の地震が多発した平成15~16年にやや顕著な変位が始まり、平成18年始めまでに累積変位量は1mm程度みられた。その後は、まれに特異値が見られるものの、変位の累積は認められない。A1・A2の年平均変位量0.1mm。累積変位量は1.4~1.9mm。A3~8は平成29年度までの観測で急激な変位の累積が認められず、安定していることから、平成30年度以降休止
B地区 (吹上坂脇) 6→7 (吹上坂脇) 6→7 →8 平成11年度 (平成18・23年 度に測点追加) 変位の累積傾向を示している。 累積変位値は、B 2・3・8については約 1.3 位量は 0.5mm前後。B 1 は平成23年の東日本大 方向に変動傾向が変化し、開きが大きくなる修 来園者が多く通行する坂道に面していることか		多くは、過年度観測結果と大きな変化はなく、 0.1mm/年程度の変位の累積傾向を示している。 累積変位値は、B 2・3・8については約 1.3mm。B 4~7の変位量は 0.5mm前後。B 1 は平成23年の東日本大震災以降マイナス方向に変動傾向が変化し、開きが大きくなる傾向にある。 来園者が多く通行する坂道に面していることから、令和元年度に飛散防止用ネットを設置した。	
C地区 (二ノ丸西)	$3 \rightarrow 6$ $\rightarrow 3$	平成11年度 (平成28年度測 点追加、平成30 年度削減)	全体的な観測結果としては、大きな変化は見られないが、隅石の前倒れが認められる。日陰にあたる $C1 \cdot 2$ は一定の累積傾向にあることから観測を継続しており、日向の $C4 \sim 6$ は安定していることから中断している。 観測開始から $1.0 \sim 1.5$ mm程の累積が認められる。
D地区 (三ノ丸北西)	5→8	平成11年度 (平成24年度に 測点追加)	目視観測で大きな陥没と孕みが認められる箇所であるが、全体的な観測結果としては、大きな変位は認められていない。震度4以上の地震が多発した平成15年の終わりまでに-0.2mm~0.8mm程度の変位の累積が確認されている。その後、変位速度は落ちながらも変位の累積は継続していることが確認されている。また、一部では間詰石の動きによるものと思われる突発的な変位を観測する箇所も見られる。
E地区 (三ノ丸北)	8	平成11年度 (平成14・18・ 23年度に測点追 加)	観測当初から大きな変位が観測されている地区で、変位量の大きい箇所における観測開始時からの累積変位量の最大は16mmを超えていた。 孕みの頂点にあたるE1・5の変位は常に累積しており、東日本大震災(4月7日余震)の際には、最大1.7~2.1mmの大きな変位が観測されている。 全ての点の観測は崩落防止の土嚢設置のため平成30年2月から観測を中止した。

F地区 (三ノ丸北)	3 -> 6	平成11年度 (平成29年度に 測点追加)	北面の隅脇石に生じた迫出しの段差を対象とし、平成29年度から は瓦門北袖東面に明らかな段差が認められることから観測を追加 した。 現在までの変位量は北面が 1.3mm程で累積はやや上昇傾向にある。
G地区 (三ノ丸南東)	平成11年度 6→0 (平成23年度に 測点追加) る。この部分については概ね春に伸長するような3 観測開始から平成28年度までに約 4.5mmの変位の た。		平成28年度に一部築石の積み直しや間詰石の充填などの工事の完
H地区 (三ノ丸北東)	平成11年度 変位の累積は認められていない。 2→0 (平成23年度に 東日本大震災での震度6以上の地震により、一時的に元		東日本大震災での震度 6 以上の地震により、一時的に大きな変位 が発生したが、その後の期間では顕著な変位が認められないこと
I 地区 ち 令和元年度 いる。観測4年目であるが、変		目視観察でも変位が顕著な本丸門北袖北東部の隅石を対象としている。観測4年目であるが、変位累積速度が他地区と比較して大きく、観測開始から年間0.35mm程の累積が認められる。	
J地区 (榊山稲荷曲 輪石段)	5	令和元年度	目視観察でも変位が顕著な榊山稲荷曲輪入口の石段隅石を対象と している。観測4年目であるが、変位累積速度が他地区と比較し て大きく、観測開始から年間0.46mm程の累積が認められる。
K地区 (本丸北)	7	令和3年度	一部間詰石の突出が認められ、これまで目視による定点観察を実施していた。平成29年度に突出していた築石の一つが抜け落ちたため、補修した。これ以外にも間詰石等の突出箇所があり、その傾向が顕著となったため令和2年4月から通行禁止措置をとっている。

(2) 地形及び遺構の改変

史跡の中には、本丸・二ノ丸・三ノ丸・淡路丸・榊山稲荷曲輪などの曲輪を構成する石垣が良好に残っており、史跡盛岡城跡及び岩手公園(盛岡城跡公園)の最大の特徴となっている。

堀は、内堀の北部と東側が概ね残存しているが、商店街や都市計画道路等により埋め立てられているほか、園路が堀の中を通るなど、いたるところで地形が改変されている。

城内建物のほとんどは、明治7年(1874)に入札による払い下げの後撤去され、城内はしばらくの間荒廃したが、明治36年(1903)に岩手県が公園整備を計画、明治39年(1906)4月から県の失業対策事業の一環として工事に着手し、同年9月岩手公園として開園した。公園の設計原案は、東京府の公園整備に携わっていた長岡安平によるものであった。

この公園整備の際に、本丸の南側と西側の石土居が取り崩され、天守台の付櫓部分や二階櫓、小納戸櫓、北東角櫓の櫓台突出部が撤去されるとともに、櫓台内部に喰込む形で石階段が設けられた。なお、同様の石階段は本丸門南側の石土居の曲折部にも設けられており、本丸南辺中央部には、淡路丸からの昇降に便宜をはかるための石階段が新設された。また、正面の廊下橋門も埋め立てられ、石階段が設けられた。

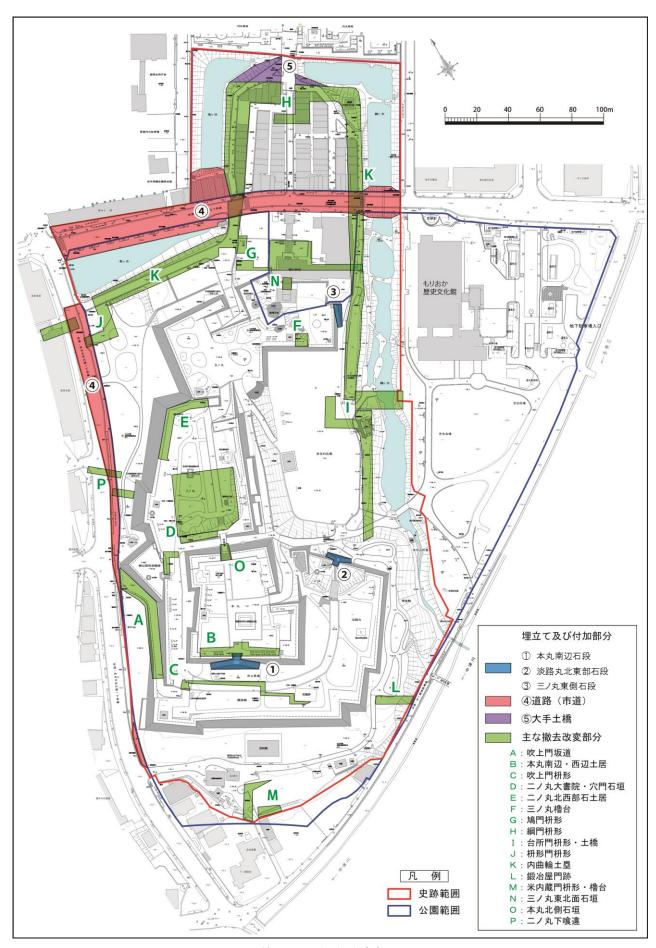
Ⅴ 現状と課題

さらに、本丸と二ノ丸との間には廊下橋に代わり、擬宝珠をのせた渡雲橋が新設され、本丸南東の天守台と本丸西辺中央部には四阿が設置された。二ノ丸部分については、大書院の存在した南半部の中ノ丸に相当する範囲の地形が大きく削平されているほか、穴門に接していた石垣と北西部の石土居が撤去された。三ノ丸では、南東部に存在した櫓台石垣が撤去され、その跡に四阿が設置されたほか、東側には石段が設けられた。淡路丸部分については、部分的な石垣の撤去や地形の改変が行われているほか、淡路丸下の曲輪に存在した土塁と枡形、台所東側の土塁と枡形、三ノ丸下北側の土塁、枡形門の枡形が削平されている。

下曲輪については、明治 33 年 (1900) に櫻山神社が遷座した際、大手土橋の一部や綱門枡形、 土塁の一部が削平を受けている。また、戦後の商店街建設や都市計画道路工事により土塁が削平さ れたほか、内堀の一部が埋め立てられている。

表24 主な改変箇所 (アルファベットは101頁第24図に対応)

A	吹上門坂道	I	台所門桝形・土橋
В	本丸南辺・西辺の土居	J	桝形門桝形
С	吹上門桝形	K	内曲輪土塁
D	二ノ丸大書院・穴門石垣	L	鍛冶屋門跡
Е	二ノ丸北西部石土居	M	米内蔵門桝形・櫓台
F	三ノ丸櫓台	N	三ノ丸東側北面石垣
G	鳩門桝形	О	本丸北側石垣
Н	綱門桝形	Р	二ノ丸下の食違



第24図 主な改変部分

(3) 移築及び新設された建築物・主な工作物等

ア モニュメント

本丸には、明治38年(1905)に日露戦争に従軍戦死した南部利祥中尉の騎馬像が建立されていた。これは戊辰戦争により盛岡藩が受けた賊軍との汚名を晴らした功績を後世に残すため、東條英教が建設委員長となり、原敬、田中館愛橘、鹿島精一らが委員となり、五千人余の賛同を得て進められたものである。

製作にあたっては、身体部分を新海竹太郎、馬体を後藤貞行に依頼、久野留之助が鋳造した。 花崗岩製の台座は、伊東忠太の意匠に基づいて横浜勉が設計、鹿島組が施工したものである。 なお、この銅像と周囲を囲む鉄鎖は太平洋戦争末期(昭和19年(1944))、金属回収により供出 され、現在は台座を残すのみとなっている。

イ 移築・新築建築物

移築建築物については、明治期に内堀の反対側に所在した岩手郡役所から下曲輪の土塁上に移設された鐘楼(鐘は県指定文化財、時鐘奥州路磐手郡盛岡県城北更鐘)と、平成元年(1989)、に都市計画道路下ノ橋更ノ沢線(市道内丸大沢川原線)の拡幅に伴い、内曲輪の南東部(史跡指定地外)に所在し、城内に所在した現存建物である彦蔵が路線計画範囲に位置していることから移設保存を決定、淡路丸下南側のかつて米内蔵が存在した地点に位置に移設した。彦蔵については、建築年代は明確ではないものの、当時の絵図等から江戸時代後期に建築された建物と考えられ、市の有形文化財に指定されている。

新築された建築物は表に挙げたものの他、便所や公園の便益施設等が存在するが、老朽化の目立つものもあり、市民から建替え等の要望が出ている。

表25 移築及び新設された建築物等

史跡指定地内			
鐘 楼	明治42年(1909) に鶴ヶ池(内堀)の反対側にあった岩手郡役所から移築。銅鐘は県指定文化財(時鐘 奥州路磐手郡盛岡県城北更鐘)なお、鐘楼については、平成23年の東北地方太平洋沖地震の際に破損したことから、平成26年度に修復工事を行った。		
彦 蔵 (市指定文化財)	(平成元年移設) 都市計画道路下ノ橋更ノ沢線(市道内丸大沢川原線)の拡幅に伴い、城内に残る藩政時代の唯一の建築物であることから移設保存を決定。内曲輪南西部(史跡指定地外)から藩政時代に「米内蔵」が存在した現在地に移設		
史跡指定地外			
地下駐車場	昭和46年(1971)開設		
県立図書館 昭和43年(1968)芝生広場に建設、開館 平成23年(2011)にもりおか歴史文化館として開館			

表26 主な工作物(構造物・石碑等)※()内は設置年(数字・アルファベットは第25図に対応)

	史跡指定地内		史跡指定地外
1	巖手公園 (明治39年 (1906))	Α	花時計(昭和45年(1970))
2	縣社櫻山神社(明治19年(1886)製作の銘、櫻	В	世界アルペンメモリアルモニュメント
	山神社が現在地に遷座した際に北山から移設)		(平成5年(1993))
3	櫻山神社参道の鳥居(大正6年(1917))	С	原敬遺徳顕彰碑(昭和45年(1970))
4	史蹟盛岡城趾(昭和14年(1939))	D	教育の像(昭和49年(1974))
⑤	石川啄木歌碑(昭和30年(1955))	Е	内務省北上川流域改修総合事務所跡地
6	新渡戸稲造顕彰碑(昭和37年(1962))		(平成3年(1991)
7	消防義魂碑(昭和7年(1932))	F	トーテムポール(平成7年(1995))
8	警察彰功碑 (明治42年 (1909))	G	教育記念像(昭和30年(1955))
9	五訓之森碑(昭和7年(1932))		→平成7年(1995)(史跡地内より現在
10	南部利祥中尉騎馬像(銅像)台座		地に移設)
	(明治41年(1908))	Н	盛岡工業学校跡地記念碑(昭和55年
11)	宮野小提灯句碑(昭和26年(1951))		(1980))
12	池野祐壽翁紀徳碑(大正7年(1918))	I	瀬川正三郎像(昭和50年(1975))
13)	櫻山神社跡地(大正9年(1920))	J	宮沢賢治詩碑(平成11年(1999))
14)	宮沢賢治詩碑(昭和45年(1970))	K	ガス灯(昭和61年(1986))
15)	日本の都市公園 100選碑(平成元年(1989))		
16)	噴水(昭和9年(1934)設置、昭和30年代に		
	改修)		
17)	ガス灯(昭和61年(1986))		
18	都市景観緑賞受賞記念碑(平成4年(1992))		

ウ 歌碑・顕彰碑(103頁表26、105頁第25図)

史跡地内に建立された石川啄木、宮沢賢治、宮野小提灯の文学碑には、盛岡城跡及び岩手公園 の情景を描いた歌と詩が、新渡戸稲造の記念碑には、稲造自筆の署名が刻まれている。

(7) 石川啄木歌碑(⑤)

不来方の お城の草に寝ころびて 空に吸はれし十五の心

この歌碑については、石川啄木生誕70周年を記念し、昭和30年(1955)10月に盛岡啄木会が中心となって建立したものである。旧盛岡藩士邸の庭石であったとされる石に銅版がはめ込まれているもので、歌碑の揮毫については啄木の盛岡中学の先輩で、生涯の親友であった金田一京助によるものである。

(イ) 宮沢賢治詩碑(⑭)

「かなた」と老いしタピングは 杖をはるかにゆびさせど 東はるかに散乱の さびしき銀は声もなし なみなす丘はぼうぼうと 青きりんごの色に暮れ 大学生のタピングは 口笛軽く吹きにけり 老いたるミセスタッピング 「去年(こぞ)なが姉はこゝにして 中学生の一組に 花のことばを教へしか」

弧光燈(アークライト)にめくるめき 羽虫の群のあつまりつ 川と銀行木のみどり まちはしづかにたそがるゝ

この詩は、近代的なまちなみに変貌していく岩手公園や中ノ橋周辺を詠んだもので、宮沢賢治の亡くなる一ヶ月前にあたる昭和8年(1933)年8月22日付の文語詩百編の一つである。

なお、この詩碑については「賢治の詩碑を岩手公園に建てる会」により、昭和45年(1970)9 月に建立されたものである。

(ウ) 新渡戸稲造顕彰碑(⑥)

願はくはわれ太平洋の橋とならん

この記念碑については、新渡戸稲造生誕百年を記念し、昭和37年(1962)9月8日に除幕された。黒御影磨き仕上げの直方体をずらし、千切状の小豆色のスウェーデン産御影石で留めたような造形に「願はくはわれ太平洋の橋とならん」と活字体で故人の自筆の署名を刻んでいる。

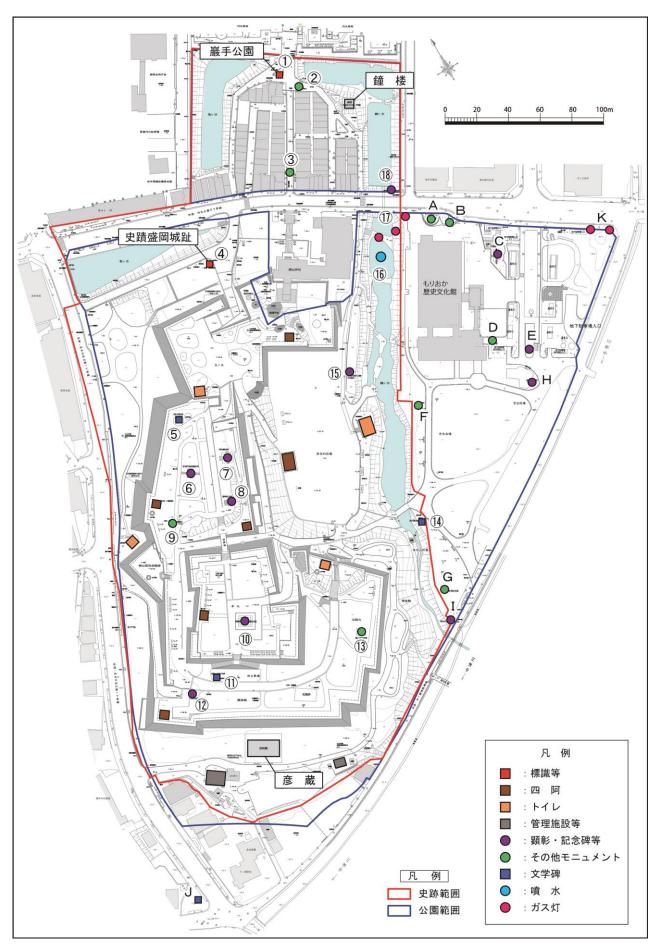
設計者は、博物館明治村の初代館長としても知られる谷口吉郎である。谷口は、東京帝国大学を卒業、東京工業大学教授を務め、藤村記念館(昭和33年(1958))、帝国劇場(昭和41年(1966))、東京国立近代美術館(昭和44年(1969))、迎賓館和風別館(昭和49年(1974))等を設計した。 盛岡では、原敬記念館(昭和33年(1958))の設計を行っており、それが縁となって記念碑建設事業世話人会が谷口に設計を依頼したものである。谷口は、世話人会とともに岩手公園を歩きながらこの場所を選定したそうである。

なお、下ノ橋町(旧鷹匠小路)にある新渡戸稲造生誕地を記念する標識も谷口の設計である。

(I) 宮野小提灯句碑(⑪)

月待つや 独り 古城の松のもと

この句は、太平洋戦争が始まる直前の昭和16年(1941)に発刊された句集『矮鶏』に収められた作品で、昭和26年(1951)11月、当時、岩手県立図書館の館長を勤めていた鈴木彦次郎の呼びかけにより、宮野の門下生たちにより建立されたものである。



第25図 史跡とその周辺の工作物





彦蔵



石川啄木歌碑



新渡戸稲造顕彰碑



南部利祥中尉騎馬像台座



宮野小提灯句碑



宮沢賢治詩碑

写真 指定地内の移築建造物・記念碑等

(4) 史跡周辺の社会基盤

①道路

史跡の北東側には、盛岡市役所前交差点を終点とする宮古市方面からの国道 106号が、また、同交差点を起点として岩泉町に向かう国道 455号が史跡の北側を東西に通っている。さらに、下曲輪を分断する形で都市計画道路中ノ橋大通線が通っているほか、史跡の西側には都市計画道路下ノ橋更ノ沢線が通っている。

②官公庁

史跡周辺は、明治期以降から県庁・市役所・岩手郡役所等が建つ行政の中心地区であった。昭和32年(1957)、全国第一号として官公庁一団地に指定されたことにより、行政機能の集約を図るため国や県の合同庁舎等が当該地区へ誘致され、現在では、岩手県庁をはじめ、盛岡市役所、盛岡地区合同庁舎(県)、盛岡地方検察庁、盛岡地方裁判所、岩手県警察本部、盛岡東警察署が立地している。

③公園·緑地

史跡の内堀を挟んで北側には内丸緑地、約300m北東の県民会館北側には緑の広場(旧内丸公園) が所在する。さらに、中津川を挟んだ南側には新渡戸稲造生誕の地が新渡戸緑地として整備されている。

4)学校

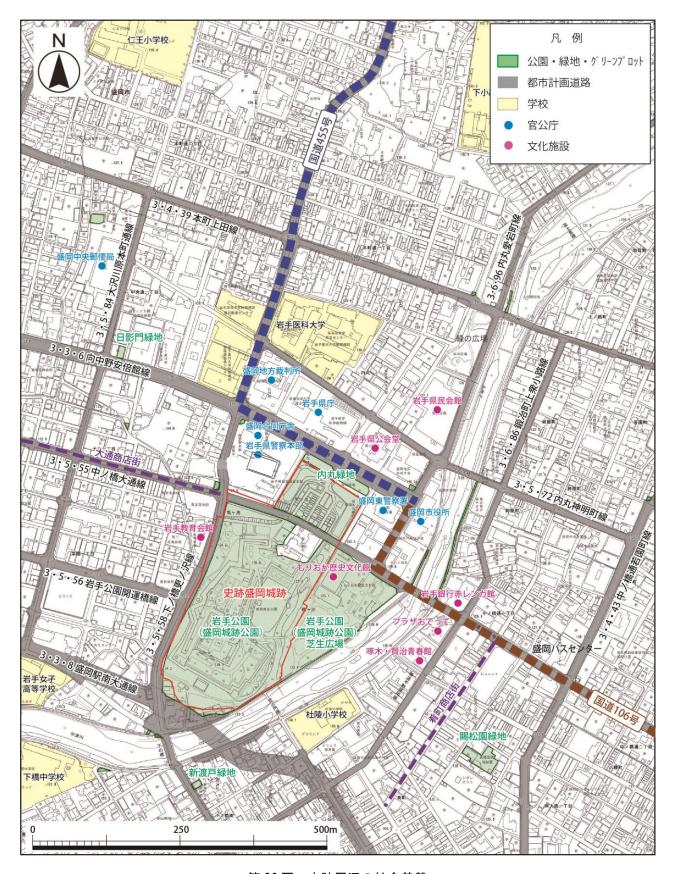
史跡指定地内には、かつて私立岩手女子高等学校(のち不来方中学校、市立図書館)のほか、同校寄宿舎(現:彦蔵周辺)があり、周辺には師範学校、師範学校女子部(現:盛岡合同庁舎敷地)や工業学校、杜陵高等学校(現:芝生広場)が立地していた。

現在では、史跡地内の学校施設は撤去され、周辺の学校も大半が廃止または移転しているが、中 津川を挟んだ東側に盛岡市立杜陵小学校、南側には盛岡市立下橋中学校、都市計画道路下ノ橋更ノ 沢線を挟んで西側には私立岩手女子高等学校が立地している。

⑤文化施設

史跡周辺には、かつて物産陳列館(現:芝生広場)、県立図書館(現:内丸緑地)、盛岡市立図書館(現:彦蔵西側)等をはじめとする文教施設が集中していた地区でもある。

現在は、昭和2年(1927)に建設された国登録有形文化財(建造物)の岩手県公会堂のほか、県民会館、教育会館等の施設があるほか、中津川の対岸には国指定重要文化財(建造物)の岩手銀行(旧盛岡銀行)旧本店本館を活用した「岩手銀行赤レンガ館」と旧第九十銀行本店本館を利用した「もりおか啄木・賢治青春館」、市内の観光案内や県内の物産販売、多目的ホールを備えた「プラザおでって」が立地している。また、史跡隣接地(芝生広場)には、旧県立図書館を再整備し、藩政時代史料の展示機能のほか、観光拠点としての機能を有する「もりおか歴史文化館」が立地している。



第26図 史跡周辺の社会基盤

(5)景観

盛岡城跡のうち、史跡に指定されている区域は内曲輪の部分(西辺部を除く)である。重臣屋敷の存在した外曲輪と城下の大半を包括する遠曲輪は史跡指定地外となっている。

盛岡城跡からの眺望は、本丸、二ノ丸から岩手山や南昌山を望む南西及び西側の景観が魅力であるが、史跡東側の中津川方面への眺望は樹木により眺望が遮られている箇所が多い。さらに史跡の東側では高層住宅等の建設が進んでいることから、東側の山並みへの眺望が妨げられてきている。

史跡周辺からの眺望景観のうち、指定地の北側から西側については、商業地及び官庁街に接していることから、この方面からの城への眺望は制約を受けている。東側から南側にかけては中津川に面し、川の対岸からは緑豊かな落ち着いた景観が形成されているが、一部の範囲では繁茂する樹木により城郭の存在が分かりにくくなっている。



二ノ丸から望む岩手山



本丸から望む南昌山



中津川から淡路丸方向(史跡南東側)



中津川から二ノ丸・台所方向(史跡東側)

2 活用の現状

盛岡城跡は盛岡城跡公園(岩手公園)として常時開園・公開しており、主要な動線沿いには、誘導標識や説明板を整備している。

発掘調査や整備事業に際しては、現地説明会や体験会などを実施して、市民の興味や関心に応えている。発掘調査成果は盛岡市遺跡の学び館で展示、報告書を刊行して公表している。史跡に隣接するもりおか歴史文化館は南部家資料を保存・活用する施設で、盛岡城跡を紹介する展示スペースが設けられ、ガイダンス機能を担っている。もりおか歴史文化館の企画展・テーマ展と連動して、城内を散策するイベントが実施されている。

城内の解説は出前講座などで文化財担当者が対応するほか、公益財団法人盛岡観光コンベンション協会の盛岡ふるさとガイドが盛岡城跡を巡るコースを設定している。

学校教育では小学校、中学校の総合学習や校外学習の場、県外の修学旅行の場として利用されている。情報発信の点では市ホームページやSNSを利用して、盛岡城跡の紹介、観光情報を随時発信している。

盛岡城跡は古くから、花見や紅葉など四季折々の景観を楽しむことができる場所として、多くの 市民や観光客が訪れているほか、近年では公園を活用した催事(いしがきミュージックフェスティ バル等)が行われている。

このように盛岡城跡では、多様な目的で訪れる人々がいる一方、盛岡城跡の歴史的価値を知って もらうための機会や情報が少ないのが現状である。また、城内に残る唯一の歴史的建造物である彦 蔵(市指定文化財)は公開が限定されており、所在する淡路丸下南地区は来園者が少ない点が挙げ られる。

表27 盛岡城跡を活用した近年の活動状況

開催時期	活動内容等	事 業 主 体		
4月~5月	盛岡さくらまつり	盛岡市		
10月~2月	盛岡城跡公園ライトアップ事業	盛岡市、盛岡商工会議所、 盛岡城跡・石垣に灯りをともす会		
	発掘調査現地説明会	盛岡市		
	史跡めぐり	盛岡市		
随時	石垣修復工事見学会	盛岡市		
120	石曳体験	盛岡市		
	もりおか歴史文化館企画展・テーマ展等と連動した城内散策ツアー	もりおか歴史文化館		
_	お城博士栗原響大くんと学ぶ盛岡城探検隊!	岩手日報広告社ほか		

3 整備の現状

(1)整備基本計画の策定と実施状況

史跡盛岡城跡の整備は、平成24年度に策定した「史跡盛岡城跡整備基本計画」に基づき事業を 実施している。第 I 期整備計画期間(平成25~令和4年度)の事業内容と取組状況について、表 28 にまとめた。

表28 史跡盛岡城跡整備基本計画 第 I 期整備計画期間における事業内容と取組の現状

項目	内 容	着手時期	現 状
石垣修復等	石垣カルテ作成 三ノ丸南東部石垣修理 三ノ丸北面石垣修理 三ノ丸西面石垣修理 淡路丸北東部石垣の修理	H25~30 H27~28 H25~R6 -	全体の約6パーセント完了 平成28年度完了 令和6年度完了予定 経過観察中 経過観察中
遺構整備	台所門枡形形状表示 台所西側法面地形保全 榊山稲荷曲輪石段修理 坂下門遺構表示改修	H28~ - - -	基本設計作成、遺構確認調查中 未実施 未実施 未実施
利活用·便益施 設等整備	パンフレット等制作 彦蔵整備 電線地中化 トイレ移転 主要園路・サイン整備 動線整備(車両用) 四阿改修 鉄柵改修 藤棚改修	- H25∼ - H20∼ H28~29 - - H29	未実施 未実施 実施設計作成、一部配管工事完了 設置位置を検討中 本丸・三ノ丸・台所地区等にサイン設置予定 鶴ヶ池橋梁構造調査及び周辺通路整備 令和5年度から実施予定 未実施 撤去
発掘調査等	本丸御殿確認 二ノ丸石土居確認 二ノ丸大書院確認 吹上門及び周辺確認 聖長楼跡確認 文献等資料調査	R1~ - - - R2~	令和6年度まで実施予定 未実施 未実施 未実施 未実施 未実施 継続実施予定
景観・環境整備	植栽維持管理・伐採等 内堀浚渫・池干し等	H29∼ H27 • 28	植栽管理基本計画(H28)に基づき実施 市民主体で実施

(2) 保存のための整備(石垣修復等工事)

石垣修復工事は、石垣の解体修理工事を石垣の損傷(孕みなど)の大きな場所を中心に年次計画で進められており、平成28年度に三ノ丸南東部、令和3年度からは三ノ丸北西部の石垣修復工事に着手している。三ノ丸北西部の工事は令和4年度時点で解体までが終了し、令和5・6年度にかけて積み直しを行う予定である。

現在行われている修復工事は、工事ヤードや石材置場となっている台所(多目的広場)等を封鎖していることから、市民の公園利用が不便な状態にある。しかしながら、工事説明会の開催はもちろんのこと、町内会や小中学生などの個別の団体の見学も積極的に受け入れて、石垣修復工事を通じて史跡への理解を深めることに努めている。

また、石垣修復工事を実施している箇所以外にも石垣の孕みや間詰石の緩み等が認められる箇所があるが、石垣変位調査の計測のデータを解析しながら、崩落の兆候がみられる範囲についてのみ、石垣修復計画を検討することとしている。文化財石垣は極力、オリジナルを後世に伝えることが重要であることから、解体修理だけではなく、様々な手法を用いて保存方法を検討することが求められている。

なお、昭和59年度から平成2年度にかけて実施された淡路丸地区における石垣修復工事(第1期保存整備事業)、平成3年度から平成19年度まで実施された、本丸、二ノ丸、三ノ丸地区の石垣修復工事(第2期保存整備事業)のほか、昭和59年度から平成11年度まで実施された石垣移動量調査、第1期、第2期保存整備事業に当たり実施された発掘調査、昭和59年から平成10年度まで実施した石垣移動量調査について、報告書を刊行している。

表29	保存整備事業の実績
表79	保存整備事業の美績

#0	期年次年		修復箇所	石垣修復工事		環境整備等	設計·監理等	測量調査等	発掘	調査等
朔		年度		解体(m³)	積上(㎡)	内容	内容	面積(㎡)	次数	面積(m²)
	1	59	淡路丸南東	222.1	199.2			294.0	1.2	293.0
	2	60	淡路丸南東	761.3	350.4			1,816.0	3•4	640.0
	3	61	淡路丸南	331.0	522.0			1,594.0	5•6	1,062.0
1 期	4	62	淡路丸南	394.0	340.0			846.0	7•8	300.0
797	5	63	淡路丸南	452.7	381.0			1,028.5	10•11	1,200.0
	6	元	淡路丸南	558.0	370.0			383.0	10•11補	861.0
	7	2	淡路丸南	0.0	350.0			807.0	_	0.0
計				2,719.1	2,512.6			6,768.5		4,356.0

#0	F.5	fr str	14. 45. 45. ST	石垣修復工事		環境整備等	設計·監理等	理等 測量調査等 発掘		調査等
期	年次	年次 年度 修復箇所	解体(m³)	積上(㎡)	内容	内容	面積(m²)	次数	面積(㎡)	
	8	3	本丸・二ノ丸	0.0	0.0			430.0	20	140.0
	9	4	二ノ丸南東	99.0	99.0			290.0	21	249.0
	10	5	本丸北東	319.0	0.0			463.0	22	489.0
2	11	6	本丸北東	40.0	15.0			定点観測	22補	79.0
期	12	7	本丸北東	0.0	286.0			214.0	1	0.0
	13	8	本丸北西	225.0	227.2			564.0	25•25	327.0
	14	9	本丸北西	0.0	0.0			187.0	_	0.0
	15	10	本丸北西•南西	53.7	25.7			1,488.0	26	186.0

#0	年次	左曲	修復箇所	石垣修	復工事	環境整備等	設計·監理等	測量調査等	発掘	調査等
期	十久	年度		解体(m³)	積上(m²)	内容	内容	面積(m²)	次数	面積(m²)
	16	11	本丸南西	196.4	0.0			変位のみ	28	192.0
	17	12	本丸南西	24.6	65.6			560.0	30	330.0
	18	13	本丸南西·吹上 坂	70.4	86.2			598.0	31	109.0
2	19	14	本丸南西	0.0	55.9			変位のみ	1	0.0
期	20	15	本丸南西	0.0	58.5			変位のみ	1	
	21	16	本丸南西	0.0	12.1			変位のみ	_	整理
	22	17	本丸南西	0.0	0.0			240.0	_	整理
	23	18	三ノ丸南東	0.0	0.0			300.0	_	整理
	24	19	二ノ丸・本丸	0.0	0.0			変位のみ	_	報告書
計				1,028.1	931.2			5,334.00		2,101.00
	1·2期合計		3,747.2	3,443.8			12,102.50		6,457.00	
期	年次	年度	修復等 対象箇所	石垣修	復工事	環境整備等	設計·監理等	測量調査等	発掘	調査等
刔				解体(m ³)	積上(m²)	対象	内容	面積(㎡)	次数	面積(㎡)
	1	25	三ノ丸北西	0.0	0.0	樹木伐採	基本設計	0.0	32	50.3
	2	26	三ノ丸南東・北 西	0.0	0.0		基本設計	500.0	34	243.8
	3	27	三ノ丸北西下	0.0	0.0			1,050.0	35	40.8
	4	28	三ノ丸南東	20.0	20.0	電線地中化		105.0	36	520.0
I	5	29	三ノ丸北西	0.0	0.0	バラ園撤去等	実施設計等	500.0	37•38	522.4
期	6	30	三/丸北西·台 所	0.0	0.0	電線地中化		100.0	37•38	500.0
	7	31 元	三/丸北西·台 所	0.0	0.0		石垣養生 設計等	800.0	37•39	1,050.0
	8	2	三ノ丸北西	0.0	0.0				37	500.0
	9	3	三ノ丸北西	104.0	0.0			1,500.0	37	350.0
	10	4	三ノ丸北西	97.0	0.0			1,500.0	37	350.0
計				221.0	20.0			6,055.0		4,127.3

(3)活用のための整備

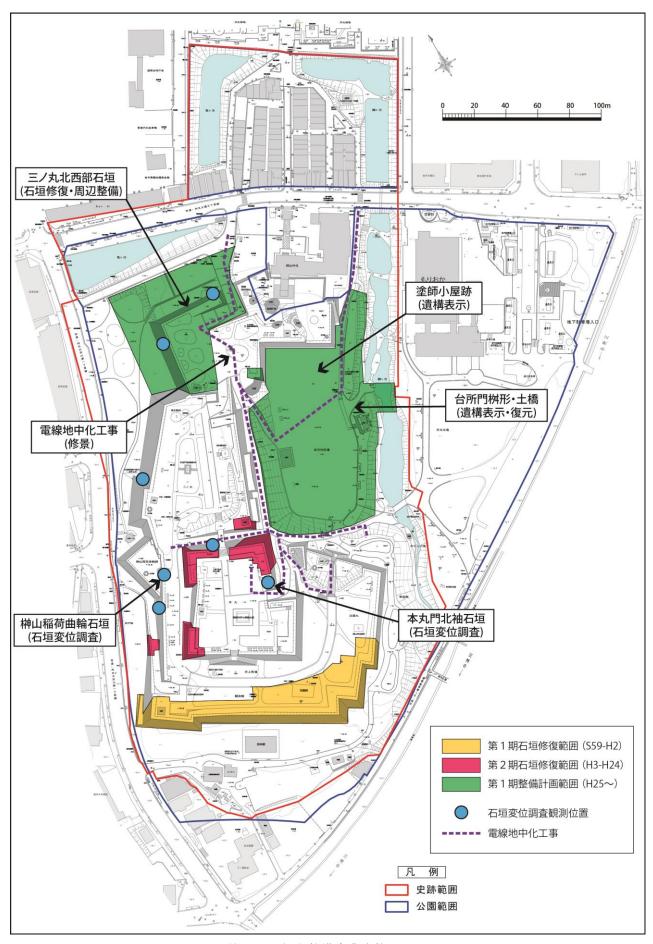
ア 遺構整備

第 I 期計画期間に掲げられた遺構整備については、台所地区や鶴ヶ池において整備基本設計を 作成しており、遺構確認調査を実施しながら、老朽化した公園施設の改修・修繕やバラ園、藤棚 の撤去を進めている。

イ 利活用・便益施設等の整備

サイン整備については、平成25年度までに史跡全体を説明する説明板、石垣修復に伴う発掘調査成果を説明する説明板を本丸、二ノ丸、淡路丸に設置しているほか、史跡指定地内に所在する岩手県指定文化財「時鐘 奥州路磐手郡盛岡県城北更鐘」や市指定文化財「彦蔵」の説明板を設置している。

環境整備としては、史跡内における歴史的景観を向上させるため、電柱や電線の地中化を進めており、本丸、二ノ丸、三ノ丸、台所地区において電線を敷設するための配管工事を進めている。



第27図 保存整備事業実施位置図

(4) 発掘調査及び史・資料調査

台所地区における土橋や枡形の形状表示等を目的として、平成28年度に台所・鶴ヶ池地区整備基本設計を策定、平成29~30年度にかけて土橋の残存状況や枡形の石垣の正確な位置などを把握するための発掘調査を実施した。

また、櫓や門などの城郭に代表的な歴史的建造物が現存せず、城郭としての本質的価値が理解されにくいことから、本丸地区における歴史的建造物の復元整備や建物跡の遺構表示等を目指し、令和元年度から遺構の確認調査を実施している。

さらに、盛岡城跡の歴史的価値の理解を進めるための活用・整備を推進させるため、文献資料・ 絵図等の史・資料の収集・調査とともに、明治期の公園整備の際に改変された石垣や枡形、明治7 年に取り壊された建物等の構造や変遷を把握するための発掘調査に取り組んでいる。

このほか、史跡指定範囲外ではあるが、遠曲輪や外曲輪の堀や土塁などについても、既存の史・ 資料とともに、必要に応じて発掘調査を実施するなど、城郭の全体像を確認するための取組を行っ ている。さらに、近世城郭の普請に欠くことのできない石垣の石材産地や、屋根瓦を生産した窯跡 等の所在についても調査を行うなど、多角的な取組を進めている。

(5) 景観・環境整備

平成29年度から、平成28年度に策定した「史跡盛岡城跡植栽管理基本計画」に基づき、石垣や 遺構の保存に影響のある樹木のほか、城内外からの眺望景観上支障となる樹木の剪定や伐採を進め ている。

さらに、内堀である鶴ヶ池・亀ヶ池の水質を向上させるため、平成27・28・30年の三か年にわたり、市民参加型のイベントとして池の浄化に取り組んでいる。

4 運営・体制の現状

(1) 運営等の体制

盛岡市における盛岡城跡に関連する組織は以下の通りである。

史跡盛岡城跡の歴史的価値の理解を進める活用・整備を推進させるため、文献資料・絵図等の 史・資料の収集・調査については、盛岡城復元調査推進室が中心となって取り組んでいる。

表 30 盛岡市における盛岡城跡の保存活用に関連する組織体制

組織	業務内容	関連する事業等
市長公室 企画調整課 盛岡城復元調査推進室	史跡盛岡城跡歴史的建 造物復元に係る史・資料 の調査、研究	・盛岡城に所在した建造物等に関連する史・資料調査等
総務部 管財課	財産の管理、貸付等	・史跡盛岡城跡指定地内普通財産の管理
交流推進部 観光課	観光誘客宣伝、観光施設 整備(指定管理)、 MICE (マイス) 誘致推進、 教育旅行誘致等	・案内表示や文学碑説明板等の維持管理及び更新設置 ・ボランティア(盛岡ふるさとガイド)の活用・ 育成等
都市整備部公園みどり課	公園施設の整備及び維 持管理、使用に係る許 可、 史跡盛岡城跡保存整備 事業の推進	・石垣の解体修復及び日常管理(石垣変位調査等)・史跡整備(遺構の保存整備、環境整備等)・指定管理者による公園施設の維持管理・行政財産の使用許可等
都市整備部景観政策課	景観法に基づく建築行 為等の届出の審査、屋外 広告物設置許可	・盛岡市景観計画に基づく、史跡指定地内及びその周辺における建築行為に対する審査・指導・屋外広告物条例に基づく広告物等(各種サインを含む)の設置に伴う許可・指導
教育委員会事務局 歴史文化課	史跡名勝天然記念物の 保存と活用普及、 埋蔵文化財発掘調査と 活用普及等	・史跡保存活用計画の策定・史跡現状変更に係る協議・手続・史跡指定地内の遺構確認調査・埋蔵文化財包蔵地における発掘調査

(2) 市民協働による維持管理

盛岡城跡と芝生広場を含む岩手公園(盛岡城跡公園)については、維持管理を都市整備部公園みどり課が指定管理者に委託する形で進めている他、多くの市民ボランティアによって施設の維持や補修、園内の美化・清掃の取組がなされている。

盛岡市では、昭和29年に発足した「盛岡市美化運動協議会」や昭和45年の岩手国体を契機として、 市民や団体が公園や河川などの美化・清掃活動に参加するなど、環境保全に対する市民意識の高ま りがあり、今日も岩手公園(盛岡城跡公園)は、美化・清掃活動の場として継続している。

特に、本丸から二ノ丸を結ぶ「渡雲橋」の欄干の塗装やコンクリートの躯体の補修を「盛岡南ロータリークラブ」が、曲輪の縁辺に設置された鉄柵の塗装修繕を「岩手県塗装工業組合」が定期的

に行っている。また、樹木の手入れや落ち葉の清掃を行う「盛岡保護観察所」、「盛岡福祉事務所」、「盛岡清掃奉仕会」、「盛岡市老人クラブ連合会」ほか多数の団体、花壇や草花の手入れを行う「園芸クラブみどり」など、無報酬で作業している。また、盛岡城跡公園亀ヶ池浄化「モリモリ」プロジェクトは、多くの市民が参加する形で平成27・28・30年に亀ヶ池や鶴ヶ池の清掃作業を行った。

5 課題

史跡盛岡城跡においては、史跡指定以降の経過や、平成21年度に実施した現況調査結果に加え、 平成23年度に策定した「史跡盛岡城跡保存管理計画」や平成24年度の「史跡盛岡城跡整備基本 計画」策定以降の経過等から、以下のような課題が明らかとなった。

(1) 保存に関する課題

- ・盛岡城の歴史的価値を保存し、維持向上させていくため、盛岡城の歴史や構造を把握するための 発掘調査や史・資料の調査を継続的に実施する必要がある。
- ・石垣の挙動調査(石垣変位調査)については、観測開始から20年以上が経過しており、観測データの蓄積が進んでいるほか、他の自治体での実施例から新たな知見も見出されているため、これまでの取組を総括するとともに、今後の観測地点や観測方法など新たな石垣変位調査の方針を定める必要がある。
- ・盛岡城跡全体の石垣の現状を把握し、安定度等を検証・評価するため、石垣カルテの作成に取り組む必要がある。また、一部の石垣については、緊急を要する修復工事を要しないものの、孕みや陥没などが見受けられる箇所が存在することから、必要に応じて修復工事や石垣の現状を維持するための措置として、部分的な補強(間詰石の充填)や崩落防止措置(ネット設置)等を行うなど、遺構の保全と公園利用者の安全確保の観点も踏まえながら、継続的に適切な経過観察を行う必要がある。
- ・地下遺構の調査が不十分であるため、現地表面から近世の遺構面までの深さや位置、残存状況、 規模等の把握が十分ではない範囲が多いことから、確認調査を実施した上で、地下遺構の保護措 置を検討する必要がある。
- ・石垣の変状の原因となっている樹木については、「史跡盛岡城跡植栽管理計画」に基づき伐採作業が進んでいるが、史跡の東~南東部を中心に、周囲からの眺望景観を阻害している箇所が見受けられることから、継続的に樹木の維持・管理を行う必要がある。
- ・櫻山神社参道地区については、将来のまちづくりについて、地域住民との合計形成を踏まえた上で検討を進めることとする。また、地区内の建築物については、昭和30年代後半に建築されたものが多く、老朽化が進行しているため、具体的な対応方針を示す必要がある。

(2)活用に関する課題

- ・盛岡城跡の歴史的・文化的価値を普及・啓蒙するため、史跡を解説するパンフレットやホームページの充実を図るとともに、AR (拡張現実) やVR (仮想現実) コンテンツの作成も視野に入れた事業展開が必要である。
- ・史跡盛岡城跡を中核として、史跡と密接に関係する城下町の範囲に所在する関連遺跡のほか、近世・近代の歴史遺産の活用を図るため、解説資料やサイン等の整備を進める必要がある。
- ・史跡に隣接するもりおか歴史文化館と一体化した運用を推進するため、盛岡城や南部家に関する 展示会の開催や、インフォメーションの在り方、アクセス性の向上、見学ルートの設定等を検討 するなど、相互の連携を強化する必要がある。
- ・彦蔵は、城内に存在する唯一の藩政時代の建造物である。現在は、彦蔵が位置する淡路丸下南地

区も公園の維持管理のためのバックヤードのようになっており、来園者も少ない状況である。彦 蔵の存在を周知して、公開活用する機会や方法を検討する必要がある。

(3)整備に関する課題

- ・平成25年度以降実施している、史跡の内容解明のための発掘調査のほか、令和2年度から集中的 に推進している盛岡城に関連した史・資料調査の成果の蓄積を図りながら、遺構の平面表示や歴 史的建造物の再現の検討に取り組む必要がある。
- ・近世城郭としての整備内容と長岡安平の原案による公園整備内容、公園としての動線や各種記念 碑等については、各種調査研究成果を踏まえつつ、整備範囲の利用形態などについて十分な検証 を行った上で実施する必要がある。
- ・現在の公園施設は老朽化しているものや、歴史的景観を阻害しているもの、車いすやベビーカー等の通行に対する配慮が必要な箇所も存在する。また、公園の維持管理のための施設や市民・観光客のためのインフォメーション施設等、現状では対応できない施設の必要性も認められる。より多くの来園者が利用しやすい公園としていくため、遺構の保全と歴史的景観との調整を図りながら整備を検討する必要がある。
- ・堀跡(鶴ヶ池・亀ヶ池)の水質を改善させるため、堆積物の除去や中津川から引水している水量 の増加など、環境保全のための対策を講じる必要がある。
- ・電柱をはじめとする工作物の設置等が行われ、景観が損なわれている点も見られる。電線の地中 化に向け、部分的に配管工事等が行われているが、地下遺構の保存を図りながら、整備を推進さ せていく必要がある。
- ・史跡指定地内に所在する四阿等は、建築基準法上適法性が不明確となっていることから、整備の 実施に当たっては、敷地形状の確定とともに、建築基準法等関連法令との適法性について整理す る必要がある。

(4) 運営・体制に関する課題

- ・相当量の整備事業を長期にわたって推進する必要があることから、専門的な組織体制盛岡城跡の 保存活用に関わる市の関係各課の取組について、横断的に調整する組織が必要である。
- ・多くの市民の協力のもと維持管理がなされていることから、今後も各団体等に対して各種事業に 関する情報提供を適宜行いながら、協働の維持管理に努める必要がある。
- ・現在、指定管理者と多くのボランティアにより除草や清掃、公園施設の維持管理がなされているが、老朽化した施設に関しては、通常の維持管理の限界も散見される。また、芝生広場など史跡の歴史性に配慮した維持管理方法が求められる範囲については、適切な手法を指導・助言する必要がある。

6 関連法令·諸計画

(1) 各種法的規制

ア 法令

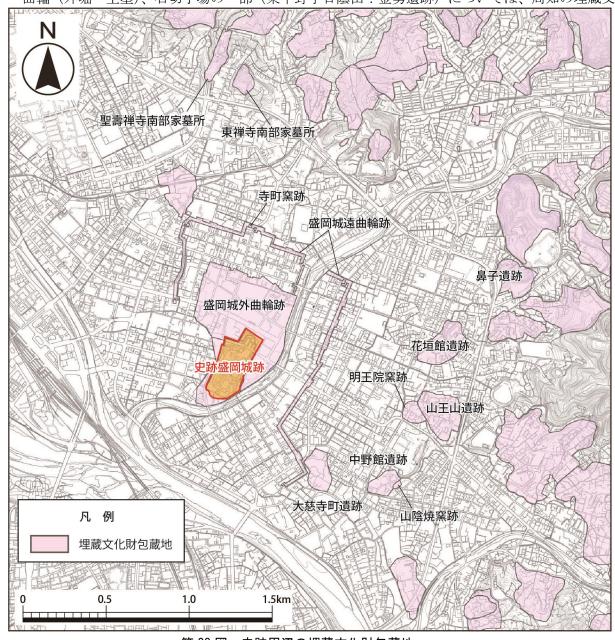
①文化財保護法(昭和25年法律第 214号)

文化財保護法施行令 (昭和50年政令第267号)

盛岡城跡は、史蹟名勝天然紀念物保存法(大正8年法律第44号。以下「旧法」という。)により、昭和12年(1937)4月12日に国の史跡として指定されている。

昭和25年(1950)からは、旧法を廃止して制定された文化財保護法の規定により、建築物の建築、植栽の設置や除却等、史跡の現状変更にあたっては、文化庁長官の許可が必要となっている。

また、史跡指定地外に所在する盛岡城外曲輪(外堀・土塁・重臣屋敷等が所在した範囲)、遠 曲輪(外堀・土塁)、石切丁場の一部(東中野字日蔭山:金勢遺跡)については、周知の埋蔵文



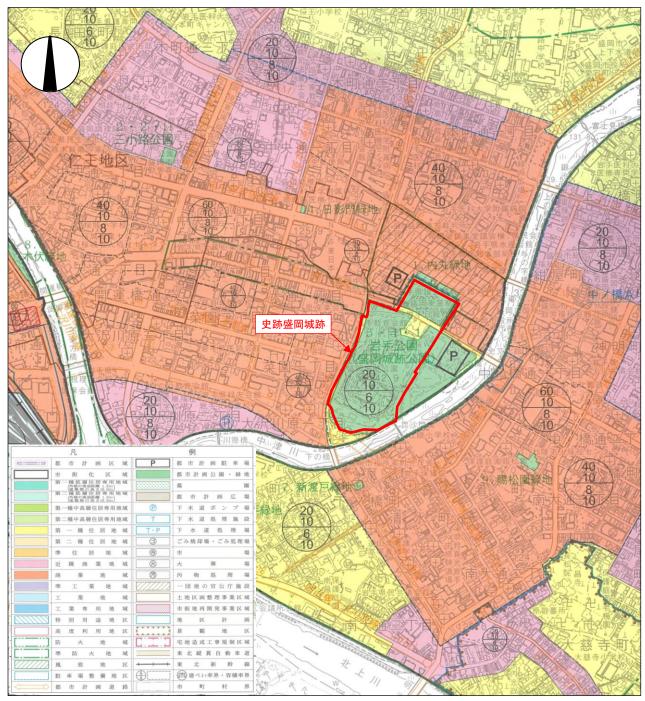
第28図 史跡周辺の埋蔵文化財包蔵地

化財包蔵地となっていることから、土木工事などの開発事業を行う場合には、教育委員会に事前の届出等(文化財保護法93・94条)が必要となる(121頁第28図参照)。

②都市計画法(昭和43年法律第 100号)

都市計画法施行令(昭和44年政令 158号)

史跡盛岡城跡は、多くの範囲が都市計画法第11条(都市施設)に定める都市計画公園(岩手公園)であり、また都市計画道路(3・5・55中ノ橋大通線、3・5・58下ノ橋更ノ沢線)も含まれる。このほか、第8条(地域地区)に基づく第一種住居区域に指定された範囲では、建築物の規模(建ペい率・容積率)、用途に制限が加えられている。(124頁第29図参照)



第29図 都市計画図

③都市公園法(昭和31年法律第79号)

都市公園法施行令(昭和31年政令第 290号)

史跡盛岡城跡は、昭和 31 年(1956)5月14日に岩手公園として都市計画決定(9.7 $^{\text{-}}$ クタール)、同年10月15日に一般公園として開設(8.7 $^{\text{-}}$ クタール)されており、区域内における一定の行為が制約される。

なお、昭和55年には総合公園として種別変更を行っており、平成9年(1997)10月17日には、周辺道路の都市計画決定に伴い、都市計画区域の変更(9.9~クタール)が実施され、平成17年3月31日には開設面積の変更(9.2~クタール)がなされている。

④建築基準法(昭和25年法律第 201号)

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)

都市計画に定められている用途地域 (第一種住居地域)、及び準防火区域に指定されている (昭和 26年 (1951) 9月 29日) ことから、建築物に対して用途制限、形態制限のほか、容積率、建ペい率、内・外装の材料等について制限が加えられている。

⑤景観法(平成16年法律第 110号)

景観法施行令(平成16年政令 398号)

景観計画において、景観形成重点地域の歴史景観地域に位置付けられていることから、建築物の良好な景観形成のための行為の制限に関する事項として、建築物の色彩及び建築設備に係る勧告基準等が定められている。

⑥消防法 (昭和23年法律第 186号)

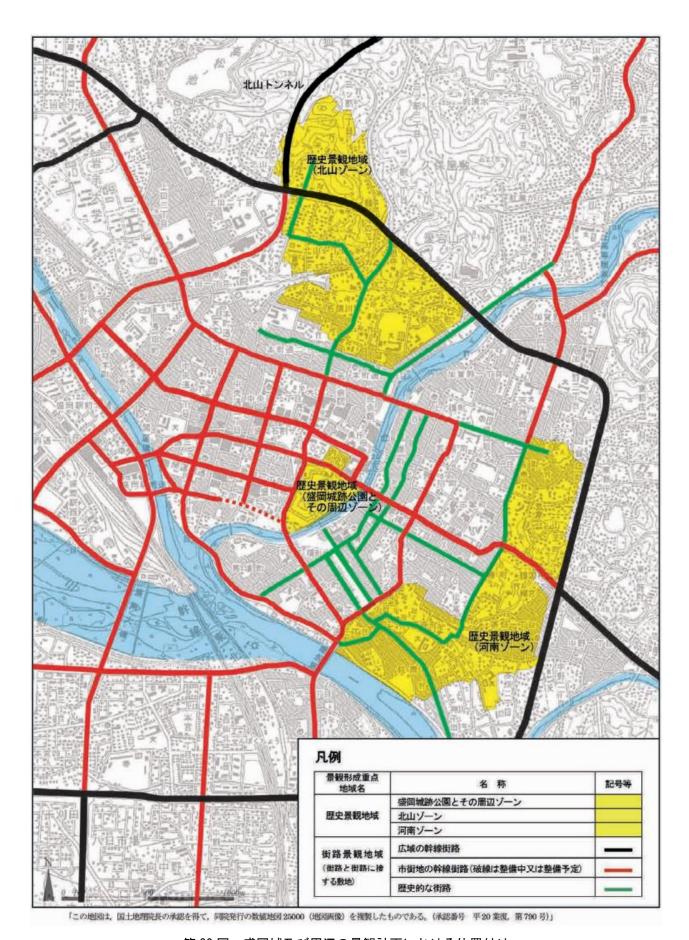
消防法施行令(昭和36年政令第37号)

消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)

建築物等については、防火対象物として、用途、規模、構造、収容人員等に応じて、消防用設備等の設置が義務付けられ、適正に維持管理しなければならないほか、防火管理が義務になる場合には、防火管理者を選任し、防火管理業務を行わなければならない。

⑦鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)

史跡内の大半を含む地区(12 ヘクタール)が、岩手県の鳥獣保護地区に指定されており、鳥獣の捕獲のほか保護繁殖に係る環境保全が必要な地区となっている。



第30図 盛岡城及び周辺の景観計画における位置付け

イ 条例

①岩手県文化財保護条例(昭和51年条例第44号)

盛岡城下曲輪北東部の土塁上に、岩手県指定有形文化財(工芸品)時鐘 奥州路磐手郡盛岡県城北更鐘(平成27年11月6日指定)が所在しており、文化財の修理をはじめとする現状変更に当たっては、岩手県教育委員会教育長の許可が必要となる。

②盛岡市文化財保護条例(昭和53年3月25日条例第21号)

盛岡城南側の米内蔵が所在した箇所に、都市計画道路整備工事に伴って移転設置された、市指定有形文化財(建造物)彦蔵(平成23年3月24日指定)が所在しており、建造物の改修・修繕などといった文化財の現状変更に当たっては、盛岡市教育委員会教育長の許可が必要となる。

③盛岡市都市公園条例(昭和52年条例第10号)

史跡盛岡城跡については、昭和 31 年(1956) 5月 14日に岩手公園として都市計画決定(9.7 ヘクタール)、同年 10月 15日一般公園として開設(8.7 ヘクタール)され、区域内における一定の行為が制約されている。

なお、昭和55年には総合公園として種別変更を行っており、平成9年(1997)10月17日には、周辺道路の都市計画決定に伴い、都市計画区域の変更(9.9~クタール)が実施され、平成17年3月31日には開設面積の変更(9.2~クタール)がなされている。

④建築基準法施行条例(平成12年条例第37号)

高さ2メートルを超えるがけ(宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第1条第2項に規定するがけをいう。以下同じ。)又は当該がけの上に接する土地(がけの下端からの水平距離ががけの高さの2倍以内の土地をいう。以下同じ。)若しくは当該がけの下に接する土地(がけの上端からの水平距離ががけの高さの2倍以内の土地をいう。以下同じ。)に建築物を建築し、又は建築物の敷地を造成する場合は、安全上支障がない施設等の設置が必要となる。

⑤盛岡市屋外広告物条例(平成19年条例第68号)

看板・各種サイン等の掲出及び設置に対して、良好な景観の形成、風致の維持及び公衆への危害防止を目的とした規制となっている。

⑥盛岡市景観条例(平成21年条例第13号)

盛岡市がこれまで行ってきた景観政策の継承と充実を図り、盛岡固有の良好な景観を守り、創り、育て、次世代に継承できる「美しいまち盛岡」を実現するため、景観計画の策定とともに、 景観法の規定に基づく事項その他良好な景観形成に必要な事項を定めることを目的とした規制となっている。

⑦盛岡地区広域消防組合火災予防条例(昭和46年条例第3号)

建築物について、新築、増改築又は用途変更等(テナント変更含む)を行う場合は、事前に使 用開始届を提出する必要があり、検査を受けなければならない。 さらに火を使用する設備や指定数量未満の危険物については、条例により設置や取扱いの規制を受ける。

(2) 関連する諸計画等

ア 上位計画

盛岡市総合計画(企画調整課 計画期間:平成27年度から令和6年度)

盛岡市では、平成27年3月に「盛岡市総合計画」(計画期間:平成27~令和6年)を策定し、「ひと・まち・未来が輝き 世界につながるまち盛岡」を目指す将来像として各種施策の推進に取り組んでいる。

基本構想では、目指す将来像を実現させるため、「人がいきいきと暮らすまちづくり」、「盛岡の魅力があふれるまちづくり」、「人を育み未来につなぐまちづくり」、「人が集い活力を生むまちづくり」の4つの基本目標を定めている。

このうち「盛岡の魅力があふれるまちづくり」では、「盛岡を行き交う交流人口を増やし、にぎわいを創出していくため、雄大な自然や美しい景観、城下町の歴史、芸術文化、スポーツ、温かい人情など、盛岡の魅力を守り育てるとともに、まちづくりにいかし、盛岡らしさが光る、魅力あふれるまちをつくります」としており、目標を具現化するための施策として、「歴史・文化の継承」、「芸術文化の振興」、「『盛岡ブランド』の展開」、「良好な景観の形成」、「計画的な土地利用の推進」などを上げている。

施策の「歴史・文化の継承」については、「地域に受け継がれている歴史や文化に誇りを持ち、 次世代に伝えていくため、文化財の保護に取り組むとともに、市民が歴史や文化に理解を深め、 身近に感じることができるように、文化財の幅広い活用を図ります」とし、盛岡城跡保存整備事 業などを主要事業としている。

「良好な景観の形成」では、「景観計画推進事業」などを主要事業と位置付け、「景観計画の方針に基づき、景観重要建造物等の指定とともに、景観重要建造物の保全・活用について、市民との協働による取組を進め、盛岡らしい良好な景観形成の誘導を図る」としている。

さらに「観光の振興」では、「盛岡の歴史、文化、先人、まち並みなど、地域資源を最大限に活用した観光地域づくり」、「観光案内板などの多言語表記、外国人観光客や外国籍の市民が、祭りや伝統芸能などを気軽に体験できる仕組みづくりを推進する」としている。

また、「都市基盤施設の維持・強化」では、「快適で住み良い都市環境形成のため、都市公園や 緑地等の整備を推進し、盛岡の緑に対する市民意識の高揚や公園等の利活用の向上に努める必要 がある」としており、主要事業として、盛岡城跡公園等の整備を推進することとしている。

イ 関連する岩手県の計画

岩手県文化財保存活用大綱(岩手県教育委員会:令和3年3月)

文化財保護法第 183 条の2の規定に基づき、岩手県が定めた県内の文化財の保存・活用の基本的な方向性を示したものである。

本大綱において、目指すべき将来像「多様な文化財を守り育て、地域の誇りとして、次世代へ継承する「いわて」」のもと、〔保存・継承〕・〔調査・研究〕・〔活用・地域づくり〕の3つの側面を基本方針とし、それぞれ具体的な方策を定めている。その上で、市町村の役割として、文化財

V 現状と課題

保護に関する手続きの第一義的な対応、文化財所有者との連携や指導と助言、文化財保存活用地域計画の作成、市町村指定文化財の指定等、主に市町村指定の文化財の修理等の補助事業の実施、域内の文化財保護に関する調査・研究、活用事業の実施、所管する文化施設等の運営、管理団体としての指定文化財の管理、修理等、文化財保存活用支援団体の指定、市町村及び民間事業者が行う開発に伴う埋蔵文化財調査の実施等の役割を担うものとされている。

ウ 関連する盛岡市の諸計画 (策定年次順)

①お城を中心としたまちづくり計画(公園みどり課:平成21年10月策定)

城下町盛岡の原点であり、市街地の核であるお城(盛岡城跡)を中心とした地区において、史 跡の保存整備と都市公園整備との調和のもとに、お城の風格や城下町の情緒等地区の特性を活か した総合的なまちづくりを通して、都心の魅力を高め、地区の活性化を促す目的とするものであ る。

計画の対象地区を史跡指定地及び都市公園範囲を「史跡・公園エリア」、盛岡城跡を中心とした概ね直径1kmを「お城周辺エリア」として、エリア毎にまちづくりの具体的な実施計画を推進しようとするもので、当計画については、盛岡城跡公園(岩手公園)の整備計画、櫻山神社参道地区(盛岡城下曲輪部分)の方向性の検討も位置付けられている。

②盛岡市歴史文化基本構想及び歴史文化保存活用計画 (歴史文化課:平成23年3月策定)

「基本構想」については、盛岡市内の文化財について、文化財と地域との関係や自然環境、背景を含めて総合的把握を行い、歴史性や地域性を活かしたまちづくり、地域づくりを目指すことを目的としている。

「保存活用計画」については、歴史文化基本構想に基づき、関連文化財群の内容を明確にして、歴史文化保存活用区域を設定し、市内に多く所在する文化財を保存活用し、まちづくりにつなげていくことを目的としているものである。当構想及び計画においては、城下町の中心であり、城下町形成の原点であった史跡盛岡城跡(盛岡城跡公園)を中核として、中心市街地に分布する文化財の保存と活用を図ることとし、隣接するもりおか歴史文化館については、盛岡城跡や城下町そのものを野外展示、もりおか歴史文化館を屋内展示として捉え、史跡盛岡城跡や城下町などの保存活用の拠点施設として位置付けている。

③史跡盛岡城跡整備基本計画(公園みどり課:平成25年(2013)3月策定)

※計画期間 平成25年度~令和14年度

本計画は、平成23年度に策定された史跡盛岡城跡保存管理計画において示された盛岡城跡の保存・整備・活用の基本方針等に基づき、本市を代表する貴重な歴史遺産として、さらに市民の憩いの場、中心市街地の核となる地域資源としての活用を推進するための基本計画を定めている。

計画期間は、平成 25 年度から令和 14 年度までの 20 年間とし、前半の 10 年間 (第 I 期整備計画期間) については各種調査を行いながら、石垣修復や景観整備、公園施設の再整備などを中心に取り組むこととし、後半の 10 年間 (第 II 期整備計画期間) については、「盛岡の象徴的なランドマークの再生」を目標に、歴史的建造物の復元をはじめとした主要遺構の整備を行うととも

に、整備のための調査研究を継続して取り組むこととしている。

④史跡盛岡城跡植栽管理基本計画(公園みどり課:平成29年(2017)3月策定)

盛岡城跡や盛岡城跡公園の特徴を表現するために、史跡とその本質的価値の重要な構成要素である石垣・堀・土塁などの遺構の保存を図るとともに、城内外の景観眺望を確保し、盛岡城がより身近な存在となり、市民生活の中に息づく存在となるようにするため、遺跡や遺構の保護のための修景計画と植栽管理を行うための基本方針とともに具体的な整備・管理方法等が定められている。

⑤中心市街地活性化つながるまちづくりプラン(経済企画課:平成30年(2018)3月策定) ※計画期間 平成30年度~令和4年度

盛岡城跡の所在する中心市街地は、行政機能、経済機能、観光機能、そして高度な学術・医療機能が集積し、地域を牽引する役目を担うとともに、都市の特色ある個性を内外に情報発信し、「まちの額」としての役目を果たす重要な地区となっている。

盛岡市が将来にわたって持続的に発展し、特色あるまちづくりを進めていくには、多くの面で 地域を牽引し、居住や交流などの核となってきた中心市街地を活性化していくことが重要となる ことから、盛岡市独自の計画「中心市街地活性化 つながるまちづくりプラン」を策定し、中心 市街地の商業者や商店街、市民及び市などが中心市街地の活性化に向け、それぞれが担う役割を 踏まえ、相互に連携し、継続して中心市街地の活性化に取り組むこととしている。

計画では、中心市街地の現状・分析とともに、プランの基本方針、指標と評価、目標達成のための取組が示されている。

⑥盛岡市景観計画(景観政策課:平成30年10月)

昭和59年度に策定した都市景観形成ガイドラインによる景観施策を継承・発展させ、歴史文化を大切にした「潤いと彩りのあるまちの風景づくり」を目標像に、次世代に継承できる「美しいまち盛岡」を実現していくこととしている。この目標像を実現するため、「ふるさとの山の眺望を大切にした風景づくり」、「歴史と伝統が息づく風景づくり」など5つのテーマを掲げ、盛岡固有の景観を守り、創り、育てる施策を展開していくこととしている。

盛岡城跡については、景観形成重点地域の歴史景観地域「盛岡城跡公園とその周辺ゾーン」、 街路景観地域「市街地の幹線道路」に指定されている。 また、盛岡城跡からの眺望の確保については、史跡地の周辺及び隣接地が一体となって歴史的 雰囲気を形成するものと位置付け、山並み眺望として、「盛岡城跡公園からの岩手山眺望領域」、「盛岡城跡公園からの南昌山の眺望領域」の確保が位置付けられている。

⑦盛岡市歴史的風致維持向上計画 (景観政策課・歴史文化課:平成30年11月13日認定)

※計画期間:平成30~令和9年度

平成20年に制定された「地域における歴史的風致の維持向上に関する法律」(平成20年法律第40号。以下「歴史まちづくり法」という。)に基づき、盛岡市固有の歴史的風致を守り育て、次世代へ継承していくために必要な事項を定め、盛岡市の持つ美しいまち並みや文化、人材など

V 現状と課題

の地域資源を活用し、盛岡市らしいまちづくりを進めることを目的に策定された。

本計画において、特にも歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を、重点的かつ一体的に推進する必要がある範囲として設定された重点区域には、史跡盛岡城跡をはじめとする歴史的価値の高い建造物等が所在しており、計画ではこの区域を中心に、盛岡城跡における石垣修復や遺構整備、公園施設整備をはじめとする、歴史的建造物の維持保全、市民の歴史文化への理解と地域固有の歴史文化の振興等に関連する各種事業が位置付けられている。



第31図 盛岡市歴史的風致維持向上計画の概要

⑧盛岡市立地適正化計画(都市計画課:令和2年3月作成)

※計画期間:令和2~17年度

本計画は、今後の人口減少、少子化、高齢化の中で、住宅や医療、福祉、商業施設などがまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が、これらの生活利便施設にアクセスしやすいよう、交通なども含めて都市全体の構造を見直し、持続可能な都市構造への誘導を図るため、中長期的な視点で市街化区域の中に居住誘導区域や都市機能誘導区域、誘導施設を設定するとともに、これらを誘導するための誘導施策等を設定するもので、史跡盛岡城跡(盛岡城跡公園)保存整備事業については、都市機能誘導区域に誘導施設を維持・誘導するための施策のひとつ、「歴史的まちなみの魅力の向上」を図るものとして位置付けられている。

⑨盛岡市シティプロモーション指針及び推進計画(都市戦略室 計画期間:令和2年度~令和6年度)

"市内外に「盛岡を愛する人」を増やし、盛岡市が選ばれる都市となること"を目指し、盛岡らしい有形・無形の価値や魅力(盛岡ブランド)を掘り起こし、磨き上げ、その魅力を活用するとともに、効果的・戦略的な情報発信を行うことにより、良好な都市のイメージを形成する一連の取組(シティプロモーション)を推進するための指針及び計画である。

盛岡城跡は、盛岡ブランドのコンセプトの1つである「自然と暮らしの物語」を構成する要素として平成18年1月に市が行った「盛岡ブランド宣言」においても言及されており、豊かな自然に恵まれ、街なかに歴史的建造物が残る、都市と自然、利便と伝統など様々な要素が調和する盛岡のまち並みを象徴する魅力の一つである。

⑩盛岡市観光推進計画(観光課:令和2年3月)

※計画期間:令和2~6年度

観光を取り巻く環境の変化に的確に対応し、観光分野の中長期的課題を踏まえ、観光施策を総合的かつ効果的に推進し、世界に盛岡ファンを広げ、「旅行先に選ばれる」観光地となるため、「歩いて楽しむまち盛岡」の魅力を高め、リピーターとしての再来訪につながるよう満足度を高める取組を推進するための各種施策とアクションプランを定めている。

⑪盛岡市環境基本計画 (第三次) (環境企画課:令和3年3月)

※計画期間 令和3~12年度

環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画であり、目指す将来像を達成するための基本的な考え方として、「持続的な開発目標(SDGs)の考え方の活用」、「環境・経済・社会の総合的向上に向けた取組」、「本市における地域循環共生圏の創造」を掲げている。

目指す将来像を達成するための施策としては、「環境と経済の好循環」、「魅力ある地域づくり」、「持続可能な暮らしへの転換」という環境以外のさまざまな分野横断的な施策が位置付けられるとともに、環境分野においては、「協働・継承」、「気候変動」、「循環型社会」、「自然環境」、「生活環境」の分野ごとに施策を展開することとしている。

⑩第2次盛岡市緑の基本計画(公園みどり課:令和3年3月)

※計画期間:令和3~12年度

都市公園の整備や公共施設の緑化をはじめ、民有地の緑化や緑化意識の高揚などのソフト施策を含めた総合的な計画であり、本市が進める「恵まれた自然と共に生き、互いにささえあう健康福祉都市」を、緑の政策面から推進していこうとするものである。

盛岡城跡公園(岩手公園)については、「盛岡の歴史に触れ合える緑地」とされ、盛岡らしい歴史と風土を感じられる景観を構成する緑地、岩手山を望む緑豊かな視点場として位置付けられている。

③盛岡市都市計画マスタープラン(都市計画課:令和3年7月第2回変更)

市町村の望ましい都市像をまちづくりの目標とし、住民参加のもとに策定される都市計画の基本方針となるもので、全体構想と全15地区の地域別構想により構成されている。

盛岡の財産である自然や歴史を維持あるいは活用することで次世代へ継承していくことを基調とした上で、都市の賑わいや活力を高め、人や環境にやさしいまちづくりを目指すものとしているもので、盛岡城跡が所在する地区については、官公庁等の建物の老朽化に伴う更新が必要となっており、歴史性や周辺の環境を生かしながら、都市の中心拠点としての再生を図ることや、盛岡城跡公園(岩手公園)の周辺地区では、歴史文化施設、街路や河川の整備などを通じ、風格と賑わいのある魅力的な都心の形成による、求心力のあるまちづくりを進めることが位置付けられている。

(4)盛岡市地域防災計画(危機管理防災課:令和4年11月)

災害対策基本法(昭和 36 年法律 223 号)の規定に基づき、盛岡市域に係る防災対策に関し、 防災関係機関の業務の大綱、処理すべき事務及び必要な体制を定めたものである。

史跡盛岡城跡(盛岡城跡公園)については、洪水・大規模な火災の際の指定緊急避難場所に指定されており、有効面積 47,040 平方メートルに対して 23,520 人の収容可能人数を見込んでいる。

⑤盛岡市国土強靭化地域計画(企画調整課:令和4年3月)

※計画期間:令和4~7年度

大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくり(以下「国土強靱化」という。)を総合的かつ計画的に推進するため、平成25年(2013)12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(平成25年法律第95号。以下「基本法」という。)に基づく計画として、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針となるもの。

計画では、「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」ごとに、盛岡市が実施している 関連事業の進捗状況や課題等を基に脆弱性評価を行い、その結果を踏まえ、リスクシナリオの回 避に向けて、主に市が取り組む必要がある施策を「対応方策」とし、史跡盛岡城跡に関連する施 策としては、「貴重な文化財や景観資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の 文化の衰退・損失」を防ぐため、石垣の維持・保全が位置付けられている。

(6)内丸地区将来ビジョン(企画調整課:令和4年3月)

盛岡市や岩手県の社会経済活動の中心である内丸地区において、建物群の老朽化や官公庁の一部移転、中心市街地の吸引力低下等が課題となっていることから、地区の活力を維持するとともに、まちの魅力や盛岡らしさを次世代に継承していくため、地区のあるべき将来像とその実現に向けた取組の方向性を取りまとめたもの。

VI 計画の大綱と基本方針

1 計画の大綱

盛岡城は、近世においては藩の統治と経済の拠点として機能し、明治に至り城郭は取り壊されたものの、城跡は近代的な公園となり、史跡として国の指定を受け、今では訪れる人々に憩いと安らぎ、そして往時を偲ばせる、貴重な空間となっている。周辺には行政や金融、商業などの都市機能が集積しており、四季を通じた祭り、伝統行事が行われている。

史跡そのものに対する市民の思い入れも深く、親しみを込めて「お城」と呼ぶ市民も多い。「V. 現状と課題」において述べたとおり、市は、全国に先駆ける形で、史跡である石垣の修復事業に昭和59年から継続して取り組み、文化財としての石垣を保全し、史跡の理解促進に努めてきた。また、平成23年には、盛岡藩の歴史やゆかりの品々を保存・管理するとともに紹介する施設として「もりおか歴史文化館」を史跡の隣接地に整備し、史跡と史資料に有機的なつながりを持たせながら、史跡の本質的価値の理解促進に努めてきている。令和3年からは、これまでの取組とその成果を踏まえ、史跡の本質的価値を理解してもらうため、かつて本丸に存在していた建物について、復元の根拠となる史資料の収集と調査に集中的に取り組んでいる。

振り返ってみると、藩政時代から現在に至り、盛岡の姿は大きく変貌したが、その中心にはいつも、盛岡城(お城)があった。盛岡城は盛岡市民のシンボルであり、心のよりどころであり、誇りである。幾多の人々が、盛岡城を築き、公園を開き、守り、そして活かしてきた時間の重みの上に立ち、盛岡城跡の持っている魅力や価値をさらに高め、次世代へ継承するため、史跡盛岡城跡保存活用計画の大綱を次のとおり掲げる。

- 1 盛岡城跡の価値を調査研究により深化させ、確実に保存し次世代へつないでいく。
- 2 風格と賑わいのある盛岡城跡を、歴史的な象徴性を高める拠点として活用する。
- 3 市民や観光客を惹きつける魅力的な歴史空間として、着実に整備を推進する。
- 4 地域総がかりで、盛岡城跡への理解と誇り・愛着を育む活動を持続的に展開する。

2 基本方針

(1)保存・管理の基本方針

- ア 盛岡城跡(史跡指定地とその周辺)の本質的価値を構成する石垣や堀、土塁のほか、地下の 遺構を適切に保存し、次世代に継承する。
- イ 史跡として積極的に整備活用を図る範囲と、遺構の保全を図りながら都市公園機能を維持する範囲、また、それらを包括した整備をおこなう範囲を明確にするとともに、今後想定される 現状変更等に関する方針を定め、厳密な運用を図る。
- ウ 史跡盛岡城跡の歴史的価値を深化させていくための調査研究に継続して取り組む。
- エ 史跡盛岡城跡の周辺(遠曲輪までの範囲)、城下町に関連した歴史資産の調査研究や保存に取り組む。
- オ 櫻山神社参道地区商店街の将来像については、地域との情報共有に努める。

(2)活用の基本方針

- ア 史跡盛岡城跡や盛岡城 (遠曲輪までの範囲)、城下町に関連した歴史遺産の価値を市民や観光 客、児童・生徒にわかりやすく伝えるとともに、その価値を理解できる環境の創出に努める。
- イ 中心市街地に位置する盛岡を代表する公園として、さらに商業・観光資源として、歴史的風 致とにぎわいの維持向上を図る。
- ウ 交流機会の拡大を図るイベントだけではなく、盛岡城や城下町に関連する講演会や現地説明 会等を開催するほか、市民参加型の調査を企画するなど、遺構の復元(再現)に向けた機運の 醸成を図るとともに、史・資料の情報提供と周知の機会を設けていく。

(3)整備の基本方針

- ア 盛岡城跡の本質的価値を構成する堀、石垣、土塁の保存と修復に取り組む。
- イ 城郭としての象徴性を高めるため、発掘調査や史・資料調査の成果に基づき、撤去・改変された石垣、虎口や枡形などの地形のほか、歴史的建造物の復元整備を推進する。
- ウ 歴史的建造物の復元等については、調査・研究を踏まえて検討を行い、実施可能なものから 計画的に進める。
- エ 明治期以来の歴史ある都市公園として長岡安平の設計原案を保全しながら、利用しやすい公園としての整備を推進する。
- オ 史跡内外からの眺望景観や石垣の保全を目的に、必要に応じて樹木の剪定・伐採をはじめ、 植栽の整備や維持管理のほか、堀跡(鶴ヶ池、亀ヶ池)の水質向上のために必要な措置を講ず る。
- カ 盛岡城跡の歴史的価値を損なうことのない範囲で、都市公園・観光拠点としての機能強化を 推進するため、来訪者への情報提供や管理の拠点の充実や、解説機能の強化、トイレ等の便益 施設等の整備を推進する。

(4) 保存・活用・整備の推進及びその体制の基本方針

- ア 保存整備と日常の維持管理、調査研究等を着実に推進するための組織体制を整備する。
- イ 保存・活用・整備に係る各種事業の実施状況や成果等について、文化庁や岩手県教育委員会 と情報共有を図るとともに、盛岡市文化財保護審議会、盛岡城跡整備委員会等の意見を尊重し、 課題の把握と解決に努める。
- ウ 市関係部局との緊密な連携のもと、各種事業の推進を図るものとする。
- エ 指定管理者による維持管理について、遺構や事物に即した適切な管理方法、内容を指導・助言する。
- オ 公益財団法人盛岡観光コンベンション協会、ボランティアガイド等市民団体と連携した情報 の発信を図るとともに、文化財の保存と活用・維持管理等を協働で実施できる体制整備、人材 育成に努める。
- カ 社会情勢等を踏まえ、必要に応じて計画や事業内容を見直す等の対応を行うものとする。

Ⅲ 保存管理

1 基本的な方向性

(1)保存・管理の方向性

盛岡城跡は近世城郭としての歴史性を基本に、近代以降も盛岡の都市的変遷に伴い様々な要素を加え、盛岡市の歴史文化の象徴的存在となってきた。盛岡城跡の保存管理では、これを盛岡城跡の特徴と捉え、各種調査の推進とその成果に基づきつつ、本質的価値である近世城郭盛岡城跡の遺構の保存を第一義としながら、近代以降に加えられた要素との調整を図ることを基本的な方向性としていく。

(2) 現状変更等に関する方向性

- ア 史跡盛岡城跡の第1種~第4種地区(91頁第22図参照)の構成要素(遺構の内容と史跡の現状) を考慮し、それに相応しい保存管理区分を設定する。
- イ 史跡内の住民・関係者をはじめ、広く市民の理解と協力を得ながら、取扱方針を定める。
- ウ 保存管理の基本的な考えをもとに、現状変更に対応できる取扱方針を定める。

2 保存管理の方法

(1) 地区ごとの保存管理方法

【第1種地区の保存管理方法】

- ・発掘調査により確認された遺構の保存を図るとともに、石垣カルテを作成するなど、定期的な観察や調査により現況を把握した上で、必要に応じた復元・修理等を実施する。
- ・遺構の保存に影響のある樹木、植物については、伐採等の措置をとる。
- ・公園の維持管理・便益に供する施設の修繕等については、遺構等の保存を前提とし、歴史的な景 観への影響を最小限度に留めるための調整を図る。
- ・遺構の保存に影響を及ぼす既存の工作物等については、移設や撤去の措置を講ずるものとし、史 跡の保全に努める。
- ・発掘調査により盛岡城に関連する遺構が確認された場合は、埋戻しにより保存を図る。
- ・園路の管理は、安全性を確保するため、必要に応じてごみや落葉等を除去する。また、園路側溝 に溜まった土砂等についても適宣除去する。
- ・維持管理等により発生した廃棄物、土砂等については、史跡の外に搬出する。

【第2種地区の保存管理方法】

- ・発掘調査により確認された遺構の保存を図るとともに、石垣カルテを作成するなど、定期的な観察や調査により現況を把握した上で、必要に応じた復元・修理等を実施する。
- ・現存する堀(亀ヶ池・鶴ヶ池)については法面の現状維持を図るとともに、水質浄化を推進する。
- ・現存する土塁の地形を保存する。

- ・植生の管理は、安全性の確保や風致の維持、眺望確保を目的として、適宣実施する。
- ・遺構の保存に影響のある樹木、植物については、伐採等の措置をとる。
- ・公園の維持管理・便益に供する施設の修繕等については、遺構等の保存を前提とし、歴史的な景 観への影響を最小限度に留めるための調整を図る。
- ・遺構の保存に影響を及ぼす既存の工作物等については、移設や撤去の措置を講ずるものとし、史 跡の保全に努める。
- ・発掘調査により盛岡城に関連する遺構が確認された場合は、埋戻しにより保存を図る。
- ・園路の管理は、安全性を確保するため、必要に応じてごみや落葉等を除去する。また、園路側溝 に溜まった土砂等についても適宜除去すること。
- ・維持管理等により発生した廃棄物、土砂等については、史跡の外に搬出する。

【第3種地区の保存管理方法】

- ・現存する城郭の地形について保存を図る。
- ・植生の管理は、安全性の確保や風致の維持、眺望確保を目的として、適宣実施する。
- ・公園の維持管理・便益に供する施設の修繕等については、遺構等の保存を前提とし、歴史的な景 観への影響を最小限度に留めるための調整を図る。
- ・遺構の保存に影響を及ぼす既存の工作物等については、移設や撤去の措置を講ずるものとし、史 跡の保全に努める。
- ・発掘調査により盛岡城に関連する遺構が確認された場合は保存を図る。
- ・園路の管理は、安全性を確保するため、必要に応じてごみや落葉等を除去する。また、園路側溝 に溜まった土砂等についても適宣除去すること。
- ・維持管理等により発生した廃棄物、土砂等については、史跡の外に搬出する。
- ・既存の宗教施設や公園施設については、それぞれの管理者が必要な維持管理を行うものとし、施 設の改修等に当たっては、遺構の保存と景観に配慮することを条件に、現状変更を許可するもの とする。

【第4種地区の保存管理方法】

- ・道路(都市計画道路)や既設の埋設管等については、それぞれの管理者が必要な維持管理を行う ものとする。
- ・櫻山神社参道地区内の既存建物の維持等については、地元関係者等との協議や史跡周辺地区の全 体像を踏まえて計画するものとする。

(2) 遺構・植生の保存管理方法

①石 垣

石垣の現状や構造等を把握するため、修築履歴や発掘調査成果等の研究・分析を行うとともに、 石垣の変状が見受けられる地点における状況を把握するため、石垣変位調査を継続的に実施する。 なお、石垣カルテの作成が石垣総面積の6パーセントに留まっていることから、石垣のモニタリ ングや安定度解析のため基礎データとして、速やかに石垣カルテの作成に取り組むものとする。 また、日常観察や台風などの自然災害が発生した際に行う点検とともに、平成11年度から実施し ている石垣変位調査の観測成果に基づき、変形の前兆を把握し、危険度の高い石垣から順に、修理の際に基準となる現況図を作成するとともに、崩落等の可能性が高いと判断された場合は、最小限度の修理を行うものとする。

なお、危険度を検討した結果、直ちに解体修復の必要が生じない場合については、石垣面をネット等で保護する等の措置を講ずるなど、構築当時の石垣の歴史性が保たれるよう留意する。

石垣面に生育する樹木は撤去するとともに、石垣上に生育する樹木を定期的な剪定等により樹勢を抑制する等の措置を講ずるものとする。

②堀(鶴ヶ池・亀ヶ池)

史跡盛岡城跡の内堀、岩手公園における鶴ヶ池・亀ヶ池として重要な構成要素である。

日常の巡視・観察を行い、地形のき損や倒木等が確認された場合は、見学者の安全確保について 速やかに対応することとし、被害の拡大を防止するものとする。

なお、地震や台風などの自然災害が発生した際には、重点的な観察・確認を行うものとする。

また、水質の保全を図るため、適宜、落ち葉等堆積物の除去を行うとともに、中津川から取り込んでいる水量の確保を検討するなど、水質の改善を図りながら現在の利用形態を継続していくものとする。

③土 塁

土塁の保存管理については、原形をとどめている箇所のほか、土塁上部が削られているものの、 旧来の地形が残存している箇所については、地形の改変を避けるものとする。

また、周囲に植栽された樹木が腐朽や自然災害等により倒れる危険性があるため、適宣伐採等の措置を施し倒木による破損を防ぐものとする。

4 植 生

植生の管理については、平成28年度に策定した「史跡盛岡城跡植栽管理基本計画」に基づき実施するものとする。

(1) 植生管理の基本方針(「史跡盛岡城跡植栽管理基本計画」から)

①基本方針

- ア 史跡や都市公園として安全で親しまれ、利用される緑地帯の空間を整える。
- イ 盛岡城跡の石垣や遺構の保全と文化財を活かした利活用を図り、次世代を見越した植 栽管理計画とする。
- ウ 文化財と歴史的景観を優先しながらも、中心市街地を結ぶ貴重な緑地帯としての都市 景観や都市防災、さらには利活用等に考慮し、都市公園機能を強化する。
- エ 植栽管理により盛岡城跡の規模や構造が知ることができるよう石垣の顕在化を図り、 往時の植生を復元しながら城内から藩主や藩士が望むことができた景色や城外域から見 た盛岡城の修景と景観を再生する。
- オ 植栽管理により、盛岡城跡の規模や構造が理解できるようにし、市民生活に城跡の存在感を高める。

- カ 歴史性や気候風土に適した江戸時代から生育する樹木、大木、標本木・副標本木、生 育数の少ない樹木、記念植栽木、搬入された樹木の適切な管理を行うとともに、歴史的 経過を踏まえた特色ある地区ごとの植栽配置とする。
- キ 植栽管理基本計画で定める事項の実施については、今後第2期整備終了予定の令和24 年度までを目途として計画するものとし、市民生活に融和して理解を得て、たえず見直 しを図りながら実施するものとする。

②植生管理の方針

植生の管理については、日常的な維持管理行為の主要な事項であることから、具体的な 管理項目やその方法について示す。

藩政時代に植栽された樹木については、明治7年(1874)3月に1,276坪をはじめとする 建物とともに、松864本、欅45本、栗6本、雑木58本が払い下げられている。

また、明治24年(1891)には (杉)833本、松74本、御用ノ松74本、栗15本、胡桃44本、桜46本、雑木2本、欅46本、合計1,304本(ほか86本は朽木)が売却されたことからほとんど残存していないが、樹径等から三ノ丸東部及び淡路丸西側のエドヒガンが藩政時代から生育する樹木の可能性が指摘されている。しかし年輪調査を行っていないことから正確な樹齢は不明である(樹種の表記は原文のまま)。

明治期の公園整備の際に植栽されたウメ・サクラについては、盛岡に春の訪れを知らせるとともに、市民の憩いの場としての役割を果たしている。特に、淡路丸のサクラや淡路丸下南東部のウメについては、一部で明治期に植栽されたものが残っており、当時の公園整備状況を知ることができる。

植栽については、公園来園者に緑陰を提供するという意味においても必要不可欠なものであるが、一方で樹木の根が石垣に悪影響を与えているものや腐朽により倒木の恐れのあるものもみられる。

石垣面に生育している樹木については、必要に応じて石垣保存の措置として伐採を進めるものとする。

なお、石垣に近接する樹木であっても石垣に悪影響を与えないと判断される樹木については、今後の整備に支障のないものに限り、石垣修復工事の際に防根シートを施工するなどして残すこととする。

また、石垣面より3m以内の範囲については、原則として植栽を行わないこととする等、 将来にわたって樹木の根が石垣に悪影響を及ぼさないような措置を講じるものとする。

③植生管理の項目と方法

ア 歴史的価値を構成する樹木の保護育成

現存する樹木のうち、次に該当する樹木については、積極的に保全を図るものとする。 ただし、遺構の保存に悪影響を及ぼす恐れがある場合、または公園の安全性を脅かす 場合については、伐採も含めた対策を検討する。

- ・近世から生育することが推定される古木=エドヒガン(二ノ丸・三ノ丸)
- ・明治期の公園整備の際に植樹された樹木=サクラ (淡路丸)、ウメ (淡路丸下東側)、 モミジ (本丸・二ノ丸)

保護の対象樹木は、過度な落ち葉かき等により、根系が露出しないことに配慮する。

すでに根系が露出している樹木については、根系周辺の腐植層を確保するとともに、根 元を踏み固めない等の対策を講じる。専門家による定期的な診断を行い、適切な措置を講 じる。

イ 遺構の保存や顕在化に影響を及ぼす植物の管理

(ア) 石垣の保護

石垣において樹木が生育すると、根系の侵入による石積みの孕み、倒木に伴う石垣の き損に繋がる恐れがあるため、早期に対策を講じる必要がある。

- a 石垣に生育する樹木については、その影響を回避するために伐採を検討する。
- b 根系の除去が遺構の保存に悪影響を及ぼす場合については、根系が枯死・腐朽した 後に除去を行うものとし、除去後に適切な処置を施すものとする。
- c 石垣面に生育する低木や草本類については、定期的に刈り取りを行う。
- (イ) 土塁・堀跡等法面の洗掘防止

史跡地内の土塁・堀跡等の法面については、踏圧等により裸地が発生しており、表土 の流亡や樹木根系への悪影響が懸念されるため、対策を講じるものとする。

- a 発生した裸地については、立ち入りを制限する等の対策を講じるとともに、腐植土 や木材チップを敷く等して、洗掘の防止、植生の回復に努める。
- **b** 既に小規模な流路が形成されている箇所については、上記の措置のほか必要に応じて土木的な整備についても検討するものとする。

ウ 危険を及ぼす可能性のある樹木の抽出と保存・伐採の選定

史跡地内には多くの樹木が生育しており、一部では傾斜地にも生育している。傾斜地の下部には園路や広場等があることから、倒木や落枝等を未然に防ぎ、安全性の確保に 努める必要がある。

- a 傾斜地に生育する樹木のうち、根系が浅く倒木の可能性が高いものについては伐採を 行う。
- **b** 幹や枝が枯損した樹木については、枝おろしまたは伐採を行う。枝おろしは切断面 から樹木に腐朽が入らないよう適切な措置を講じるものとする。
- c 落下の危険性の高い横枝は、適宣枝おろしを実施するものとする。
- d 倒木が確認された場合には速やかに搬出する。

エ 史跡の風致を維持するための植物の管理

(ア) 植栽樹木の管理

史跡地内には公園緑地として多くの植栽が施されており、これらの植物の維持管理についても引き続き実施する。

- a サクラ等植栽樹木の追肥、病害虫駆除等は、必要に応じて適宣実施するものと する。
- b 植栽樹木が繁茂し、見通しが悪くならないように剪定、刈り込みを適宣実施するものとする。
- (イ) 刈取り除草

史跡地内には芝のほか、低木や雑草が多く生育している。これらの繁茂は公園・史跡 としての修景が損なわれる一因となるので、積極的に管理を行う必要がある。

a 雑草の繁茂を抑制し、草丈を可能な限り低く維持するために、刈取りを適宣実施するものとする。

- b 刈草等は、公園・史跡地の修景の保護の観点から、史跡外に搬出することを原則と する。
- (ウ) 落ち葉等の清掃

落ち葉が散乱し、吹き溜まることは、場所によっては修景を損なうことに繋がる。 また、落葉が堀(鶴ヶ池・亀ヶ池)に堆積することにより水質の低下を招く一因となっていることから、必要に応じて清掃を行う必要がある。

- a 落葉の清掃は、平場を中心に、堀(鶴ヶ池・亀ヶ池)内においても実施するものと する。
- b 落ち葉などは、公園・史跡地の修景の保護の観点から史跡外に搬出することを原則 とする。

オ 盛岡城跡内外からの眺望確保のための植物の管理

樹木をはじめとする植物が繁茂し、史跡の立地や歴史性を理解する上で重要な眺望を 阻害しているため、その確保のために管理をおこなう必要がある。これら樹木の伐採、 剪定については、別途整備計画を定めた上で実施するものとする。

カ 修景のための新たな植栽修景のための新たな植栽

史跡地内の修景向上及び史跡整備上必要と判断された場合は、修景等のための植栽を施すものとする。これら植栽については、別途整備計画を定めた上で実施するものとする。植栽の維持管理、剪定・伐採については保存管理計画を踏まえ、以下を基本方針として行うものとする。

- (ア) 遺構の保全や、将来的な遺構復元整備等に支障となる樹木については、必要に応じて 伐採または除去するものとする。
- (4) 石垣より生育している樹木については、抜根による影響を調査・検討した上で除去する。
- (ウ) 石垣の際に存在し樹根が石垣を傷めているものについては、樹冠上部を伐採し石垣の 解体修理と併せて樹根の除去を行う。
- (エ) 石垣面に生育する低木や草本類については、定期的に剪定を行う。
- (オ) 盛岡城跡の歴史的修景を構成する淡路丸や三ノ丸のサクラ、鍛冶屋門周辺地区のウメ、 本丸及び淡路丸、二ノ丸、三ノ丸のモミジ等、その場のあり方として相応しい樹木や市 民の活動等において活用がなされている樹木については、遺構の保全や将来の史跡整備 の支障とならない限り、適宜保全を図るものとする。
- (カ) 遺構の復元整備を行う上で障害となる樹木のうち、保全すべき古木・貴重木等は移植を行う。
- (キ) 傾斜地に生育する樹木のうち、根系が浅く倒木の可能性が高いものについては、必要 に応じて伐採を行う。
- (ク) 幹や枝が枯損した樹木については、枝おろしまたは伐採を行う。

(3) 史跡盛岡城跡周辺における諸要素の保存方針

史跡盛岡城跡及び内曲輪内でありながら史跡指定地外となっている範囲とともに、盛岡城の遠曲輪(総構え)までの範囲における埋蔵文化財包蔵地のうち、盛岡城及び城下町に関連する遺構のほか、盛岡城の築城や修築に関連する遺構、南部氏の菩提寺や墓所に関連する遺構に加え、城郭の一部として機能した河川やその痕跡が存在する範囲については、可能な限り現状の保全を図るとともに、開発行為等により失われる可能性がある場合は事前に必要な調査を実施し、記録保存等の措置を講ずるものとする。

なお、調査等の結果、重要な遺構が発見された場合については、その保存措置を検討するものと する。

3 現状変更等の取扱基準

(1) 基本的事項

史跡指定地内において現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為を行う場合は、文化財保護法第125条の規定に基づき文化庁長官の許可が必要である。

なお、軽微な現状変更については、文化財保護法施行令第5条第4項の規定に基づき、盛岡市教育委員会事務局歴史文化課(文化財・史跡担当)が事務を行う。

史跡盛岡城跡地内の大半は市有地となっているが、史跡の北側には櫻山神社境内地や民有地も所在している。

このことを踏まえ、本質的価値を構成する城郭遺構に対して影響を与える行為については認めないことを前提とし、史跡の保存に影響の無いものや、公園の維持管理・活用のための行為及び防災 その他公益上必要な行為に限り、現状変更の許可申請の対象とする。

(2) 現状変更等の取扱基準

史跡指定地内において現状変更を認める行為の基準については、文化財保護法及び文化財保護法 施行令に示されている。

ア 現状変更が認められない行為

- ①史跡の適切な保存管理のために定めた本計画の基準に反する場合
- ②史跡の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合
- ③史跡の景観を阻害又は価値を著しく減じると認められる場合

イ 現状変更許可の申請を要する行為

- ①造成(土地の掘削、盛土、切土)や水面埋め立て等の地形の改変
- ②道路の新設、改築及び修繕
- ③建築物※の新築、増築、改築、移転又は除却
- ④工作物の新設、改修、修繕、移設又は除却
- ⑤公園施設の新設、改修及び修繕

- ⑥地下埋設物の新設、改修及び修繕
- ⑦樹木の植栽、伐採
- ⑧発掘調査等各種学術調査、保存管理及び整備活用に必要な行為
- ⑨その他史跡に影響を及ぼす行為

以上の現状変更は、史跡の価値を充分に踏まえた上で検討し、実施しなければならない。

また、原因者は盛岡市教育委員会、岩手県教育委員会、文化庁との協議を行った上で、許可を受けなければならない。

地下掘削を伴う現状変更に関しては、事前の発掘調査等を実施し、重要な遺構が確認された場合は、設計変更等について協議を行うものとする。さらに、史跡・公園整備等の大規模な現状変更に関しては、学術調査等の結果を踏まえた上で、岩手県教育委員会や文化庁の指導を受け、有識者等で構成する史跡整備委員会等で計画の検討を行うものとする。

※[建築物に関する語句の定義]

- ・建築とは、建築物を新築し、増築、改築、または移転することをいう(建築基準法第 2条13号)。
- ・新築とは、新たに建物を建築するもので、増築、改築又は移転に該当しない建築をいう。
- ・増築とは、既存の建築物の床面積を増加させることをいい、以下のいずれにも該当するものをいう。
 - i) 既存の建築と同一敷地内であること。
 - ii) 既存の建築と用途が不可分であること。
- ・改築とは、建築物の全部又は一部を除去し、用途、規模及び構造の著しく異ならない ものを造ることをいう。
- ・移転とは、同一敷地内で建築物を解体しないで別の場所に移すことをいう。

ウ 許可を要しない行為

文化財保護法第 125条の「現状変更については、維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りではない」とある。当条文に基づき、以下の行為については許可を要しないものとする。

◆史跡の維持のために必要な措置

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則(昭和 26年文化財保護委員会規則第10号)第4条に規定される「維持の措置」の範囲

- i) 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく指定当時の 現状に復するとき
- ii) 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、き損・衰亡の拡大を防止するための応急措置 をするとき
- iii) 史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ当該部分の復旧が明らかに不可能な場合において、当該部分を除去するとき

◆非常災害等のために必要な応急的措置

i) 災害が発生、またはその発生が明らかに予測される緊迫の事態において執られる緊急的な措置

(主な事例)

- ・破損した建物及び工作物等の除却
- ・事故で破損した交通安全施設等を緊急的対応として取り替える場合
- ・地下埋設管の破裂等による緊急的措置

◆日常的な維持管理の行為

i) 道路・水路・建築物・工作物等の形状・色彩等を変えない行為

(主な事例)

- 舗装等の簡易な維持管理行為
- ・堀(池)・水路・側溝等における通常の維持管理行為
- ・建築物・工作物等の損壊を復旧するまでの間に応急的に行われる措置(土地の形状変更・掘削を伴わないもの)
- ・土手及び法面の維持管理行為、清掃
- ii) 植生の日常的な手入れ(枯損木・倒木処理・支障枝剪定、草刈など)
- iii) 保存に及ぼす影響が軽微である行為

(主な事例)

- ・公園使用許可を得ていない一時的不法占用物件の撤去
- ・危険木の伐採(抜根を伴わない)、植物(花き)の植替え(上記の場合でも、景観に及ぼす 伐採については許可が必要)

エ 市による現状変更の許可が必要な行為

文化財保護法第 125条による現状変更申請が必要な行為のうち、次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、文化財保護法施行令第5条第4項に基づき、現状変更の許可及びその取り消し並びに停止命令を盛岡市が行う。なお、現状変更の申請先は盛岡市とする。

- ①小規模建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。)で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築②小規模建築物の新築、増築又は改築(増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であつて、指定に係る地域の面積が百五十へクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの
- ③工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。)の設置若しくは改修(改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)
- ④法第百十五条第一項(法第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。) に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
- ⑤電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
- ⑥建築物等の除却(建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。)
- ⑦木竹の伐採
- ⑧史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

オ 文化庁による現状変更の許可が必要な行為

現状変更申請が必要な行為のうち、ウ及びエを除く全ての現状変更は、文化庁長官による現状変更の許可が必要となる。

(3) 地区ごとの保存管理・現状変更等許可基準

「(2) 現状変更等の取扱基準」で示した現状変更の内容ごとの取扱いは以下のとおりとし、地区毎の取扱基準は 144・ 145頁表31に掲載した。史跡地内には、道路等の公益上必要な施設や、土地・施設の管理上必要な工作物、埋設物等が存在する。また、史跡の利活用に有効な園路や便益施設も所在する。このため、これらの機能の維持についても配慮し、遺構の損傷や景観への影響がないよう、文化財としての価値の保存を前提として現状変更を取り扱うものとする。

ア 地形の改変

遺構復元等を目的とした史跡整備等のための地形変更を除き、土手の削剥や水面の埋め立てなどの大幅な変更は認めないものとし、協議によりその可否を判断する。

イ 道路の新設、改築及び修繕

公共・公益上必要な道路の維持を図るための改築・修繕については、遺構に影響のないよう計画した上で、文化財としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合について現状変更を許可するものとする。

ウ 建築物の新築、増築、改築、移転又は除却

建築物の新築・改築等については、史跡の歴史性を理解するための復元整備や、史跡及び公園の機能を維持・管理するための施設等を除き、原則として認めないものとする。

なお、第3種地区については、既存宗教施設の機能を維持するための改築や除却等について、 遺構の保存と歴史的景観に配慮することを前提とした上で、現状変更を許可するものとする。

第4種地区における建築物の改築については、将来的に許可基準(建築等が可能な範囲・規模、 建築意匠等)を定めた上で、地下遺構及び遺構面の保存を条件に現状変更の可否を判断するもの とする。

また、既存建築物等の改修・修繕等、建築物の維持のために必要な措置については、行為の内容や必要性に応じて判断するものとする。

エ 工作物の新設、改修、修繕、移設又は除却

防災上、または土地や施設の管理に必要な工作物のほか、文学碑・顕彰碑・遊具等の既存工作物の改修については、遺構に影響のないよう計画した上で、文化財としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合について現状変更を許可するものとする。

なお、工作物の新設及び移設にあたっては、遺構の保存状況やその必要性等に応じて判断する ものとする。

オ 史跡及び公園の利活用に関連する施設の新設、改修及び修繕

史跡・公園の利活用に関連する諸施設の維持に必要な施設の改修・修繕については、遺構に影響のないよう計画した上で、文化財としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合について現状変更を許可するものとする。

なお、施設の新設に当たっては、施設の内容や規模・意匠について、可能な限り史跡の景観に 配慮するとともに、遺構の保存状況やその必要性等に応じて判断する。

また、史跡の理解につながる歴史的建造物の復元(的)整備や遺構の整備、説明板の設置等については、必要性とともに真実性を十分に検証した上で、地下遺構に影響がないよう計画するものとする。

カ 地下埋設物の新設、改修及び修繕

公共・公益上必要な施設の維持のための改修・修繕については、遺構に影響のないよう計画した上で現状変更を許可するものとする。

なお、新設に当たってはその必要性等に応じ、遺構の保存状況やその必要性等に応じて判断する。

キ 樹木の植栽、伐採

史跡の保存整備上必要な修景や表示等のための植栽については、地下遺構の保存を図った上で、その必要性等に応じて判断するものとする。

伐採については、既存木の枯損や腐朽のほか、城郭遺構の保存に影響がある場合、また、公園整備上支障となる場合等、その必要性に応じて判断するものとする。ただし、抜根については、 地下遺構の保存状況を勘案し判断する。

ク 発掘調査及び保存整備等

遺構の保存や現状把握に関わる調査は、その目的を明確にした上で、適切な範囲で行う場合について認めるものとする。学術的調査成果に基づく保存修理、整備をおこなう場合については、その方法等を充分に検討した上で現状変更を許可するものとする。

表31 史跡指定地内の現状変更等許可基準

	対 象	地区	第1種地区	第2種地区
	保存管理基準		史跡整備及び安全管理上必要なもので、史跡の本質的価値及び景観に影響を及ぼさない範囲外の現状変更は認めない。 ただし、既存の工作物及び公園施設の修繕及び樹木等伐採については、協議の上現状変更の可否を判断する。	史跡整備及び安全管理上必要なもので、史跡の本質的価値及び景観に影響を及ぼさない範囲外の現状変更は認めない。なお、公園の維持管理に必要な施設の新設及び改築については、遺構の保存と歴史的景観に配慮することを前提とした上で、現状変更を許可するものとする。
	地形の改変		Δ	Δ
)\{\rangle}	新 設	×	×
	道路	改築・修繕	_	
現	建築物	新築・増築 改築	×	×
		改修・修繕	_	_
状変	丁 //= \\-	新 設	×	×
更	工作物	改修・修繕	Δ	0
0	公園施設	新設・改築	Δ	Δ
内 容		改修・修繕	Δ	0
	地下埋設物	新 設	Δ	Δ
		改修・修繕	Δ	0
	樹木の植栽・伐採		Δ	Δ
	発掘調査・保存整備 (復元・遺構表示・石垣修復)		0	日うる行為について認めないもの

[※]現状変更の適用にあたっては、原則として遺構に対して影響を与える行為について認めないものとする。また、工事の施工等にあたっては、遺構の保護を前提とする。

第3種地区	第4種地区	備考		
史跡整備及び安全管理上必要なもので、史跡の本質的価値及び景観に影響を及ぼさない範囲での公園管理施設の新設・改修以外は認めない。なお、既存の宗教施設や公園施設の改修については、遺構の保存と歴史的景観に配慮することを前提とした上で、現状変更を許可するものとする。	史跡整備・活用についての現状変更のほか、 遺構に影響を及ぼさない範囲での植栽、地形 を改変しない範囲での工作物及び公園施設の 新設について現状変更を許可するものとする。 また、既存の店舗・住宅等における内外装の 改修、工作物及び公園施設、地下埋設物の修 繕等について現状変更を許可するものとする。 なお、店舗等の改築については、今後、諸課 題に取り組みつつ、将来的に許可基準(建築 等が可能な範囲・規模、建築意匠等)を定め た上で、地下遺構及び遺構面の保存を条件に 現状変更の可否を判断するものとする。 既存道路(都市計画道路)については、現状 維持を図るための修繕等について、現状変更 を許可するものとする。	店舗等の改築許可基準の詳細については今後地元関係者等と協議する。		
Δ	Δ	史跡整備、石垣修理に伴うものに 限る		
×	×			
	0			
×	×	対象:住居・店舗・宗教施設		
0	0			
Δ	Δ	対象:文学碑・顕彰碑・記念碑・ 遊戯施設・擁壁・噴水及び小規模 建築物等に附随する門・塀・既設		
0	0	道路に附帯する電柱・道路標識・信号機・ガードレール・案内板		
Δ	Δ	対象:園路・側溝・給排水・照明 灯・電気・防犯・安全設備・管理 棟・休憩施設(四阿・ベンチ等)・		
0	0	「傑・怀思旭版(四阿・ハンテ等)・ トイレ・水飲み・ガイダンス施設 等		
Δ	Δ			
0	0			
Δ	Δ	植栽の整備については、整備構想 策定時に検討		
0	0			

凡例 ⇒ ○:原則として発掘調査を実施した上での現状変更は認める。

ただし、調査で重要な遺構が発見された場合は認めない場合もある。

△:現状変更の内容によりその可否を判断する。

×:現状変更を認めない。

4 追加指定の方針

史跡指定地については、内曲輪の大部分が範囲となっているが、内曲輪内にありながら史跡指定 範囲外となっている西側の内堀に相当する(史跡範囲西側)旧北上川河道までの範囲、史跡南側 (米内蔵南側)の内堀までの範囲について、追加指定に必要な条件整備(資料調査等)を行うもの とする。その他、盛岡城(総構)の範囲内において、重要な遺構(遺物)が発見された場合や、そ の周辺で盛岡城の築城や修築に関連する遺構等が発見された場合のほか、南部家墓所をはじめとす る近世大名の習俗等を知る上で重要な歴史遺産等について、今後の発掘調査や史・資料調査の結果 により、史跡盛岡城跡の本質的価値を構成する要素であることが学術的に確認された場合について は、その保存を前提に、追加指定等を視野に入れた検討・協議を行う。

5 土地公有化の方針

史跡指定地の大半は、昭和9年(1934) 12月1日付けで岩手県より岩手公園の管理について移管を受けた盛岡市が南部家から用地を買収しており、既に市有地となっているが、下曲輪地区については市有地、櫻山神社所有地、民有地が混在している。よって、当該地区については、営業者・居住者・地権者との協議を踏まえ、史跡を適切に保存・整備・活用を行うための公有化について、今後のまちづくりの方向性を踏まえて検討するものとする。

また、追加指定を図る地域については、史跡の整備や管理上の必要性、地権者の財産権の保護の観点などから、地権者の理解のもと、必要に応じて公有化を図るものとする。



第32図 追加指定の条件整備を行う範囲

Ⅷ 活用の方向性と方法

1 方向性

(1)調査・研究成果の公開

盛岡城跡や城下町に関連する各種調査成果を随時公表するとともに、史跡盛岡城跡の価値を市 民や観光客が学び、体感することができるよう、各種事業を通して積極的な公開を図る。

(2) 学校教育・社会教育・生涯学習の場としての活用

盛岡城跡の歴史的・文化的価値について理解を深めるとともに、盛岡の歴史や盛岡城跡を中心 とした「まち」全体を学び、考えることのできる場として活用する。

(3) 都市公園としての活用

中心市街地に所在する都市公園として、市民が緑に親しむことができる「憩いの場」として、 環境や景観に配慮した整備を行い、多くの人々が盛岡市独自の景観や緑への親しみを持つことが できる場として活用する。

(4)地域振興・文化的観光資源としての活用

地域づくりの場、歴史を学ぶ場として活用するとともに、まちなか観光の中心的存在として、地域の商業・物産、観光資源を生かす場として積極的に活用する。

2 活用の方法

(1)調査・研究成果の公開

史跡に隣接し、指定管理者が企画・運営するもりおか歴史文化館は、盛岡城跡に関連する史・ 資料を展示・収蔵しており、常設展示において盛岡城や城下町の歴史、構造、歴代藩主であった 南部家に関する文物等を紹介している。また、企画展示会等では藩政時代の史・資料を紹介する など、時世に適した史・資料の公開を行っており、今後とも盛岡城跡に関連した各種資料の保存 と公開拠点として、機能をより充実させるためのソフト事業等の展開に取り組むものとする。

発掘調査成果については、現地において市民向けの説明会を実施するほか、発掘調査資料を展示・収蔵している盛岡市遺跡の学び館において、調査成果の報告会を開催するなど、盛岡城跡に関する理解や関心を高める機会を継続するものとする。

(2) 学校教育・社会教育・生涯学習の場としての活用

これまで取り組んでいる学校教育における校外学習や生涯学習の機会を提供する場として、盛岡城跡の活用を今後も継続するものとし、より一層、史跡の歴史的価値の理解を深化させていくため、蓄積された調査研究成果を踏まえながら、城郭遺構の復元(再現)や表示、解説サイン等の整備を推進させるほか、パンフレット等の解説資料や学校で活用できる教材等の作成に取り組

Ⅲ 活用の方向性と方法

むとともに、盛岡城跡を活用した学習機会が拡充されるよう、関係機関や民間の各種団体との連携を図るものとする。

(3)都市公園としての活用

現在の公園施設については、老朽化しているものや、歴史的景観を阻害しているものも見受けられることから、遺構の保存と歴史的景観への配慮を前提に、より多くの来訪者が安全かつ快適に利用できる施設等を整備する。このため、障がいの程度にかかわらず見学ができるよう、ユニバーサルデザインの採用による環境整備、音声や点字等による解説にも取り組むものとする。

また、盛岡城跡とその周辺に生育している樹木については、内外からの眺望景観を保全するために必要な伐採は行う。

なお、淡路丸のサクラや鍛冶屋門跡周辺のウメなど、その場の象徴となっている樹木については、保全のための維持・管理を行うなど、盛岡城跡ならではの景観に親しむことができるような 取組を推進する。

さらに、四季折々に花を咲かせる植物や樹木、生育する鳥類や昆虫等の観察会等といった公園 としての魅力を実感できるような利活用の取組も推進させていく。

(4) 地域振興・文化的観光資源としての活用

ホームページやSNS等を活用した情報発信に取り組み、史跡の基本的な情報、周辺の観光地や施設など、観光客にとって有益な情報提供に努めるものとする。

なお、提供する情報については、各種調査成果の蓄積や整備事業の進捗等を踏まえつつ、ニーズの分析等を行いながら、適宜、更新、拡充に取り組むものとする。

観光パンフレットや見学マップ等といった紙媒体や屋外に設置するサイン等による情報発信を行うほか、ボランティア等によるガイドの一層の充実を図るため育成を支援するものとする。また、来訪者の興味を引き、史跡の歴史的・文化的価値に対して理解や満足度が得られるよう、各種調査から得られた情報を積極的に活用するとともに、国際的な主要言語による多言語解説についても積極的に取り組むものとする。

さらに、多目的広場(台所)や櫻山神社参道地区周辺(下曲輪)、もりおか歴史文化館周辺において、地域の商業・物産、観光資源を生かしたイベントを支援する。



発掘調査現地説明会



史跡めぐり



石垣修復工事見学会



石曳体験イベント



お城博士栗原響大くんと学ぶ盛岡城探検隊!



盛岡さくらまつり



盛岡城跡公園ライトアップ事業



区 整備の方向性と方法

1 方向性

(1) 保存のための整備

盛岡城跡の適切な保存を図りながら、次世代に良好な状態で引き継ぐことが重要である。そのために史跡の本質的価値とともに盛岡城跡の歴史的経緯を示す価値が正しく認識される遺構や史資料等の調査と研究に基づき、文化庁、県教育委員会、盛岡城整備委員会、市文化財保護審議会など関係機関との協議、調整を経て計画的に進めるものとする。盛岡城跡は、盛岡藩庁としての機能と藩主南部家の居城、総じて近世城郭であることの史跡の本質的価値とともに、長岡安平の設計原案による近代公園としての価値も有していることから、それぞれの価値を示す範囲や要素に対し、適切に保存が図られるよう整備事業を進める。

特に、史跡盛岡城跡には多様な積み方がみられる石垣が指定地全体に良く残り、築城の変遷を辿ることのできる本質的価値の重要な要素である。一方、都市公園で市民の憩いの場となっていることから市民の安全性と快適性を確保する必要がある。石垣を適切に保存し、かつ安全性を確保するため、石垣変位調査や石垣カルテ等の各種調査に基づき、指定地全体の中でも優先的に修復を必要とする範囲については、順次整備を実施する。

(2) 活用のための整備

盛岡城跡や城下の歴史的環境を正しく認識するため、学校教育、社会教育、生涯学習の場で効果的に活用できる配慮した整備を進めるとともに、愛着のある日常管理や運営が行えるよう市民や団体の育成に努める。また、史跡や都市公園であるとともに盛岡市を代表する文化的観光資源であること、中心市街地における貴重なオープンスペースであって、洪水災害時の避難場所であることを踏まえ、市民の多様な利用を想定した整備を進める。特に盛岡市の個性である景観については、次世代に良好に引き継ぐことができるよう、城跡内外から周辺の眺望に配慮した整備を進めるものとする。

また、各種調査研究成果に基づき、史跡の理解促進や歴史的景観を向上させるための整備、快適な利用環境の向上を含む施設整備を計画的かつ適正に実施する。

(3) 第Ⅱ期整備計画の概要と整備計画

【全体計画】

盛岡城跡は昭和12年4月17日に国の史跡に指定された。史跡指定地内は櫻山神社参道地区の商店街や中ノ橋大通線の開通に伴う鶴ケ池・亀ケ池の一部埋め立てなどの課題を抱えながらも石垣、保存整備事業は、昭和57年9月、文化庁と盛岡市との協議において、①淡路丸南東部・南部、②本丸東部、③二ノ丸南東部、④三ノ丸北西部の石垣の変位が大きい順で修復を行うこととし、昭和59年度から国庫補助事業を受けて実施する方針としたことに始まる。

修復範囲は石垣総面積約1万平方メートルのうち、約5千平方メートルを対象とした。この石垣修復は実施に当たり、石垣修復技術の一般化に向けて、石垣修復マニュアルの作成と石垣崩壊のメカニズムの把握を目的とした。調査は、文化庁及び奈良国立文化財研究所の指導により行い、

全国の石垣修復のモデルケースとなった。この方針に基づき昭和59年度から平成2年度まで淡路丸の石垣修復を目的とした第1期整備、平成3年度から平成19年度まで本丸・二ノ丸の石垣修復を目的とした第2期整備を実施してきた。

平成25年度以降は、主に三ノ丸の石垣修復を目的として新たに第 I 期整備計画として取り組んでおり、三ノ丸の石垣修復については令和8年度に完了予定である。しかしながら、整備基本設計を策定したものの実施が見送りとなっている本新蔵地区や鶴ケ池・台所地区の整備、工事が中断している電線等地中化があり、さらに本丸や榊山稲荷曲輪の石垣の孕みや緩みなど新たな課題も生じている。

第Ⅰ期整備以後は、本丸・二ノ丸を対象とした第Ⅱ期整備計画を予定し、以降は長期整備計画としており、既に令和元年度から天守や本丸御殿の発掘調査を継続してきている。以上の整備計画は、文化庁、県教育委員会の指導を得て平成25年3月に『史跡盛岡城跡整備基本計画』として策定した。

【第Ⅱ期保存整備事業の目的と概要】

『史跡盛岡城跡整備基本計画』では第Ⅱ期整備の目的について、「第Ⅲ期計画では、「盛岡の象徴的なランドマークの再生」を目標に、建物復元をはじめとした主要遺構の整備を行うとともに、整備のための調査・研究を継続して取り組む」として内容を次のように定めている。

空間のための調査・切先を秘	祝して取り組む」として内谷を火のよりに正めている。
城郭遺構の復元整備等	i)本丸二階櫓の復元
	ii) 本丸南側石垣中央の石段撤去及び石垣の修理
	iii)二ノ丸大書院跡の地形復元
	iv) 廊下橋、百足橋の復元整備
	v)吹上門枡形の復元
	vi)本丸東辺・南辺、吹上門周辺の土塀復元
	vii)二ノ丸石土居の復元
	viii)鳩門枡形及び土塁の復元
	ix)米内蔵門枡形及び土塁の復元
	x)穴門虎口石垣の復元
	xi)石垣の修復
公園施設の整備・修復等	i)遺構整備に伴う園路の再整備
	ii)遺構整備に伴う曲輪内の樹木の伐採(二ノ丸大書院跡等)
	iii)遺構整備に伴う石碑等の移設

上記の計画の中で、本丸地区の城郭遺構の復元整備等に関わる整備項目は、i)ii)iv)vi)xi)。

二ノ丸に関してはiii)vii)x)xi)、本丸・二ノ丸以外の地区に関しては淡路丸のv)、下曲輪のviii)、本蔵地区のix)に区分し、当面は史跡内の全体計画を踏まえながら、第II 期整備計画のうち本丸地区の整備計画を基本設計において検討するものとする。

2 整備の方法

(1) 保存のための整備

ア 石垣の保全(管理と修復)

盛岡城跡の石垣は、昭和59年度から修復を行い、現在三ノ丸の石垣修復を進めているが、これ以外にも本丸や榊山稲荷曲輪など変状が確認できる石垣が確認できる。このことから目視による日常管理とともに石垣変位調査等の定期的な観測や、石垣カルテ等に基づいたモニタリングや安定性評価に基づき、孕みや緩みが認められる石垣については、主要動線であるかにかかわらず、危険度の総合的な評価を行う。

なお、可能な限りオリジナルの石垣や背面の遺構を残す必要性から、一部立ち入り禁止や養生を行いながら、動線と危険度によっては修復とともに範囲や方法を検討するものとする。

イ 地形の保全

鶴ヶ池・亀ヶ池と台所西側や史跡南辺部の法面において、高・中・低木の樹根による傾斜地 法面の損傷が認められる樹木については優先的に撤去を進める。また雨水等による洗堀の影響 が認められる範囲については地被植栽などの対策を講じ、新たな高〜低木の植栽は行わないこ ととする。

また、築城の状況と南部家の信仰を物語る烏帽子岩(櫻山神社所有)や鶴ヶ池畔の矢穴の残る転石などについても、崩落や剥落等の危険性が予見される場合には、必要な安全対策を講じるものとする。

ウ 堀跡の保全

雨水等の洗堀等により、法面の地形を保全するため、地被植栽などの整備を検討する。また、 巨木となり樹根が露出したり、腐朽菌によって幹内部が空洞となって倒木の危険がある樹木に ついては、日常管理において樹勢について注視するとともに、危険度によっては計画的に強剪 定や伐採等の措置を進めるものとする。

水質浄化を行うため、堀底に沈殿している汚泥や土砂の処理を行うとともに、水の供給源となっている中津川から供給される水量を増やすため、河川管理者と協議を行うとともに供給施設の改修・更新等に積極的に取り組む。

工 植栽整備

「史跡盛岡城跡植栽管理基本計画」に基づき、遺構の保存に影響を与えるもの、史跡内外の 眺望や景観に影響を与えるもの、枯損木などの危険木について剪定・伐採を推進し、都市公園 としての機能も維持するものとする。

なお、植栽整備に当たっては、地下の遺構や地表に現れている構築した遺構の保存上、必要な地被類、低木などで遺構に影響を与えない手法で整備するものとする。

(2) 活用のための整備方法

ア 遺構の復元展示 (歴史的建造物の復元等・再現を含む)・平面表示等の整備

保存管理地区区分に基づき、その具体的な内容については整備範囲における各種調査成果や整備目的を整理した上で判断し、来訪者が盛岡城跡の本質的価値の理解を深めるために歴史的建造物の復元・復元的整備(再現)、遺構の平面表示等の整備を進めるものとする。

なお、整備事業の推進に当たっては、史・資料調査や発掘調査等の成果に基づき、史実を検証・確認した上で行うものとする。

イ 歴史的建造物の復元(再現)等に関する検討

歴史的建造物の復元等は保存活用計画における重要な位置を占め、今後の史跡と周辺を取り 巻く活用のあり方において必要な項目である。特に第1種区域である本丸地区は、盛岡藩政の 機能を果たした二ノ丸での政務を取り仕切った中奥と藩主であった南部家の居住機能を集約し た地区であることから、整備の方向性として櫓等の本丸を構成した遺構の調査研究と整備を推 進していく地区として、『史跡盛岡城跡整備基本計画』に整備の方向性を定めている。このほか 史跡内においては内曲輪から本丸に至る登城ルートには主要な門が設けられているが、本丸、 淡路丸等の櫓とともに建造物の復元等に向けた史資料の収集を継続して行い、その実現の可能 性を検討する。

盛岡城跡内に唯一現存する建物として彦蔵がある。新たな歴史的建造物の復元は、これまで取り組んできた石垣修復のみならず、かつて存在した盛岡城の機能面の理解と自然景観と調和した歴史的景観の整備によって史跡のより深い理解のために行うものとする。新たな歴史的建造物は、基礎となる発掘調査や文献等の史資料の継続的な収集によって根拠を積み重ねて真実性の高い復元を目指すこととする。これにより復元された歴史的建造物に新たな価値付けが可能となり、市民に向けた盛岡城跡と復元した歴史的建造物の魅力の発信とともに史跡の周辺を含めた広域的な歴史性の認識と文化財保護に向けた継続的な市民との合意が可能となる。

ウ 歴史的建造物(二階櫓等)の復元及び再現に関する課題

盛岡城跡本丸の四隅は天守を含む櫓が存在した。このうち裏鬼門にあたる南西隅は二階櫓が存在した。盛岡城の主要な建物が明治7年(1874)に解体される以前に撮影された写真が一枚残されており、天守・本丸御殿とともに二階櫓が写されている。近年の歴史的建造物の復元に関する基準や建築基準法改正以降、全国の国指定史跡内では石垣上に木造による伝統工法での建造物復元(再現)は行われていないことからも新たな取組となる。

櫓台を含む石垣は、盛岡城跡の本質的価値を構成する主要な構成要素であることからも、石垣などの遺構の保全を前提とする。そのため建築物の構造や意匠、さらには材料だけではなく、建物を支持する基礎構造にも留意する。石垣の直上に十分な検証と検討を踏まえて建築された真実性の高い歴史的建造物は、史跡等の価値そのものではないものの、史跡全体の価値の理解に資する要素に位置付けられ、真実性が高ければ高いほど本質的価値を構成する要素に位置付けることが可能である。このことから史跡全体の保存・活用の推進に寄与するものである。

二階櫓を含む歴史的建造物復元の取組は、開始されたばかりであり、今後多様な課題が生じることが予想されるが、現段階での課題を以下に示す。

IX 整備の方向性と方法

- ① 古写真に写された西側以外の側面の構造や内部の構造・意匠の検討
- ② 二階櫓台の石垣に荷重をかけない法的・技術的な課題の検討
- ③ 二階櫓に連続する諸室や附櫓の規模・構造・使われ方の検討。
- ④ 本丸地区や復元建物の維持管理の組織、維持経費、活用のあり方の具体的な検討
- ⑤ 史跡や本丸地区の整備計画と本丸地区の基本設計の整合性
- ⑥ 史跡や史跡周辺を含めたサイン (誘導標識・案内板・説明板) 計画の検討
- ⑦ ガイダンス機能の強化
- ⑧ 史跡や公園の日常管理の検討
- ⑨ 愛護団体の育成
- ⑩ 建造物の活用に向けた関連法規の整理
- ① 主要動線の整備
- ② 本丸内外からの眺望確保のための樹木整理

エ 案内・解説に必要な施設の整備

盛岡城跡の総合的な案内を行う総合案内板、曲輪ごとや主要遺構の説明板、顕彰碑や文学碑等の説明板、誘導標識等の設置や再整備、既存説明板の更新や撤去・移設等を設置者との協議を経て行うものとする。

サインの設置に当たっては、雑多なサインが乱立することを防ぐため、統一したデザインと し、記載内容についても統一した基準により国際的な主要言語を記載するほか、タブレットや スマートフォン等のモバイル機器と連動し、画像や映像、解説などが閲覧できるシステム整備 も検討する。

オ 便益施設の整備

市民などの来訪者の憩いや交流の場として、来訪者が安心して見学できるような便益施設を整備する。

整備に当たっては、地下遺構などの盛岡城跡の本質的価値、景観に悪影響を与えないように配慮するものとし、老朽化している施設については更新・撤去・改修・改築・新設等を行う。

力 安全対策整備

来訪者の安全を確保するため、既存の転落防止柵や手すり等の更新を整備事業との整合性を 図りながら行う。

なお、素材や色調については歴史的景観や周辺環境に配慮したものとする。

キ バリアフリー・ユニバーサルデザイン

年齢や性別、障がいの程度、使用言語にかかわらず、多くの市民が盛岡城跡を訪れることができるよう、史跡の本質的価値や遺構の保存に配慮した上で、主要動線以外の一部斜路化や多目的トイレの整備、サインの多言語化やピクトグラムの採用など、バリアフリーやユニバーサルデザインについても検討する。

(3) 地区別の整備の方向性と整備内容

①第1種地区

i) 方向性

一回遊性・利便性との調整を図りつつ、史跡の中枢としての整備を推進する地区一

本丸跡に相当する史跡の中枢地区である。公園としての利便性や回遊性との調整を図りつつ、 櫓等本丸を構成した遺構の調査研究と整備を推進していく地区とする。

ii)整備内容

当地区では、本丸に存在した建物(天守・二階櫓等)の復元整備や本丸御殿の遺構表示及び説明板設置のほか、明治期の公園整備の際に改変された石垣の復元整備等を想定している。

なお、これらの整備に当たっては、近世城郭としての整備内容と現在利用されている近代以降 に設けられた石段等の動線、南部中尉銅像台座の取扱いについて調整を図るものとする。

また、史跡内外からの良好な景観を確保するため、周囲の樹木の取扱いや、既存の電柱や配線等の撤去を進めるとともに、史跡と公園の利便性確保のためのベンチや四阿等の配置についても検討するものとする。

②第2種地区

i) 方向性

一既存の工作物との調整を図りつつ、史跡整備と都市公園整備の両立を図る地区一

盛岡城跡を構成する主要な曲輪である二ノ丸、三ノ丸、淡路丸、榊山稲荷曲輪、鶴ケ池、亀ケ池の地区である。明治期の公園整備により一部改変を受けているものの、城郭としての遺構がよく残されている。

土塁、枡形、石垣、門など城郭としての重要な遺構の整備を行いながら、公園としての利便性 の向上と安全性の確保を図る地区とする。

ii) 整備内容

二ノ丸大書院跡の地形や穴門周辺、三ノ丸石土居や内堀、土塁等、明治期以降の地形改変部分の復元整備のほか、吹上門や塀等といった建築物の復元整備等について、発掘調査(遺構確認調査)や各種史料調査を行いながら、計画的に推進するものとする。

また、石垣の保全に影響のある樹木については、継続的に伐採等の措置を行うとともに、現存する堀跡(鶴ケ池・亀ケ池)と土塁は地形の保全を図り、堀跡の水質改善等の環境整備を推進するものとする。

なお、部分的に現存する長岡安平の設計原案による公園整備内容の保全を図る範囲について、 記念碑等は本質的価値の保全との関係から移設を検討する。

さらに、当該地区においても第1種地区と同様に、史跡内外からの良好な景観を確保するための樹木の取扱いや、既存の電柱や配線等の撤去、便益施設を検討し、必要に応じて撤去・維持・修繕・改築を推進するものとする。

③第3種地区

i)方向性

一公園としての機能を有効に活用しつつ、部分的に史跡整備を実施する地区一

城跡の中心部である第1種地区、第2種地区をとりまく台所地区及び平坦地である。土塁、枡 形などの遺構の残存状況は良くないが、発掘調査により台所門及び枡形、塗師小屋や坂下門等の 遺構が確認されている。公園としての機能を活用しつつ、台所西側の法面の保存や枡形等の重要 遺構の整備を部分的に行う地区とする。

ii) 整備内容

明治期の公園整備により撤去された台所門の枡形や土塁、発掘調査により確認された遺構の整備について、継続的な発掘調査(遺構確認調査)や各種史料調査に取り組みながら、計画的に整備を推進するものとする。

また、公園としての利便性を図るため、トイレ・四阿・ベンチ等の改修や改築のほか、市指定 文化財である彦蔵の活用を推進するための整備内容を検討する。

さらに、他の地区と同じく、史跡内外からの良好な景観を確保するための樹木の伐採や剪定、 既存の電柱等の整理に取り組むものとする。

④第4種地区

i) 方向性

一盛岡城下曲輪としての歴史性と都市公園機能、さらに商業機能を持つ地区としての位置付け を並存させつつ、安心・安全のまちづくりの観点も踏まえ、将来像を検討すべき地区-

商店街や道路など、現在、史跡・公園以外の利用が成されている地区である。盛岡城の正面としての歴史性と、観光・地域資源としての位置付けを踏まえつつ、関係者と協議を行いながら、本市全体のまちづくりの中で将来像を検討している地区のため、本計画においては方向性のみの提示に留める。

表 32 整備の方向性一覧

	範囲	課題・要望等
第 1 種 地 区	・本丸全域 ・御末門に至る坂道 ・乗物部屋跡	 ○明治期の石垣改変部分の取扱い ○南部中尉銅像台座の取扱い ○遺構(御殿・櫓跡など)の整備(復元・遺構表示等) ○史跡整備(遺構復元等)と公園としての利便性の両立 ○老朽化した便益施設の改築等 ○石垣の維持・管理 ○外部からの景観(樹木により周辺から城郭が確認できにくい) ■本丸⇔二ノ丸のバリアフリー化(車椅子で移動したい) ■本丸天守、二階櫓の復元 △建物復元に足る写真・絵図・指図等が不足
第2種地区	・二ノ丸 ・三ノ丸 ・榊山稲荷曲輪 ・淡路丸・鳩門周辺 ・下曲輪の一部(北東土塁残存部) ・内堀(鶴ヶ池・亀ヶ池) ※市道内丸大通三丁目線に該当する部 分、普通財産占用範囲(東大通商店 街の一部)を除く	 ●明治期の地形・石垣改変部分の取扱い ●史跡整備(遺構復元等)と公園としての利便性の両立 ●長岡安平の設計原案による明治期の公園整備範囲の保全 ●内堀の規模・形状の保全・復元、連続性の確保 ○石垣修理(二ノ丸西側、三ノ丸南東・北・西ほか) ●景観(樹木により周辺から城郭が確認できにくい) ○現存する土塁の保全 ○老朽化した便益施設の改築等 ○史跡整備(遺構復元等)と記念碑等の位置変更 ○サインの仕様統一 ○内堀の水質浄化・水質管理 ○電柱・電線の取扱い ○文化(文学)的景観の位置付け ■鳩御門の復元要望 △建物復元に足る写真・絵図・指図等が不足 ◆遺構確認調査が未実施 ▲市有地への駐車行為(南辺部) ▲隣接地権者設置の擁壁が破損(史跡南辺に隣接)
第3種地区	 ・御台所(多目的広場) ・三ノ丸北側平坦地(土塁跡を除く) ・櫻山神社境内地 ・吹上門西側から榊山稲荷曲輪を経て三ノ丸西側に至る平坦地 ・淡路丸下南側から東側(彦蔵周辺)の平坦地 	 □堀・土塁・門跡の整備 ○神社建物の改築等取扱い ○駐車場の取扱い(管理事務所・指定管理者) ○彦蔵の維持管理・活用 ○外部からの景観(樹木により周辺から城郭が確認できにくい) ○多目的広場の維持管理と整備 ○サインの仕様統一 ○電柱・電線の取扱い △建物復元に足る写真・絵図・指図等が不足 ◆遺構確認調査が未実施 ▲隣接地権者車両の乗入れ・駐車(南辺部)
第4種地区	 ・下曲輪内部(櫻山神社参道地区) ・内堀の一部(都市計画道路中ノ橋大通線及び東大通商店街:普通財産占有地) ・内曲輪の一部(都市計画道路下ノ橋更ノ沢線) 	○下曲輪本来の地形・構造の顕在化 ○堀の連続性確保 ○歴史性のある景観形成(ふさわしい景観のありかた) ○中央通~東大通の道路が寸断されている ○大手としての正面性確保 ■店舗の継続希望者が多い ■土地(建物)の売却希望者あり ■老朽化した店舗・住宅等建物、ライフライン改修への対応 ■商店街地区の将来像(整備計画等)の提示が求められている △建物復元に足る写真・絵図・指図等が不足 ◆発掘調査が未実施 ▲市有地に建物・住宅設備・自動販売機等がはみ出している等 ▲行政財産・普通財産占有のありかた ※保存管理基準及び整備方針に対して権利者との合意形成が必要
凡例等		○:検討課題 ■:市民・利用者等からの要望◆:遺構調査の実施 △:整備推進に際し不足している情報等▲:地権者・関係者との協議が必要な事項

区 整備の方向性と方法

整備の方向性	整備内容の例(案)	備考
○回遊性・利便性との調整を図りつつ、 史跡の中枢として、整備を推進する 地区。	・建物(天守・二階櫓等)の復元整備 ・本丸御殿の遺構表示及びサイン作成 ・廊下橋(本丸・二ノ丸の連絡)整備 ・明治期に改変された石垣の復元整備 ・樹木の整理 ・ベンチ、四阿の改修	※建物の整備については、 未発見の古写真・指図等 の調査のほか遺構確認 調査が必要。
○既存の工作物と調整を図りつつ、史 跡整備と都市公園整備の両立を図る 地区。	・二ノ丸大書院跡の整備(地形復元) ・吹上門の復元 ・塀の復元 ・吹上門周辺の枡形復元 ・穴門周辺の復元・土塁の整備(三ノ丸) ・二ノ丸北西部石土居の復元整備 ・堀の復元及び環境整備 ・三ノ丸南東〜西側の石垣修理 ・史跡南辺の法面保護 ・説明板設置 ・樹木の整理 ・ベンチ、四阿の改修	
○公園としての機能を有効に活用しつ つ、部分的に史跡整備を実施する地 区。	・枡形及び土塁の整備(枡形門・台所門など) ・彦蔵の整備 ・明治期に植栽された樹木(ウメ・サクラなど)の保全 ・ベンチ、四阿、トイレ等の整備(改修・改築等) ・説明板設置 ・樹木の整理	
○盛岡城下曲輪としての歴史性と都市 公園、さらに商業機能を持つ地区と しての位置付けを並存させつつ、安 心・安全のまちづくりの観点も踏ま え、長期的に整備を検討する地区。	◎今後、地域や市民から広く意見を伺い、整備の方向性を定める。	・都市計画決定されているが公園として未供用 ・商店街(昭和21年~、 S29・34に整備し現在に 至る) ※整備計画・事業実施については地元との合意形成を図った上で実施するものとする。
		※保存管理基準及び整備方針 に対して権利者との合意形 成が必要

X 運営·体制整備

1 運営・体制整備の方向性

(1) 保存管理における運営・体制の現状

盛岡市は、文化財保護法における史跡盛岡城跡の管理団体として、責任をもって史跡の適切な保存活用に努めるものとし、当面は現行の直営による運営を維持することとする。

現在、史跡の基本的な保存管理は市教育委員会事務局歴史文化課の主管業務として、史跡の現 状変更等に対する対応を行っており、史跡指定地及び隣接している都市公園「岩手公園」(盛岡城 跡公園)における維持管理については、盛岡市から指定管理者に委託している。

なお、民有地については、史跡内の土地所有者及び利用者の協力のもと、日常的な清掃等の維持管理が行われている。

(2)方向性

- ア 盛岡市は史跡の管理団体として、盛岡城跡の調査研究、保存活用及び整備に必要な措置を講 ずる
- イ 地域づくりの場や歴史を学ぶ場として活用するための体制構築、人材の育成を推進する。
- ウ 適切な維持管理を行うための体制づくりを進める。

2 運営・体制整備の方法

(1) 運営方法

盛岡市は本計画に基づき、国・県の協力のもと、史跡の保存管理を適切に取り組むものとする。

ア 史跡の保存管理は、管理団体である盛岡市が行うものとする。

なお、実施に当たっては、関係者との必要な連絡調整を行うとともに、各種関係法令や諸計 画等との調整を図るものとする。

- イ 史跡指定地内の土地所有者が現状変更を行おうとする場合は、管理団体である盛岡市と必要 な協議・調整を経た上で、現状変更の申請を行うものとする。
- ウ 史跡指定地内の災害時の復旧については、史跡を構成する主要な要素に対して、盛岡市が主体となって実施するものとする。
- エ 史跡指定地内において、史跡の整備や公園施設等の整備を実施する場合は、国・県、盛岡城 跡整備委員会や盛岡市文化財保護審議会などの指導・協議・助言・協力のもと、盛岡市が主体 となって行うものとする。
- オ 史跡指定地内に所在する工作物、建築物に関する維持管理については、必要に応じて史跡の 管理団体である盛岡市と協議の上、それぞれの所有者・管理者が主体となって行うものとする。

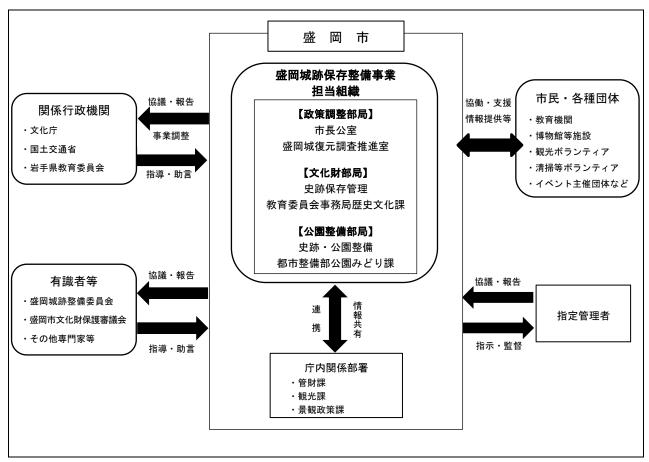
(2) 協力体制

史跡の適切な保存管理とともに、各種調査研究の成果に基づく活用や整備、来訪者の安全性や 利便性向上のための公園施設の整備や維持管理について、政策調整部局、史跡・公園整備担当部 局、文化財担当部局との間で横断的な連絡調整を行うほか、史跡の保存活用に関連のある事業等 について、関係部局と連絡調整を行い、円滑な推進に努めるものとする。

(3) 市民等の参加

市民協働による盛岡城跡の管理運営、保存活用は、地域のランドマークとしての意識を醸成していく上で重要である。また、盛岡城跡の多様な価値を市民が広く理解できるよう、効果的な周知・広報、展示会や現地説明会など調査成果の公表・公開による学習機会の提供を積極的に行いながら、さらに参加を募り市民との協働を促進することで、盛岡城跡についての知識と愛着を深め、より親しみをもって盛岡城跡を守っていく気運の醸成につなげていく。

また、各種ボランティア団体の参加により行われている公園施設の維持管理や清掃等の活動については、公園管理者である盛岡市が各団体との連携を図りながら、必要に応じて活動に協力するものとする。



第33図 史跡盛岡城跡保存・活用のための体制図

XI 施策の実施計画の策定・実施

1 施策の実施計画

盛岡城跡におけるこれまでの調査研究の状況や、保存整備、保存活用の取組状況、各分野の方向性と方法に基づき、調査研究、保存管理、活用、整備、運営・体制の整備に資する施策を確実に推進していくため、諸事業について重要度や緊急度を検討し、実施計画内容を策定する。

短期的に実施する施策については、令和 5 年度(2023)~令和 9 年度(2027)とし、中期的に取り組む施策については、令和 10 年度(2028)~令和 14 年度(2032)、長期的に実施を検討し、取り組む事業については令和 15 年(2033)以降の期間を想定する。

なお、本章に示す整備の実施は、史跡盛岡城跡整備基本計画のほか、盛岡市歴史文化基本構想や盛岡市歴史的風致維持向上計画による事業として実施されるものである。また、文化庁、岩手県教育委員会、盛岡城跡整備委員会、盛岡市文化財保護審議会などの関係機関から、総合的かつ専門的な指導及び助言を受けながら、計画的に実施するものとする。

また、調査研究や事業を進めていく中で、新たな検討課題等が発生した場合については、必要 に応じて実施計画の見直しを行うものとする。

表 33 整備事業における当面の事業計画

			実施年度					
項目		施策計画内容	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	
			2023	2024	2025	2026	2027	
調査研究		史・資料の調査・研究	•	•	•	•	•	
		遺構確認調査	•	•	•	•	•	
	計画	整備基本計画の改訂		•				
		石垣変位調査	•	•	•	•	•	
整備	/P. /=	石垣カルテ作成	•	•	•	•	•	
	保存	三ノ丸地区石垣修復工事	•	•				
		樹木の剪定・伐採	•	•	•	•	•	
	活用	適切な遺構平面表示等の検討	•	•	•	•	•	
		櫓・塀・門等の復元の検討	•	•	•	•	•	
		櫓・塀・門等の復元(的)整備				•	•	
		無電柱化、電線地中化			•	•	•	
		便益施設の整備			•	•	•	
•		調査研究成果、整備等の情報公開	•	•	•	•	•	
活用	月・公開	イベントでの活用	•	•	•	•	•	
		教育・福祉・ボランティア等参加	•	•	•	•	•	

表 34 施策の実施計画表

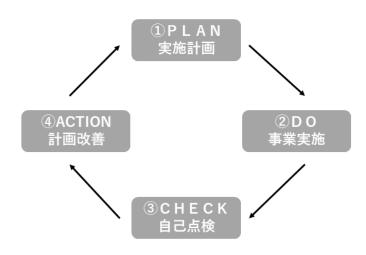
短期 中期 長	実施時期					
令和5年度 (2023)	期					
選構確認調査 日常的な点検・維持管理 き損箇所、変状の把握、応急措置 追加指定の検討・指定 現状変更等の厳密な運用 史跡指定地内の保存管理基準等協議 石垣変位調査 石垣カルテ作成 三ノ丸地区石垣修復工事 石垣崩落防止(養生)工事 法面等崩落防止(養生)工事 法面等崩落防止(養生)水質浄化 樹木の剪定・伐採 公有化 各種調査成果の公表 学校教育・生涯学習との連携による 活用 各種イベント会場としての活用 整備基本計画の改訂	2033) 以降					
日常的な点検・維持管理 き損箇所、変状の把握、応急措置 追加指定の検討・指定 現状変更等の厳密な運用 史跡指定地内の保存管理基準等協議 石垣変位調査 石垣カルテ作成 三ノ丸地区石垣修復工事 石垣崩落防止(養生)工事 法面等崩落防止工事 内堀(鶴ケ池・亀ケ池)水質浄化 樹木の剪定・伐採 公有化 各種調査成果の公表 学校教育・生涯学習との連携による 活用 各種イベント会場としての活用 整備基本計画の改訂						
き損箇所、変状の把握、応急措置 追加指定の検討・指定 現状変更等の厳密な運用 史跡指定地内の保存管理基準等協議 石垣変位調査 石垣力ルテ作成 三ノ丸地区石垣修復工事 石垣艄落防止(養生)工事 法面等崩落防止工事 内堀(鶴ケ池・亀ケ池)水質浄化 樹木の剪定・伐採 公有化 各種調査成果の公表 学校教育・生涯学習との連携による 活用 各種調査成果の公表 学校教育・生涯学習との連携による 活用 整備基本計画の改訂						
追加指定の検討・指定 現状変更等の厳密な運用 史跡指定地内の保存管理基準等協議 石垣変位調査 石垣カルテ作成 三ノ丸地区石垣修復工事 石垣崩落防止(養生)工事 法面等崩落防止工事 内堀(鶴ケ池・亀ケ池)水質浄化 樹木の剪定・伐採 公有化 各種調査成果の公表 学校教育・生涯学習との連携による 活用 各種イベント会場としての活用 整備基本計画の改訂						
現状変更等の厳密な運用						
保存・管理						
保存・管理						
石垣カルテ作成 三ノ丸地区石垣修復工事 石垣崩落防止 (養生) 工事 法面等崩落防止工事 内堀 (鶴ケ池・亀ケ池) 水質浄化 樹木の剪定・伐採 公有化 各種調査成果の公表 学校教育・生涯学習との連携による 活用 各種イベント会場としての活用 整備基本計画の改訂						
三ノ丸地区石垣修復工事						
石垣崩落防止 (養生) 工事						
法面等崩落防止工事						
内堀 (鶴ケ池・亀ケ池) 水質浄化 樹木の剪定・伐採 公有化 各種調査成果の公表 学校教育・生涯学習との連携による活用 各種イベント会場としての活用 整備基本計画の改訂						
樹木の剪定・伐採 公有化						
公有化 A種調査成果の公表 学校教育・生涯学習との連携による活用 A種イベント会場としての活用 整備基本計画の改訂 整備基本計画の改訂						
活 用 各種調査成果の公表 学校教育・生涯学習との連携による 活用 各種イベント会場としての活用 整備基本計画の改訂						
活 用 学校教育・生涯学習との連携による 活用 各種イベント会場としての活用 整備基本計画の改訂						
活用 各種イベント会場としての活用 整備基本計画の改訂						
整備基本計画の改訂						
計画						
計画 本丸地区整備基本計画の策定 						
適切な遺構表現の検討						
整 櫓・塀・門等の復元の検討						
ー 備・塀・門等の復元 (的) 整備 ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー						
活用無電柱化、電線地中化						
遺構表示整備						
解説サイン等設置						
便益施設の整備 ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー						
庁内における体制整備						
体制整備 外部有識者の指導・助言						
市民や民間業者との連携・協議等						

※破線部は、必要に応じて適宜対応する施策

双 経過観察

1 経過観察の方向性

史跡盛岡城跡における調査研究、保存、活用、整備、運営体制の整備に係る各種事業の実施状況を把握するため、定期的にモニタリングを実施し、PDCAサイクルの考え方に基づく自己点検、まちづくりアンケート結果等により事業の効果を客観的に把握するとともに、市の施策評価等を踏まえながら課題に対する内部検証を行い、必要に応じて改善を図りながら、効果的に事業を推進させていく。



第34図 経過観察のサイクル

2 経過観察の方法

自己点検については、調査研究、保存、活用、整備、運営体制等の各分野について、『史跡等・ 重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』(平成 27 年、文化庁記念物課)を参考とした自己 点検表(表 35)を活用し、定期的なモニタリングを行う。

		取組状況			
項目	実施例	未取組	計画中	取組済	備 考 (現状、目的、成果等を記入)
	ア) 標識は適正に配置されているか	1	2	3	
(1) 基本情報に関すること	イ)境界標の設置、現地での範囲の把握はできてい るか	1	2	3	
	ウ)説明板は設置されているか	1	2	3	
	ア)保存活用計画は策定されているか	1	2	3	
(2) 計画策定 等に関すること	イ) 保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
3.1-1237 0 = 2	ウ) 保存活用計画の見直しは実施されているか	1	2	3	

		取組状況			
項目	実施 例	未取組	計画中	取組済	備 考 (現状、目的、成果等を記入)
	ア) 指定時における本質的価値について十分把握 できるか	1	2	3	(5%)、日时、成未守を記入/
	イ) 調査等により史跡等の価値等の再確認はできて いるか	1	2	3	
(3) 保存に関	ウ) 専門技術者の参加、連携は図られているか	1	2	3	
すること	エ) 史跡等の劣化状況や保存環境に係る調査はなさ れているか	1	2	3	
	オ) 災害対策は十分されているか	1	2	3	
	カ)保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
	ア)日常的な管理はなされているか	1	2	3	
	イ)特別な技術者等が必要な部分の管理はなされて いるか	1	2	3	
(4) 管理に関 すること	ウ) 史跡等周辺の環境保全のために、地域住民や関 係機関との連携が図られているか	1	2	3	
	エ)条例、規則、指針等、環境保全の措置を定め、 実行しているか	1	2	3	
	オ) 保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
	ア)公開が適切に行われているか	1	2	3	
	イ)史跡等の本質的価値を学び理解する場となって いるか	1	2	3	
	ウ) 市民の文化的活動の場となっているか	1	2	3	
(5) 公開、活用	エ) まちづくりと地域のアイデンティティの創出が されているか	1	2	3	
に関すること	オ) 文化的観光資源としての活用がされているか	1	2	3	
	カ)体験学習等は計画的に実施しているか	1	2	3	
	キ)パンフレット等は活用されているか	1	2	3	
	ク) 外国人向けの対応はされているか	1	2	3	
	ケ)ガイダンス等の施設は十分に活用されているか	1	2	3	
	ア)整備基本計画は策定されているか	1	2	3	
	イ) 史跡等の表現は、学術的根拠に基づいているか	1	2	3	
	ウ)遺構等に影響がないように整備されているか	1	2	3	
	エ) 修復において、伝統技術を十分尊重して実行で きたか	1	2	3	
	オ) 整備後に、修復の状況を管理しているか	1	2	3	
(6) 整備に関すること	カ)復元展示において、当時の技法、意匠、工法、 材料について十分検討したか	1	2	3	
, , , ,	キ)活用を意識した整備が行われているのか	1	2	3	
	ク) 多言語に対応した整備が行なわれているのか	1	2	3	
	ケ)整備において目指すべき環境等の姿を実施で きたか	1	2	3	
	コ)整備基本計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
	サ)整備基本計画の見直しはされているか	1	2	3	
	ア)運営については適切に行われているか	1	2	3	
(7) 運営・体制	イ)体制については十分であるか	1	2	3	
・連携に関する	ウ)他部署との連携については十分であるか	1	2	3	
	エ)地域との連携については十分であるか	1	2	3	
(8) 予算に関すること	ア)予算確保のための取組はあるか	1	2	3	<u> </u>